

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）については、主な調査地域を対象事業実施区域が位置するいちき串木野市及び薩摩川内市とし、環境要素の区分毎に事業の特性を踏まえて「第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」の検討を行う必要があると考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により情報を把握した。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 気象の状況

対象事業実施区域の最寄りの気象観測所は、第3.1-1表及び第3.1-1図のとおりである。

東市来地域気象観測所及び川内地域気象観測所における地上気象観測結果（平年値）は第3.1-2表のとおりである。

東市来地域気象観測所の平年値をみると、年平均気温は17.3℃、最多風向は東南東、平均風速は2.0 m/s、日照時間は1964.9時間、年降水量は2265.0 mmとなっている。

川内地域気象観測所の平年値をみると、年平均気温は17.1℃、最多風向は北北東、平均風速は1.8 m/s、日照時間は1858.2時間、年降水量は2368.8 mmとなっている。

第3.1-1表 対象事業実施区域及びその周辺の気象観測所

観測所名	所在地	緯度・経度	標高(m)
東市来地域気象観測所	日置市東市来町湯田	北緯 31° 40.1' , 東経 130° 19.7'	40
川内地域気象観測所	薩摩川内市中郷	北緯 31° 50.0' , 東経 130° 18.9'	5

出典) 「地域気象観測所一覧」 (気象庁、令和5年)

第 3.1-2 表(1) 東市来地域気象観測所における地上気象の観測結果

項目		月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
気温	平均	℃	7.5	8.6	11.5	15.6	19.4	22.8
	日最高の平均	℃	12.0	13.3	16.1	20.4	24.1	26.4
	日最低の平均	℃	2.9	3.6	6.4	10.5	14.8	19.6
最多風向(方位)		—	北北西	北北西	東南東	東南東	東南東	東南東
平均風速		m/s	2.2	2.3	2.4	2.3	2.0	1.9
日照時間		h	116.1	133.3	162.3	180.6	183.9	112.0
降水量		mm	75.8	99.4	151.1	174.3	187.1	516.3

項目		月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
気温	平均	℃	26.6	27.3	24.6	19.8	14.6	9.5	17.3
	日最高の平均	℃	30.2	31.6	29.3	25.1	19.8	14.4	21.9
	日最低の平均	℃	23.6	23.9	20.7	15.0	9.5	4.7	12.9
最多風向(方位)		—	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	北北西	東南東
平均風速		m/s	1.8	2.0	1.8	1.8	1.7	2.0	2.0
日照時間		h	192.5	220.8	186.7	191.2	156.1	126.2	1964.9
降水量		mm	310.2	204.6	243.6	92.2	111.4	98.4	2265.0

注) 1. 統計期間は 1991～2020 年である。

2. 東市来地域気象観測所の標高は 40m、風速計の高さは 6.5m である。

出典) 「各種データ・資料_年・月ごとの平年値」(気象庁 HP、令和 5 年 11 月閲覧)

「地域気象観測所一覧」(気象庁、令和 5 年)

第 3.1-2 表(2) 川内地域気象観測所における地上気象の観測結果

項目		月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
気温	平均	℃	6.6	7.9	11.0	15.5	19.6	23.1
	日最高の平均	℃	11.8	13.3	16.5	21.0	25.0	27.6
	日最低の平均	℃	2.0	2.8	5.8	10.2	14.8	19.4
最多風向(方位)		—	北北東	北北東	北北東	北北東	西北西	西北西
平均風速		m/s	1.7	1.9	2.1	2.1	1.9	1.8
日照時間		h	111.3	125.8	159.1	177.5	177.8	107.5
降水量		mm	85.0	114.0	156.5	179.2	208.6	506.5

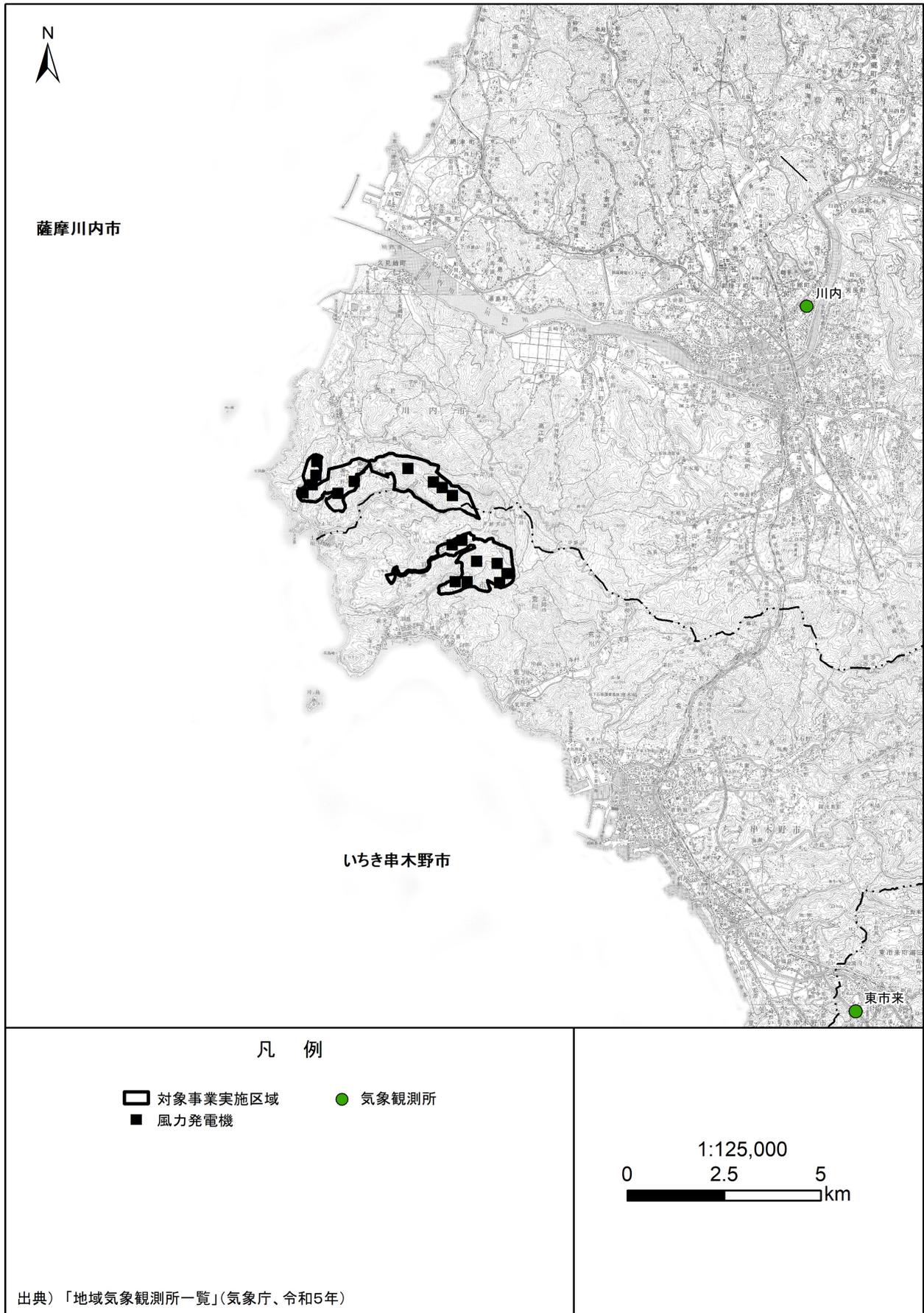
項目		月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
気温	平均	℃	27.0	27.6	24.7	19.3	13.8	8.6	17.1
	日最高の平均	℃	31.3	32.5	29.9	25.3	19.8	14.2	22.3
	日最低の平均	℃	23.6	24.0	20.7	14.6	8.8	3.8	12.6
最多風向(方位)		—	北北東						
平均風速		m/s	2.0	1.9	1.6	1.4	1.3	1.5	1.8
日照時間		h	173.2	202.9	172.8	182.0	147.6	120.8	1858.2
降水量		mm	334.0	239.5	231.4	95.2	110.7	105.3	2368.8

注) 1. 統計期間は 1991～2020 年である。

2. 川内地域気象観測所の標高は 5 m、風速計の高さは 6.4m である。

出典) 「各種データ・資料_年・月ごとの平年値」(気象庁 HP、令和 5 年 11 月閲覧)

「地域気象観測所一覧」(気象庁、令和 5 年)



出典)「地域気象観測所一覧」(気象庁、令和5年)

第 3. 1-1 図 気象観測所の位置

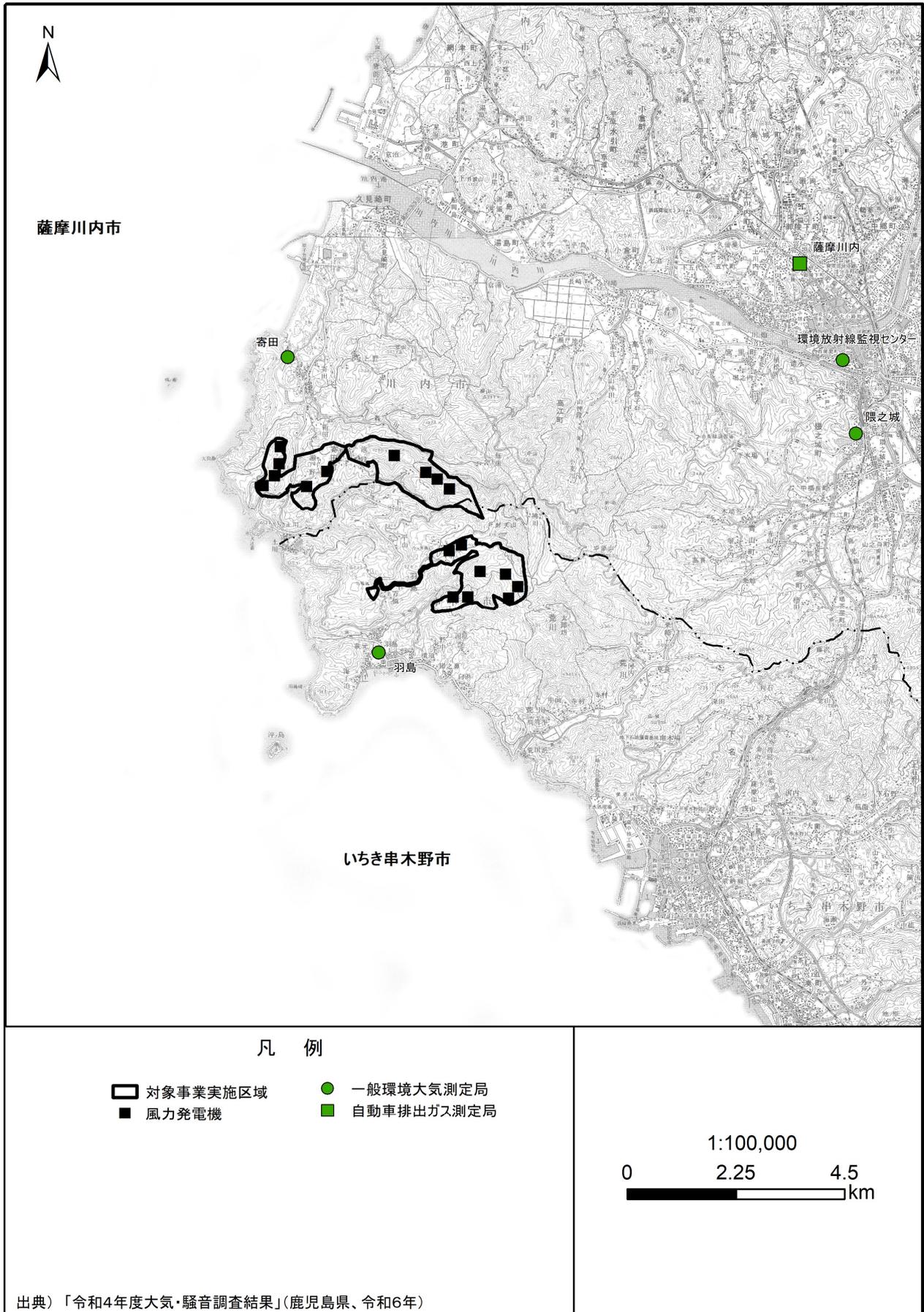
(2) 大気質の状況

対象事業実施区域及びその周辺には、第3.1-3表及び第3.1-2図のとおり、一般環境大気測定局（以下「一般局」という）3局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という）1局が設置されている。

第3.1-3表 大気汚染物質常時監視測定局

区分	測定局名	所在地	用途地域	測定項目					
				二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素
一般局	寄田	薩摩川内市寄田町 4-1	未	○	○		○		
	環境放射線監視センター	薩摩川内市若松町 1	住	○	○	○	○		
	隈之城	薩摩川内市隈之城町 217-8	未	○	○	○	○	○	
	羽島	いちき串木野市羽島 5218	住	○	○	○	○	○	
自排局	薩摩川内	薩摩川内市御陵下町字八牟田 2742-2	商	○	○		○	○	○

注) 1. 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に基づく用途地域。以下の略称を用いる。
 住：第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居専用地域及び準住居地域に該当する地域
 商：近隣商業地域及び商業地域
 未：未指定及び無指定地域
 2. 令和3年3月に環境放射線監視センター局は廃止され、隈之城局が新設された（移設）。
 出典) 「令和5年版 環境白書」（鹿児島県、令和6年）



第 3.1-2 図 大気汚染常時監視測定局の位置

① 二酸化窒素

令和4年度における二酸化窒素の測定結果は、第3.1-4表のとおりであり、各測定局とも環境基準を達成している。また、平成30年度～令和4年度の年平均値の経年変化は第3.1-5表及び第3.1-3図のとおりである。

第3.1-4表 二酸化窒素の測定結果（令和4年度）

区分	測定局名	年平均値	1時間値 の最高値	1日平均値		98%値評価による1日平均値が0.06ppmを超えた日数
				0.06ppmを超えた日数	年間98%値	
				日	ppm	
一般局	隈之城	0.003	0.020	0	0.006	0
	羽島	0.002	0.012	0	0.004	0
自排局	薩摩川内	0.006	0.037	0	0.011	0

注) 環境基準の評価：1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。

出典) 「令和4年度大気・騒音調査結果」(鹿児島県、令和6年)

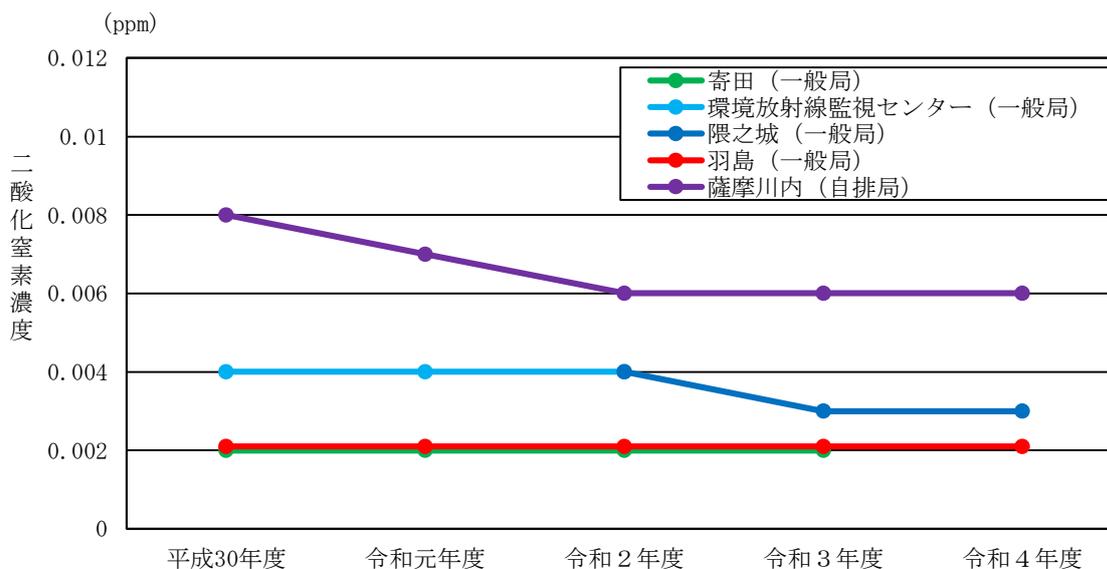
第3.1-5表 二酸化窒素の経年変化（平成30年度～令和4年度）

単位：ppm						
区分	測定局名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局	寄田	0.002	0.002	0.002	0.002	—
	環境放射線監視センター	0.004	0.004	0.004	—	—
	隈之城	—	—	0.004	0.003	0.003
	羽島	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
自排局	薩摩川内	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006

注) 1. 令和3年3月に環境放射線監視センター局は廃止され、隈之城局が新設された(移設)。

2. 令和4年3月に寄田局は廃止された。

出典) 「令和4年度大気・騒音調査結果」(鹿児島県、令和6年)



第3.1-3図 二酸化窒素の経年変化（平成30年度～令和4年度）

② 光化学オキシダント

令和4年度における光化学オキシダントの測定結果は、第3.1-6表のとおりである。

昼間（5～20時）の時間帯における1時間値が環境基準（0.06ppm）を超えた時間は、隈之城局（令和3年3月新設）で135時間、羽島局で272時間であった。また、平成30年度～令和4年度の昼間（5～20時）における1時間値の年平均値の経年変化は第3.1-7表及び第3.1-4図のとおりである。

第3.1-6表 光化学オキシダントの測定結果（令和4年度）

区分	測定局名	昼間（5～20時）における1時間値						日最高1時間値の年平均値 ppm
		年平均値	最高値	0.06ppmを超えた日数と時間数		0.12ppm以上の日数と時間数		
				ppm	ppm	日	時間	
一般局	隈之城	0.029	0.080	29	135	0	0	0.040
	羽島	0.036	0.087	43	272	0	0	0.044

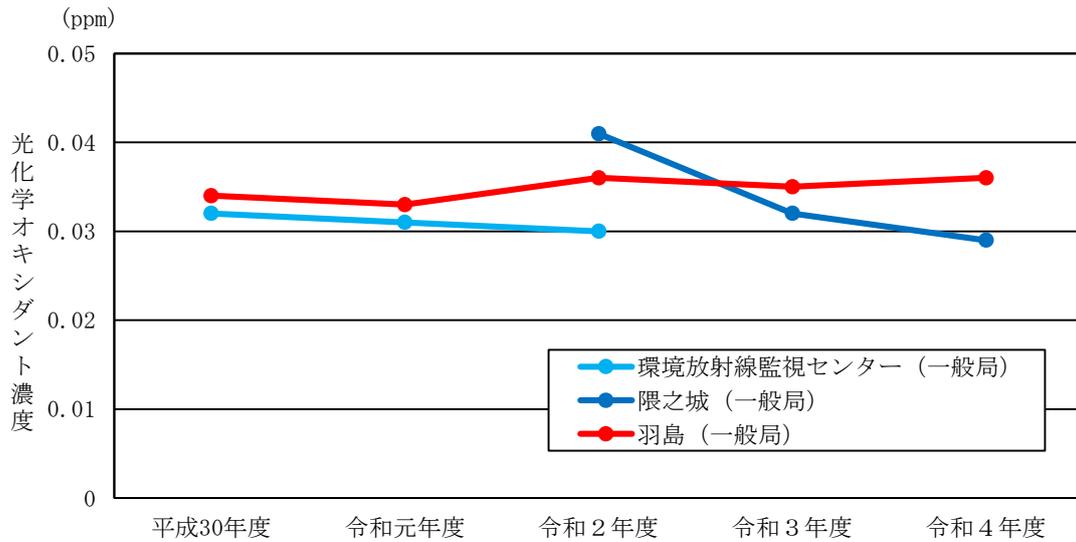
注) 環境基準の評価：昼間（5～20時）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。
出典) 「令和4年度大気・騒音調査結果」（鹿児島県、令和6年）

第3.1-7表 光化学オキシダントの経年変化（平成30年度～令和4年度）

単位：ppm

区分	測定局名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局	環境放射線監視センター	0.032	0.031	0.030	—	—
	隈之城	—	—	0.041	0.032	0.029
	羽島	0.034	0.033	0.036	0.035	0.036

注) 令和3年3月に環境放射線監視センター局は廃止され、隈之城局が新設された（移設）。
出典) 「令和4年度大気・騒音調査結果」（鹿児島県、令和6年）



第 3.1-4 図 光化学オキシダントの経年変化 (平成 30 年度～令和 4 年度)

③ 浮遊粒子状物質

令和 4 年度における浮遊粒子状物質の測定結果は第 3.1-8 表のとおりであり、全ての測定局で環境基準を達成している。また、平成 30 年度～令和 4 年度の年平均値の経年変化は第 3.1-9 表及び第 3.1-5 図のとおりである。

第 3.1-8 表 浮遊粒子状物質の測定結果 (令和 4 年度)

区分	測定局名	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時 間数	1 日平均値 が 0.10mg/m ³ を超えた日 数	1 時間値 の 最高値	1 日平 均値の 2% 除外値	1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続 したことの有 無	環境基 準の長 期的評 価
		mg/m ³	時間	日	mg/m ³	mg/m ³	有・無	
一般局	隈之城	0.013	0	0	0.081	0.028	無	達成
	羽島	0.017	0	0	0.088	0.040	無	達成
自排局	薩摩川内	0.014	0	0	0.095	0.032	無	達成

注) 短期的評価: 連続して又は随時に行った測定について、1 時間値が 0.20mg/m³以下で、かつ、1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であれば環境基準達成である。

長期的評価: 年間の 1 日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m³以下であれば環境基準達成である。ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m³を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく非達成である。

出典) 「令和 4 年度大気・騒音調査結果」(鹿児島県、令和 6 年)

第 3.1-9 表 浮遊粒子状物質の経年変化（平成 30 年度～令和 4 年度）

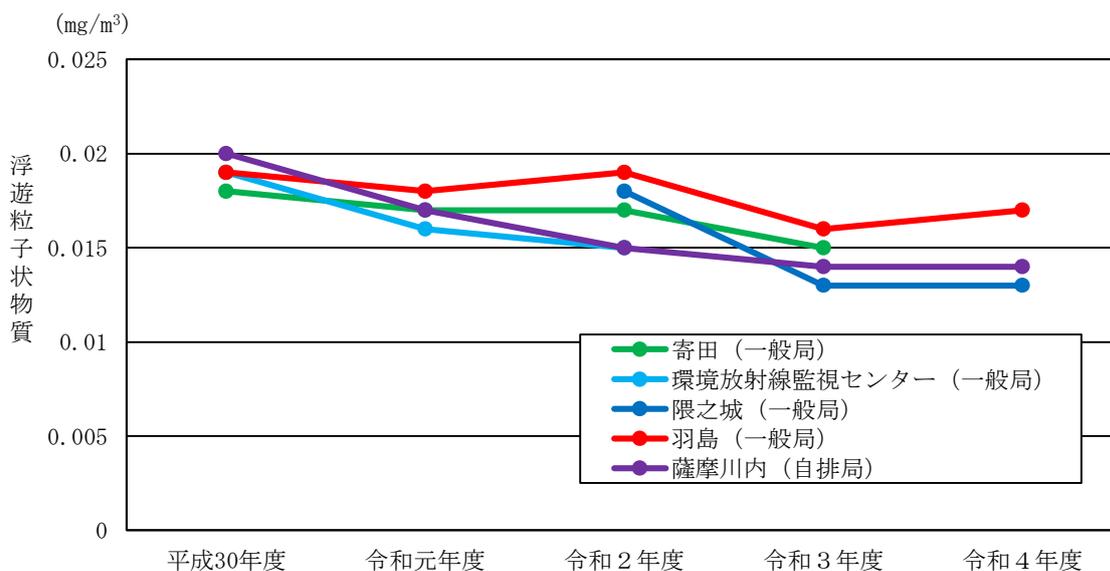
単位：mg/m³

区分	測定局名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一般局	寄田	0.018	0.017	0.017	0.015	—
	環境放射線 監視センター	0.019	0.016	0.015	—	—
	隈之城	—	—	0.018	0.013	0.013
	羽島	0.019	0.018	0.019	0.016	0.017
自排局	薩摩川内	0.020	0.017	0.015	0.014	0.014

注) 1. 令和 3 年 3 月に環境放射線監視センター局は廃止され、隈之城局が新設された（移設）。

2. 令和 4 年 3 月に寄田局は廃止された。

出典) 「令和 4 年度大気・騒音調査結果」（鹿児島県、令和 6 年）



第 3.1-5 図 浮遊粒子状物質の経年変化（平成 30 年度～令和 4 年度）

④ 大気汚染に係る苦情の発生件数

大気汚染に係る苦情の発生件数は、第 3.1-10 表のとおりであり、過去 5 年間（平成 30 年度～令和 4 年度）で年間に 21～47 件発生している。

第 3.1-10 表 大気汚染に係る苦情の発生件数

市町	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
いちき串木野市	0	0	0	0	0
薩摩川内市	21	32	47	44	40

出典) 「平成元年～令和 5 年版 環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和 2～6 年）

(3) 騒音の状況

① 環境騒音の状況

環境騒音の調査結果は、第 3.1-11 表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺では、第 3.1-6 図のとおり 5 地点で測定が実施されており、御陵下町①及び高城町で昼間及び夜間に、宮内町で夜間に環境基準を達成していないが、その他の地点は環境基準を達成している。

第 3.1-11 表 環境騒音調査結果（令和 4 年度）

市町	測定地点	用途地域	環境基準 類型	等価騒音レベル (dB)			
				測定値		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
薩摩川内市	御陵下町①	第一種中高層 住居専用地域	A	56	46	55	45
	宮内町	第一種住居地域	B	51	47	55	45
	高城町	第一種住居地域	B	60	52	55	45
	御陵下町②	第一種住居地域	B	47	37	55	45
	西開聞町	近隣商業地域	C	53	39	60	50

- 注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
 2. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 3. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 4. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
 出典) 「令和 4 年度大気・騒音調査結果」(鹿児島県、令和 6 年)

② 道路交通騒音の状況

道路交通騒音（道路に面する地域）の調査結果は、第 3.1-12 表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺では、第 3.1-6 図のとおり 9 地点で測定が実施されており、全ての地点で環境基準を達成している。

第 3.1-12 表 道路交通騒音調査結果（令和 4 年度）

市町	路線	測定地点	用途地域	等価騒音レベル(dB)			
				測定値		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
薩摩川内市	一般地方道・ 県道大小路・中郷線	大小路町	第一種住居地域	64	56	70	65
	市道隈之城・高城線	東大小路町	第二種住居地域	65	58	70	65
	一般地方道・ 県道川内祁答院線	平佐町	第一種中高層住 居専用地域	63	55	70	65
	一般国道 3 号	御陵下町③	近隣商業地域	69	60	70	65
	県道川内串木野線	神田町	近隣商業地域	64	56	70	65
	一般国道 267 号	国分寺町	準住居地域	68	59	70	65
	一般国道 3 号	上川内町	準工業地域	69	62	70	65
	県道百次木場茶屋線	川永野町	用途地域内の未 指定地域	68	59	70	65
	一般国道 3 号	尾白江町	用途地域内の未 指定地域	70	62	70	65

注) 1. 環境基準は、幹線交通を担う道路に近接する空間における値である。

2. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

出典) 「令和 4 年度大気・騒音調査結果」(鹿児島県、令和 6 年)

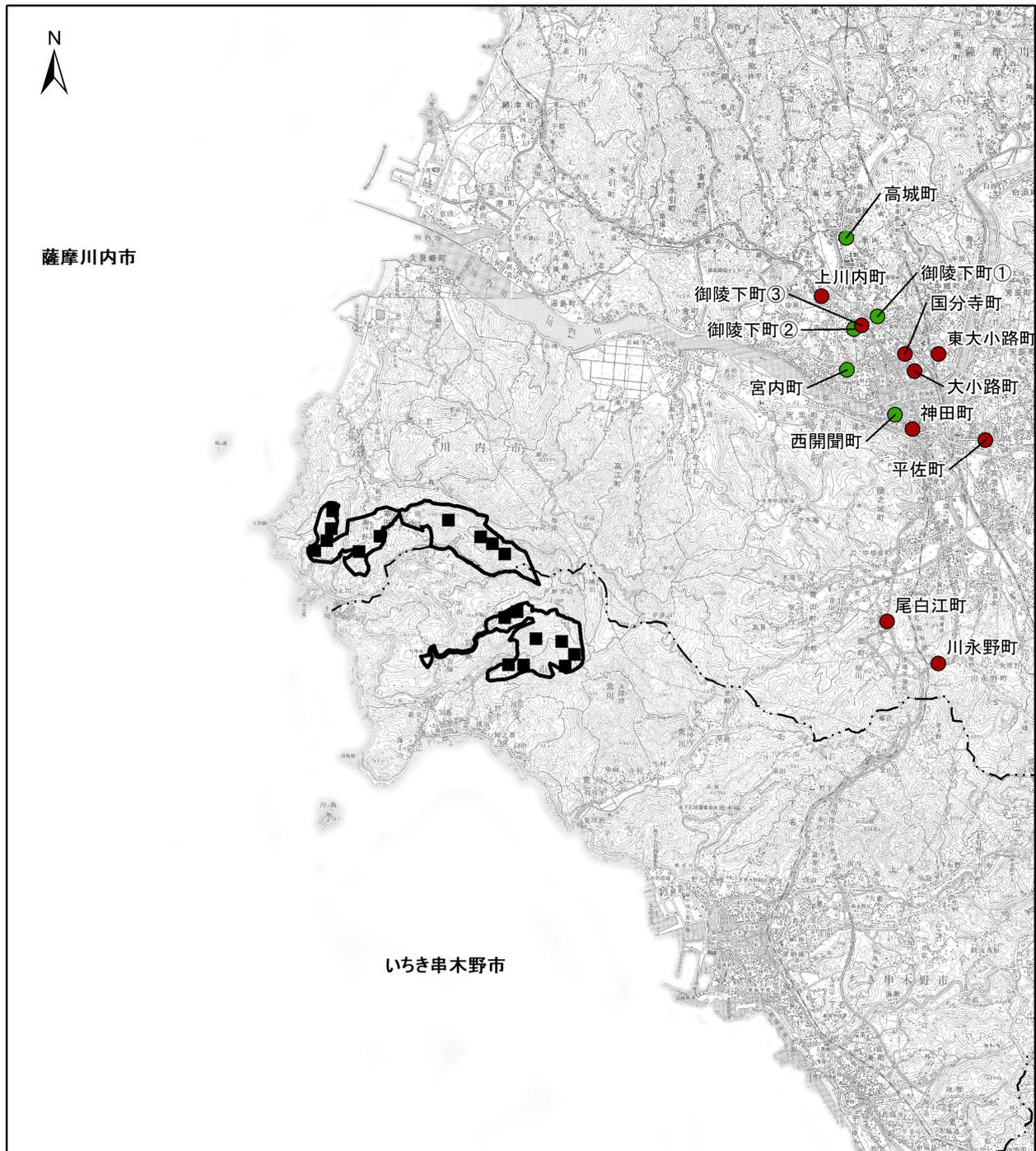
③ 騒音に係る苦情の発生件数

騒音に係る苦情の発生件数は、第 3.1-13 表のとおりであり、過去 5 年間（平成 30 年度～令和 4 年度）で年間に 1～10 件発生している。

第 3.1-13 表 騒音に係る苦情の発生件数

市町	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
いちき串木野市	0	0	0	0	0
薩摩川内市	10	5	1	2	9

出典) 「平成元年～令和 5 年版 環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和 2～6 年)



凡 例	
<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域 風力発電機 	<ul style="list-style-type: none"> 環境騒音調査 道路交通騒音調査
1:110,000 0 2.5 5 km	
出典) 「令和4年度大気・騒音調査結果」(鹿児島県、令和6年) 「薩摩川内市の環境 令和5年度版(令和4年度報告)」(薩摩川内市、令和6年)	

第 3. 1-6 図 騒音調査地点の位置

(4) 振動の状況

① 環境振動の状況

対象事業実施区域及びその周辺には、国又は自治体等が実施した環境振動に係る調査結果は公表されていない。

② 道路交通振動の状況

道路交通振動（道路に面する地域）の調査結果は、第 3.1-14 表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺では、第 3.1-7 図のとおり 9 地点で測定が実施されており、全ての測定地点で要請限度を達成している。

第 3.1-14 表 道路交通振動調査結果（令和 4 年度）

市町	路線	測定地点 (町名)	区域 区分	80%レンジの上端値(dB)			
				測定値		要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間
薩摩川内市	一般国道 3 号	上川内町	第 2 種	49	37	70	65
	一般国道 3 号	御陵下町	第 2 種	52	-	70	-
	一般国道 3 号	水引町	第 1 種	35	-	65	-
	一般国道 3 号	尾白江町	第 1 種	45	-	65	-
	県道荒川川内線	隈之城町	第 1 種	47	-	65	-
	県道川内串木野線	宮里町	第 1 種	48	-	65	-
	県道京泊大小路線	宮内町	第 1 種	39	-	65	-
	県道百次木場茶屋線	川永野町	第 1 種	30 未満	-	65	-
	市道隈之城高城線	東大小路町	第 1 種	43	-	65	-

- 注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 8 時から午後 7 時までの間とし、夜間を午後 7 時から翌日の午前 8 時までの間とする。(上川内町以外の測定地点は、夜間の測定が行われていない)
2. 第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び平成 26 年 10 月 9 日以前の川内都市計画区域であって、第 2 種区域に属さない区域。
3. 第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域工業地域、工業専用地域及び勝目町・矢倉町・山之口町・久見崎町(川内原子力発電所敷地)の各一部。

出典) 「薩摩川内市の環境 令和 5 年度版」(薩摩川内市、令和 6 年)

③ 振動に係る苦情の発生件数

振動に係る苦情の発生件数は、第 3.1-15 表のとおりであり、過去 5 年間（平成 30 年度～令和 4 年度）で年間に 0～3 件発生している。

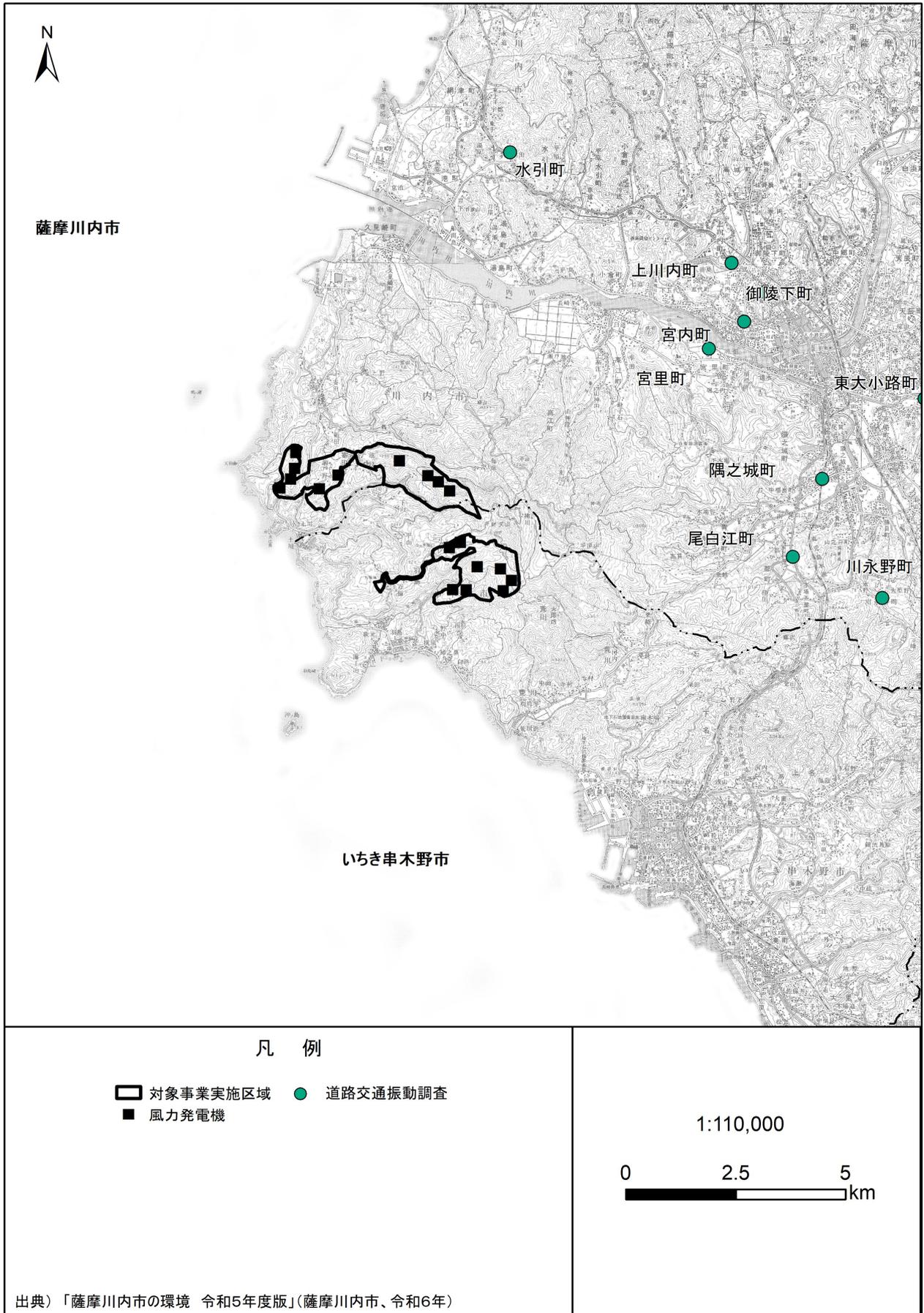
第 3.1-15 表 振動に係る苦情の発生件数

市町	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
いちき串木野市	0	0	0	0	0
薩摩川内市	1	3	0	0	1

出典) 「平成元年～令和 5 年版 環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和 2～6 年)

(5) 超低周波音の状況

対象事業実施区域及びその周辺には、国又は自治体等が実施した超低周波音に係る調査結果は公表されていない。



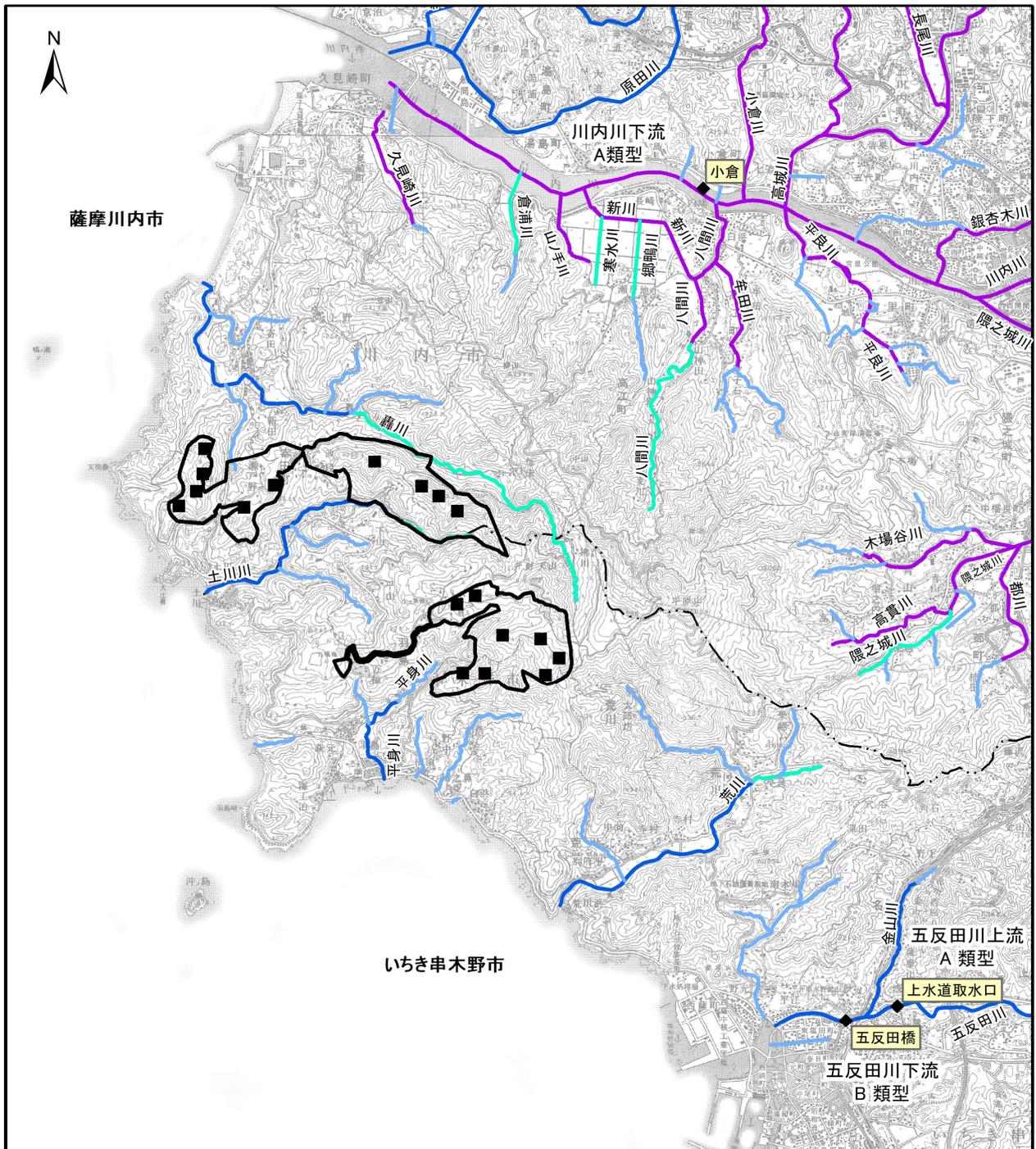
第 3. 1-7 図 振動調査地点の位置

3.1.2 水環境の状況

(1) 水象の状況

対象事業実施区域及びその周辺における主な河川は、いちき串木野市に二級河川土川川水系土川川、平身川水系平身川、荒川水系荒川及び五反田川水系五反田川、薩摩川内市に一級河川川内川水系川内川とその支川である八間川、隈之城川及び二級河川轟川水系轟川等がある。

水象の状況及び水質調査地点は、第 3.1-8 図のとおりである。



凡 例	
対象事業実施区域	河川水質調査地点
風力発電機	一級河川
	二級河川
	準用河川
	普通河川

1:75,000

0 1.25 2.5 km

出典) 「国土数値情報 河川データ(平成19年度)」(国土交通省HP、令和5年11月閲覧)
「令和4年度公共用水域及び地下水に係る常時監視結果について」
(鹿児島県HP、令和6年3月閲覧)
「薩摩川内市地図サービス」(薩摩川内市HP、令和6年3月閲覧)

第 3. 1-8 図 水象の状況及び水質調査地点図

(2) 水質の状況

対象事業実施区域及びその周辺における環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく「生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定」がなされている水域は、第3.1-8図のとおりであり、川内川下流、五反田川上流がA類型に、五反田川下流がB類型に指定されている。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第15条に基づく公共用水域に係る常時監視結果は第3.1-16～24表のとおりである。また、生物化学的酸素要求量（BOD）及び浮遊物質量（SS）の経年変化は第3.1-9図、第3.1.10図のとおりである。

第3.1-16表 水素イオン濃度(pH)の調査結果(令和4年度)

水域名	地点名	水域類型	最小値	最大値	基準超過検体数/総検体数	環境基準
川内川下流	小倉	A	7.4	7.8	0/12	6.5以上 8.5以下
五反田川下流	五反田橋	B	7.7	8.2	0/4	
五反田川上流	上水道取水口	A	7.6	8.3	0/4	

出典) 「令和4年度公共用水域の水質測定結果」(鹿児島県、令和6年)

第3.1-17表 溶存酸素量(DO)の調査結果(令和4年度)

水域名	地点名	水域類型	最小値(mg/L)	最大値(mg/L)	平均値(mg/L)	基準超過検体数/総検体数	環境基準
川内川下流	小倉	A	7.5	10.0	8.7	0/12	7.5 mg/L以上
五反田川下流	五反田橋	B	9.0	11.0	9.8	0/4	5 mg/L以上
五反田川上流	上水道取水口	A	9.5	11.0	10.0	0/4	7.5 mg/L以上

出典) 「令和4年度公共用水域の水質測定結果」(鹿児島県、令和6年)

第3.1-18表 生物化学的酸素要求量(BOD)の調査結果(令和4年度)

水域名	地点名	水域類型	最小値(mg/L)	最大値(mg/L)	平均値(mg/L)	75%値(mg/L)	基準超過検体数/総検体数	環境基準
川内川下流	小倉	A	0.5	2.2	1.0	1.0	1/12	2mg/L以下
五反田川下流	五反田橋	B	0.6	1.3	1.0	1.1	0/4	3mg/L以下
五反田川上流	上水道取水口	A	<0.5	1.0	0.7	0.8	0/4	2mg/L以下

注) 表中の「<」は、定量下限値未満を示す。

出典) 「令和4年度公共用水域の水質測定結果」(鹿児島県、令和6年)

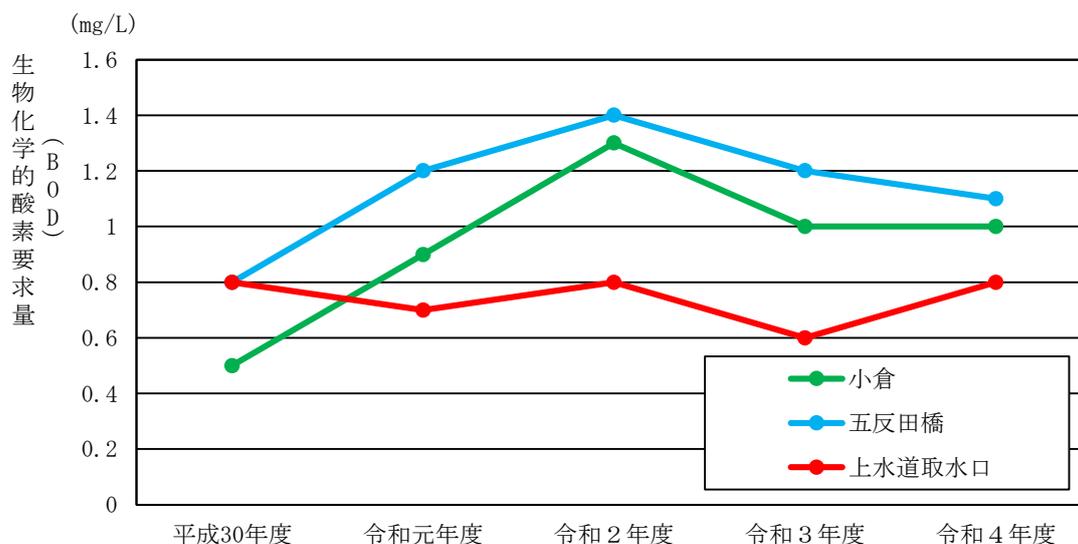
第 3.1-19 表 生物化学的酸素要求量(BOD) の経年変化 (平成 30 年度～令和 4 年度)

単位：mg/L

水域名	地点名	類型	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
川内川下流	小倉	A	0.5	0.9	1.3	1.0	1.0
五反田川下流	五反田橋	B	0.8	1.2	1.4	1.2	1.1
五反田川上流	上水道取水口	A	0.8	0.7	0.8	0.6	0.8

注) 表中の数値は、75%値を示す。

出典) 「平成 30 年度～令和 4 年度公共用水域の水質測定結果」 (鹿児島県、令和 2～6 年)



第 3.1-9 図 生物化学的酸素要求量(BOD) の経年変化 (平成 30 年度～令和 4 年度)

第 3.1-20 表 浮遊物質(SS) の調査結果 (令和 4 年度)

水域名	地点名	水域類型	最小値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	平均値 (mg/L)	基準超過検体数/総検体数	環境基準
川内川下流	小倉	A	2	8	4	0/12	25 mg/L 以下
五反田川下流	五反田橋	B	1	5	4	0/4	
五反田川上流	上水道取水口	A	1	5	2	0/4	

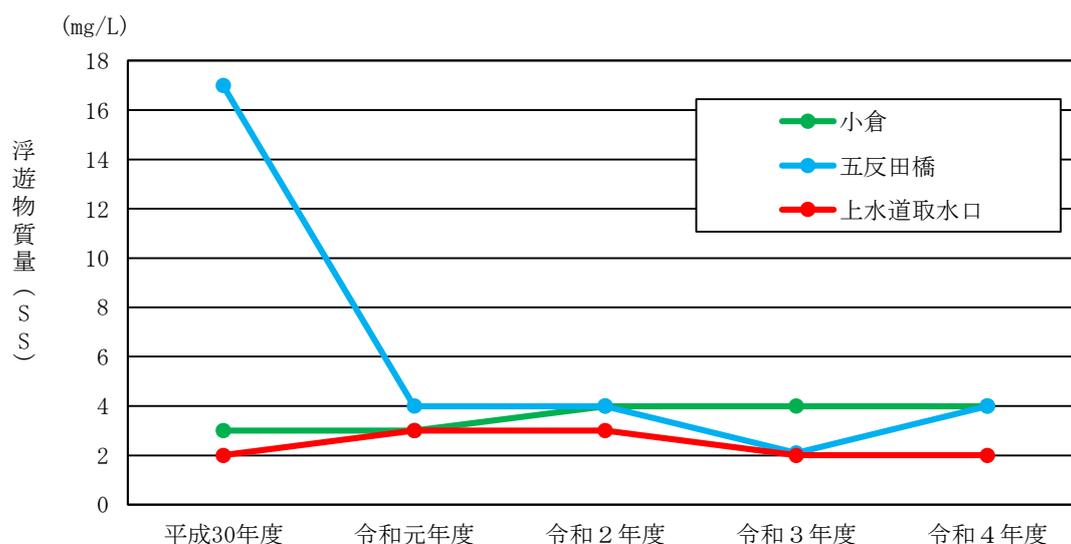
出典) 「令和 4 年度公共用水域の水質測定結果」 (鹿児島県、令和 6 年)

第 3.1-21 表 浮遊物質(SS) の経年変化 (平成 30 年度～令和 4 年度)

単位：mg/L

水域名	地点名	類型	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
川内川下流	小倉	A	3	3	4	4	4
五反田川下流	五反田橋	B	17	4	4	2	4
五反田川上流	上水道取水口	A	2	3	3	2	2

出典) 「平成 30 年度～令和 4 年度公共用水域の水質測定結果」 (鹿児島県、令和 2～6 年)



第 3.1-10 図 浮遊物質質量 (SS) の経年変化 (平成 30 年度～令和 4 年度)

第 3.1-22 表 大腸菌数の調査結果 (令和 4 年度)

水域名	地点名	水域 類型	最小値 (CFU/ 100mL)	最大値 (CFU/ 100mL)	90%値 (CFU/ 100mL)	基準超過検 体数/ 総検体数	環境基準
川内川下流	小倉	A	30	78	78	0/4	300CFU/ 100mL 以下
五反田川下流	五反田橋	B	130	370	370	0/4	1,000CFU/ 100mL 以下
五反田川上流	上水道取水口	A	76	400	400	1/4	300CFU/ 100mL 以下

出典) 「令和 4 年度公共用水域の水質測定結果」 (鹿児島県、令和 6 年)

第 3.1-23 表 全亜鉛、ノニルフェノール、LAS の調査結果 (令和 4 年度)

水域名	地点名	類型	全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	LAS(直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩) (mg/L)
川内川 下流	小倉	生物 B	<0.001~0.001	—	—
五反田川 下流	五反田橋	生物 B	—	—	—
五反田川 上流	上水道 取水口	生物 B	—	—	—
環境基準			0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

注) 表中の「—」は資料に未記載の項目を示す。

出典) 「令和 4 年度公共用水域の水質測定結果」 (鹿児島県、令和 6 年)

第 3.1-24 表 健康項目の調査結果（令和 4 年度）

水域名	地点名	カドミウム (mg/L)	全シアン (mg/L)	鉛 (mg/L)	六価 クロム (mg/L)	砒素 (mg/L)	硝酸性 窒素及び亜硝 酸性窒素 (mg/L)	1,4-ジオ キサン (mg/L)
川内川 下流	小倉	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.005	<0.005	—	<0.005
五反田川 下流	五反田橋	—	—	—	—	—	0.36	—
五反田川 上流	上水道 取水口	—	—	—	—	—	0.29	—
環境基準		0.003mg/L 以下	検出さ れない こと	0.01mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.01mg/L 以下	10mg/L 以下	0.05mg/L 以下

注) 1. 表中の「<」は、定量下限値未満を示す。

2. 表中の「—」は資料に未記載の項目を示す。

出典) 「令和 4 年度公共用水域の水質測定結果」(鹿児島県、令和 6 年)

(3) 地下水の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)に基づき継続監視調査及び概況調査が第 3.1-25 表のとおり実施されている。

第 3.1-25 表 地下水に係る常時監視結果(令和 4 年度)

市町	調査地点数	環境基準超過地点数
薩摩川内市	3	0

出典) 「令和 4 年度公共用水域及び地下水に係る常時監視結果について」
(鹿児島県 HP、令和 6 年 3 月閲覧)

(4) 水質汚濁に係る苦情の発生件数

水質汚濁に係る苦情の発生件数は、第 3.1-26 表のとおりであり、過去 5 年間(平成 30 年度～令和 4 年度)で年間に 3～10 件発生している。

第 3.1-26 表 水質汚濁に係る苦情の発生件数

市町	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
いちき串木野市	0	0	0	0	0
薩摩川内市	3	9	10	5	6

出典) 「平成元年～令和 5 年版 環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和 2～6 年)

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

① 土壌及び土壌汚染の状況

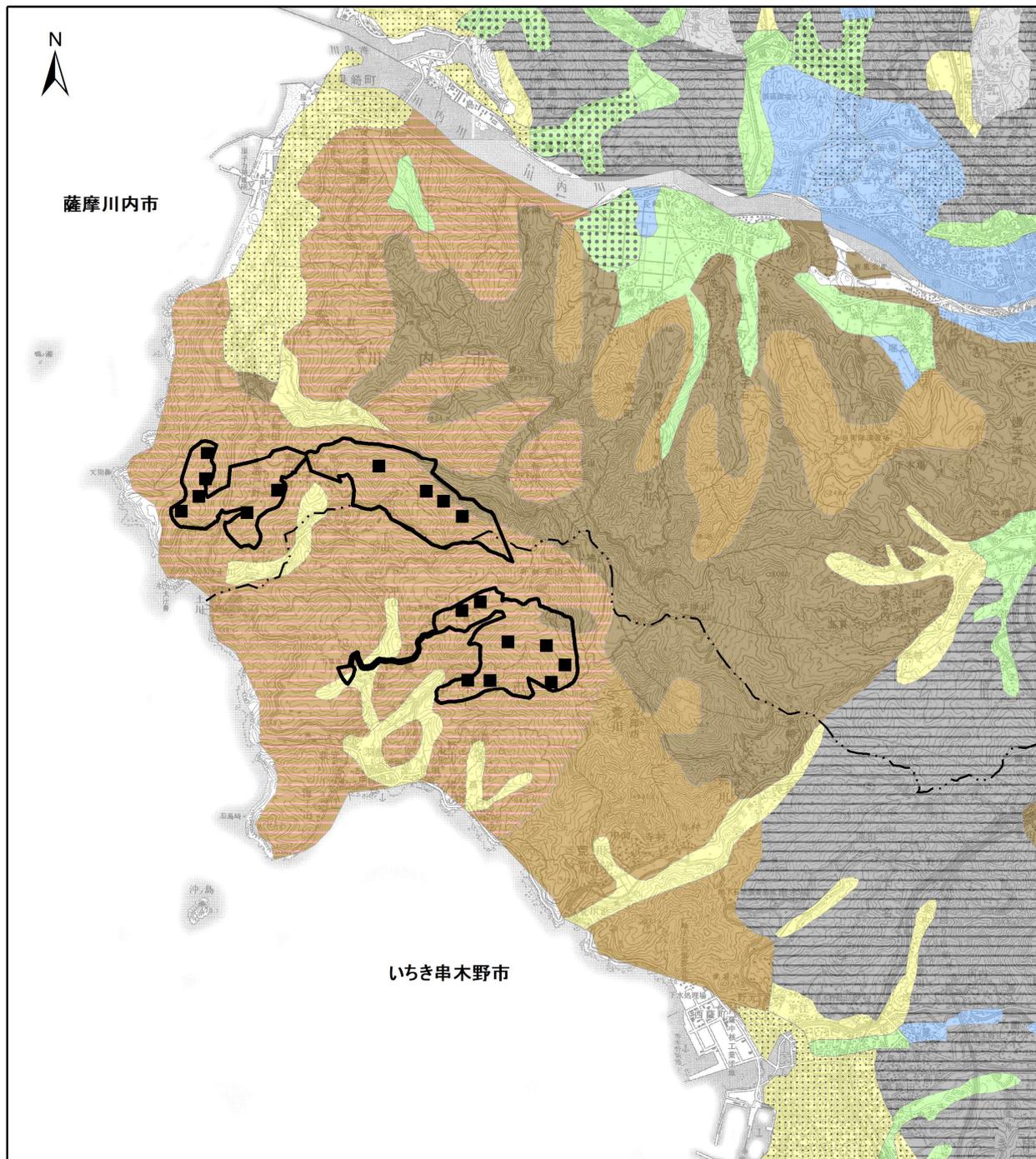
対象事業実施区域及びその周辺における土壌の状況は、第 3.1-11 図のとおりであり、対象事業実施区域は主に乾性褐色森林土壌（赤褐色系）が分布し、その周囲に褐色森林土壌、乾性褐色森林土壌及び黄色土壌が分布する。

対象事業実施区域及びその周辺では、ダイオキシン類の調査が第 3.1-27 表のとおり実施されており、全ての地点で環境基準を達成している。

第 3.1-27 表 土壌におけるダイオキシン類の調査結果（令和 4 年度）

市町	地点名	測定値 (pg-TEQ/g)	環境基準
薩摩川内市	川内南中学校	0.46	1,000 pg-TEQ/g 以下
	水引小学校	0.83	
	小倉グランドゴルフ場	2.0	

出典) 「令和 4 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果について」(鹿児島県、令和 5 年)



凡 例

<ul style="list-style-type: none"> □ 対象事業実施区域 ■ 風力発電機 	<ul style="list-style-type: none"> 粗粒風化火山抛出物未熟土壌 乾性褐色森林土壌(赤褐色) 乾性褐色森林土壌 褐色森林土壌 黄色土壌 黒ボク土壌 	<ul style="list-style-type: none"> 淡色黒ボク土壌 灰色低地土壌 細粒灰色低地土壌 粗粒グライ土壌 グライ土壌 砂丘未熟土壌
---	---	---

1:75,000

0 1.25 2.5 km

出典) 「20万分の1土地分類基本調査GISデータ(鹿児島、昭和46年)」
(国土交通省HP、令和5年11月閲覧)

第 3.1-11 図 土壌図

(2) 地盤の状況

「令和4年度 全国の地盤沈下地域の概況」(環境省、令和6年)によると、対象事業実施区域及びその周辺において、地盤沈下は認められていない。また、地盤沈下を起こしやすいと言われている約260万年前に相当する年代(第四紀)に堆積した地層は、対象事業実施区域及びその周辺に分布していない。

地盤沈下に係る苦情の発生件数は、第3.1-28表のとおりであり、過去5年間(平成30年度～令和4年度)発生していない。

第3.1-28表 地盤沈下に係る苦情の発生件数

市町	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
いちき串木野市	0	0	0	0	0
薩摩川内市	0	0	0	0	0

出典) 「平成元年～令和5年版 環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和2～6年)

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

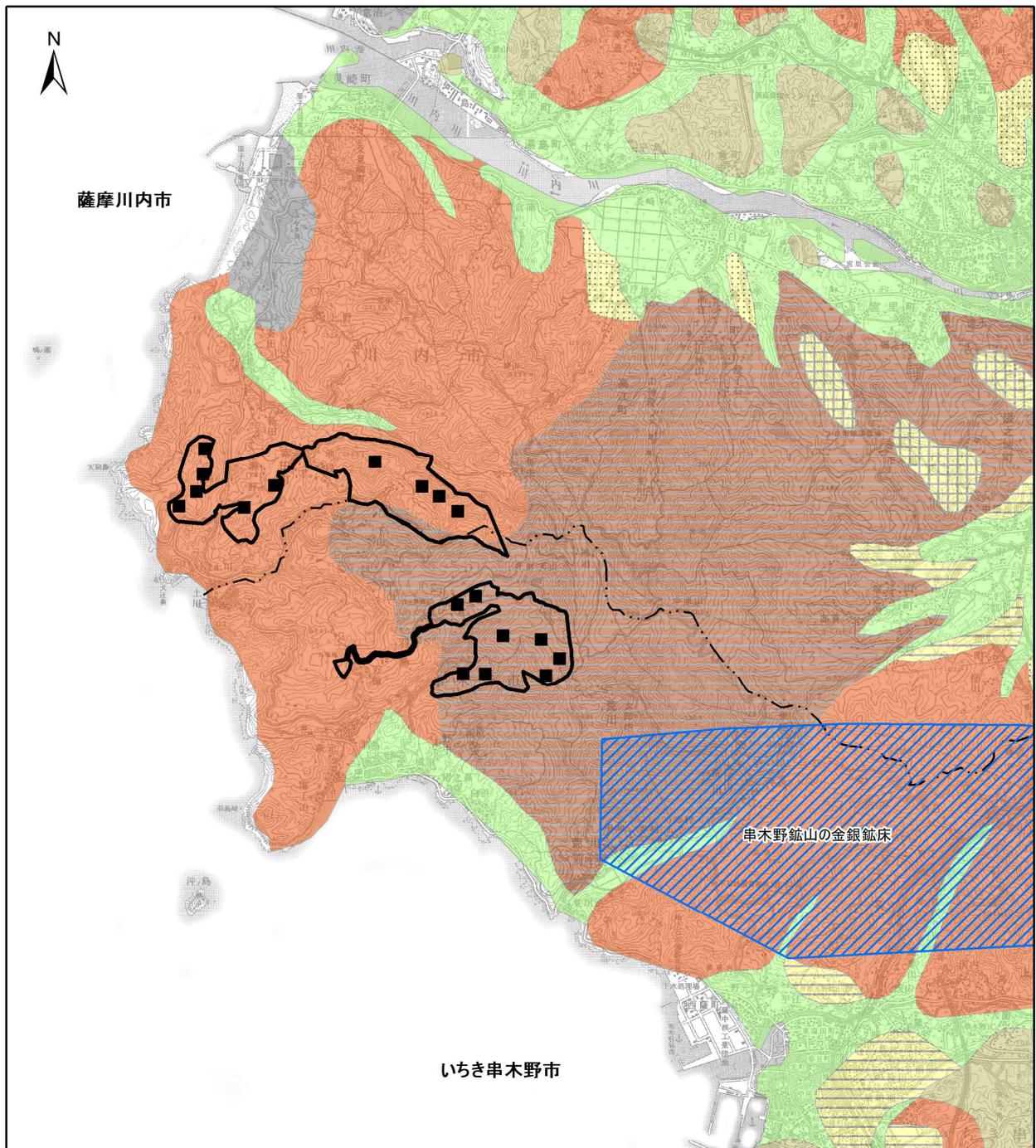
対象事業実施区域及びその周辺における地形分類図は、第 3.1-12 図のとおりであり、対象事業実施区域は、主に小起伏火山地及び中起伏火山地からなる。

(2) 地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺における表層地質図は、第 3.1-13 図のとおりであり、対象事業実施区域は、主に安山岩質岩石が分布している。

(3) 重要な地形及び地質

対象事業実施区域には、「日本の地形レッドデータブック第 1 集 新装版」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12 年）、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、鹿児島県文化財保護条例（昭和 30 年鹿児島県条例第 48 号）及び「日本の典型地形」（国土地理院、平成 11 年）において指定された重要な地形及び地質は存在しない。また、「鹿児島のすぐれた自然」（鹿児島県公害防止協会、平成 12 年）における「形態、産状が特異で学術上の価値が高いもの」として、対象事業実施区域の周辺（南東側）に「串木野鉦山の金銀鉦床」が存在する（第 3.1-12 図）。

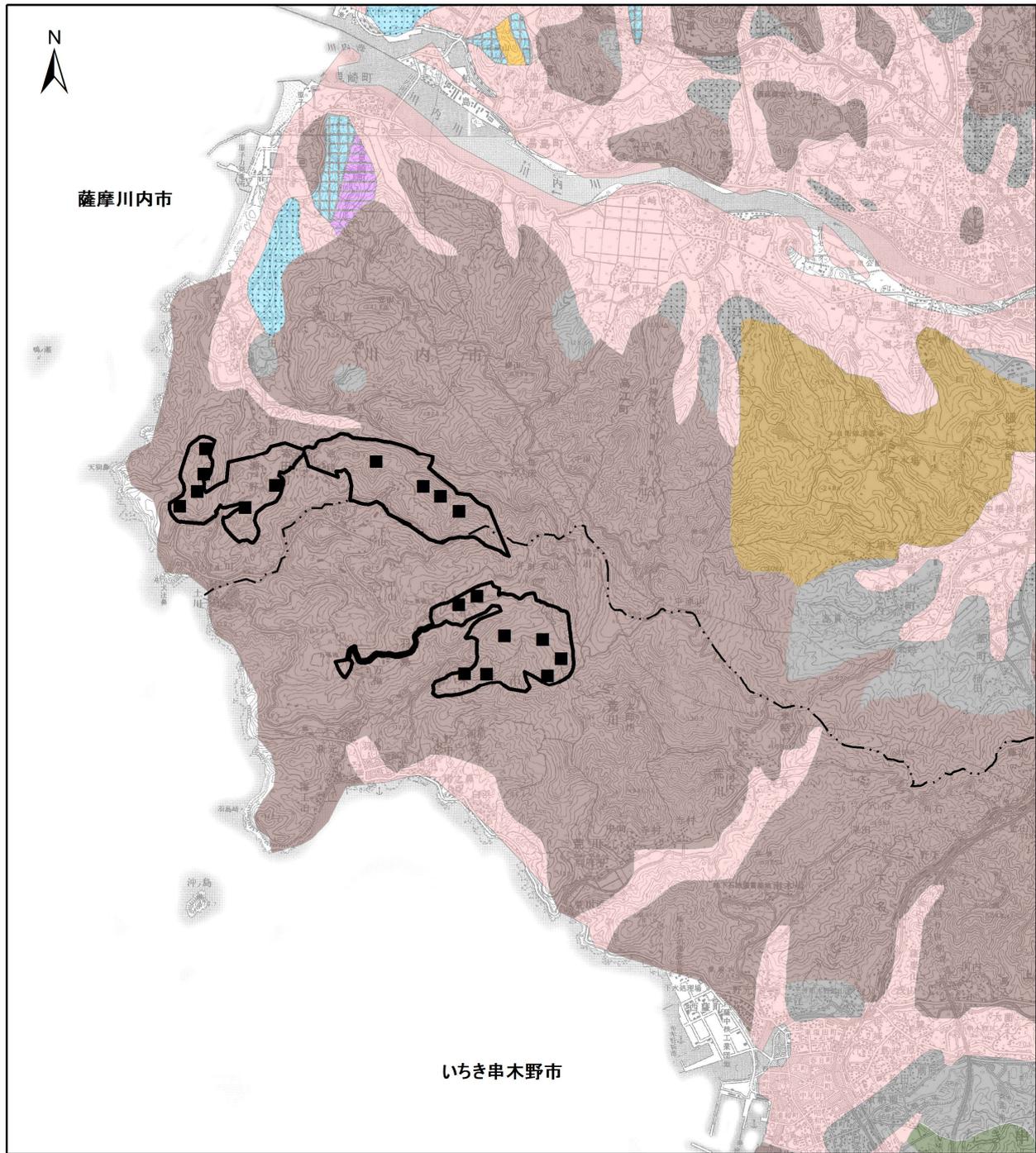


凡 例		
□ 対象事業実施区域	■ 風力発電機	■ 中起伏火山地
		■ 小起伏火山地
		■ 小起伏丘陵地
		■ 岩石台地(上位)
		■ 重要な地形及び地質
		■ 砂礫台地(下位)
		■ シラス台地(中位)
		■ 三角州性低地
		■ 自然堤防・砂州・砂丘

出典) 「20万分の1土地分類基本調査GISデータ(鹿児島、昭和46年)」
 (国土交通省HP、令和5年11月閲覧)
 「鹿児島のすぐれた自然」(鹿児島県公害防止協会、平成12年)

1:75,000
 0 1.25 2.5 km

第 3.1-12 図 地形分類図



凡 例		
対象事業実施区域	砂・礫・粘土	安山岩質岩石
風力発電機	溶結凝灰岩	玄武岩質岩石
	砂	石灰岩
	砂岩	シラス
	砂岩・頁岩及びこれらの互層	二次シラス
	頁岩	

1:75,000

0 1.25 2.5 km

出典) 「20万分の1土地分類基本調査GISデータ(鹿児島、昭和46年)」
(国土交通省HP、令和5年11月閲覧)

第 3.1-13 図 表層地質図

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息の状況

対象事業実施区域及びその周辺の動物の生息状況を把握するに当たり、収集した文献その他の資料は第 3.1-29 表のとおりである。

第 3.1-29 表 動物に係る収集文献

No.	収集文献	分類群						
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	魚類・底生動物	陸産貝類
1	「鹿児島県自然愛護協会報告第 2 号鹿児島県西部及び北部地域自然環境保全基本調査書」（鹿児島県自然愛護協会、昭和 49 年）	○	○		○	○	○	
2	「Nature of Kagoshima 30、32、33、34、35、44、45、46、47、48、49、50.鹿児島県自然愛護協会」（船越公威ら、平成 16～令和 5 年）	○		○	○		○	
3	「北薩の自然－鹿児島県の自然調査事業報告書Ⅱ」（鹿児島県立博物館、平成 7 年）	○	○	○	○	○	○	
4	「自然環境調査 Web-GIS 動物情報検索（第 2-7 回動植物分布調査）」（環境省生物多様性センターHP http://gis.biodic.go.jp/webgis/ ）	○	○	○	○	○	○	○
5	「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物－鹿児島県レッドデータブック動物編」（鹿児島県環境生活部環境保護課、平成 15 年）	○	○	○	○	○	○	
6	「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編－鹿児島県レッドデータブック 2016－」（鹿児島県環境林務部自然保護課、平成 28 年）	○	○	○	○	○	○	○
7	「鹿児島県の野鳥」（鹿児島県保健環境部環境管理課、昭和 62 年）		○					
8	「鹿児島県産鳥類リスト.鹿児島県立博物館研究報告 18.鹿児島県立博物館」（所崎聡・山元幸夫、平成 11 年）		○					
9	「鹿児島県立博物館研究報告 2、3、12 号.鹿児島県立博物館」（中間弘ら、昭和 58 年、昭和 59 年、平成 5 年）	○	○			○		
10	「鹿児島県蝶類研究報告第 2 部鹿児島県の蝶類」（福田晴夫・田中洋、昭和 37 年）					○		
11	「SATSUMA 4(11)～53(128)」（鹿児島昆虫同好会、昭和 31～平成 15 年）					○		
12	「川の生きもの図鑑－鹿児島の水辺から」（鹿児島県の自然を記録する会、平成 14 年）	○	○	○		○	○	

① 動物相の状況

対象事業実施区域及びその周辺における動物相の概要は第 3.1-30 表のとおりであり、哺乳類 27 種、鳥類 157 種、爬虫類 13 種、両生類 7 種、昆虫類 538 種、魚類 55 種、底生動物 93 種及び陸産貝類 55 種が確認されている。対象事業実施区域及びその周辺は、小起伏から中起伏の火山地であり、主にシイ・カシ二次林、タブノキーヤブニッケイ二次林等の広葉樹林及びスギ・ヒノキ・サワラ植林等の植生が分布しており、これらの環境を反映して、哺乳類のノウサギ、鳥類のアオバト、爬虫類のジムグリ、両生類のシュレーゲルアオガエル、昆虫類のオオゴキブリ、陸産貝類のヤマタニシ等の主に樹林に生息する種が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺には、河川、水路等も分布しており、魚類のカワムツ、底生動物のカワニナ等も確認されている。

第 3.1-30 表 文献その他の資料による動物相の概要

分類群	確認種数	主な確認種
哺乳類	13 科 27 種	コウベモグラ、ニホンザル、ノウサギ、ヤマネ、カヤネズミ 等
鳥 類	49 科 157 種	ヒドリガモ、アオバト、コサギ、サシバ、ハシボソガラス 等
爬虫類	8 科 13 種	ニホンイシガメ、ニホントカゲ、シマヘビ、ジムグリ 等
両生類	5 科 7 種	アカハライモリ、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエル 等
昆虫類	83 科 538 種	キイロサナエ、オオゴキブリ、ヒグラシ、モンキアゲハ 等
魚 類	25 科 55 種	ニホンウナギ、カワムツ、ミナミメダカ、ドンコ、マハゼ 等
底生動物	47 科 93 種	カワニナ、マシジミ、モクズガニ、ハクセンシオマネキ 等
陸産貝類	18 科 55 種	ヤマタニシ、アズキガイ、ナミギセル、ウスカワマイマイ 等

② 動物の重要な種及び注目すべき生息地

対象事業実施区域及びその周辺における動物の重要な種及び注目すべき生息地は、第 3.1-31 表の法令や規則等の選定根拠に基づいて選定した。

第 3.1-31 表 動物の重要な種及び注目すべき生息地の選定根拠

選定根拠		ランク		
重要な種	A	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(天) ・県指定天然記念物(県天) ・市指定天然記念物(市天) 	
	B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際希少野生動植物種(国際) ・国内希少野生動植物種(国内) 	
	C	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省、令和 2 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 I A 類(CR) ・絶滅危惧 I B 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
	D	「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編-鹿児島県レッドデータブック 2016-」(鹿児島県、平成 28 年) ※注 1) 分布特性上重要な種については、分布の境界ではあるが、現在のところ県内ではごく普通に見られる種であるため、選定基準から除外した。	<ul style="list-style-type: none"> 〈種・亜種〉 ・絶滅(絶滅) ・野生絶滅(野絶) ・絶滅危惧 I 類(I 類) ・絶滅危惧 II 類(II 類) ・準絶滅危惧(準絶) ・情報不足(不足) 	<ul style="list-style-type: none"> 〈地域個体群〉 ・消滅(地消) ・野生消滅(地野消) ・消滅危惧 I 類(地 I 類) ・消滅危惧 II 類(地 II 類) ・準消滅危惧(地準消) ・情報不足(地不足)
	E	「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 15 年鹿児島県条例第 11 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定希少野生動植物(指定) 	
注目すべき生息地	A(再掲)	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(天) ・県指定天然記念物(県天) ・市指定天然記念物(市天) 	
	G	「日本のラムサール条約湿地」(環境省、平成 13 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約登録湿地 	
	H	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区 	
	I	「重要野鳥生息地(IBA)」(日本野鳥の会)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要野鳥生息地 	
	J	「第 2 回自然環境保全基礎調査」(環境庁、昭和 56 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な生息地 	
	K	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 27 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・生息確認地 	
	L	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省、平成 28 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な湿地 	
M	「環境アセスメントデータベース EADAS センシティブティマップ」(環境省 HP、令和 5 年 11 月閲覧)	<ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起メッシュ 		

イ. 動物の重要な種

対象事業実施区域及びその周辺における動物の重要な種の選定結果は第 3.1-32～39 表のとおりであり、哺乳類 6 種、鳥類 36 種、爬虫類 3 種、両生類 2 種、昆虫類 68 種、魚類 14 種、底生動物 49 種及び陸産貝類 41 種が確認されている。対象事業実施区域及びその周辺は、主にシイ・カシ二次林、タブノキ・ヤブニッケイ二次林等の広葉樹林及びスギ・ヒノキ・サワラ植林等の植生が分布しており、これらの環境を反映して、哺乳類のヒメネズミ、鳥類のコシジロヤマドリ、ヤイロチョウ、昆虫類のキリシマミドリシジミ本州以南亜種、陸産貝類のキュウシュウゴマガイ等の主に樹林に生息する種が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺には、河川、水路等も分布しており、爬虫類のニホンイシガメ、魚類のニホンウナギ、底生動物のマルタニシ等も確認されている。

第 3.1-32 表 哺乳類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
1	コウモリ	ヒナコウモリ	ノレンコウモリ			VU	Ⅱ類		1・3
2			ヤマコウモリ			VU	Ⅱ類		1・3
3	ネズミ	ヤマネ	ヤマネ	天			Ⅰ類		3
4		ネズミ	ヒメネズミ				準絶		1・3・12
5			カヤネズミ				Ⅱ類		1・2・3・5・6・12
6	ネコ	イヌ	キツネ				Ⅱ類		2・3・4・6・12
計	3 目	4 科	6 種	1 種	0 種	2 種	6 種	0 種	

注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、令和 4 年)に従った。
2. 文献 No. は第 3.1-29 表、重要な種の選定根拠は第 3.1-31 表に対応する。

第 3.1-33 表(1) 鳥類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	不足		4・6
2			コシジロヤマドリ			NT	準絶		7
3	カモ	カモ	ヒシクイ	天		VU	Ⅱ類		5・6
4			ツクシガモ			VU	Ⅰ類		5・6
5			オシドリ			DD	不足		4・7・9・12
6			トモエガモ			VU			1・7・9
7	カツオドリ	ウ	ヒメウ			EN	Ⅰ類		6・7
8	ペリカン	サギ	サンカノゴイ			EN	Ⅰ類		1・3・5・6・7・8
9			ヨシゴイ			NT	Ⅰ類		6
10			チュウサギ			NT	準絶		3・4・7
11	ツル	ツル	マナヅル	特天	国際	VU	Ⅱ類		5・6
12			ナベヅル	特天	国際	VU	Ⅱ類		5・6
13		クイナ	ヒクイナ			NT	Ⅱ類		4・7
14	チドリ	チドリ	ケリ			DD	不足		4・6
15			イカルチドリ				Ⅱ類		4
16			シロチドリ			VU	Ⅱ類		4・7
17			シギ	オオソリハシシギ			VU	Ⅱ類	

第 3.1-33 表(2) 鳥類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
18	チドリ	シギ	タカブシギ			VU	Ⅱ類		7
19			オバシギ		国際				7
20			ハマシギ			NT	準絶		4・7
21		カモメ	コアジサシ			VU	Ⅰ類		5・6・7
22		ウミスズメ	ウミスズメ			CR	不足		3・7
23			カンムリウミスズメ	天		VU	不足		3・5・6・7
24	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	準絶		3・4・5・6・7
25		タカ	ハチクマ			NT	準絶		5・6
26			オジロワシ	天	国内	VU			1・8
27			チュウヒ		国内	EN	Ⅱ類		3・5・6・7・12
28			ツミ				不足		7
29			ハイタカ			NT	準絶		7
30			オオタカ			NT	Ⅱ類		5・6
31			サシバ			VU	Ⅱ類		4・7
32	フクロウ	フクロウ	コノハズク				不足	5・6・7	
33	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	Ⅱ類		3・5・6
			オオハヤブサ		国際				1
34	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ		国内	EN	Ⅰ類		6
35		センニュウ	ウチヤマセンニュウ			EN	Ⅱ類		6
36		ホオジロ	ノジコ			NT			4
計	10 目	17 科	36 種	5 種	7 種	32 種	32 種	0 種	

- 注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「鳥類目録改訂第 7 版」(日本鳥類学会、平成 24 年)に従った。
 2. 文献 No. は第 3.1-29 表、重要な種の選定根拠は第 3.1-31 表に対応する。
 3. 文献において亜種名が記載されているものについては、本表の種名欄には、亜種名を記載した(コシジロヤマドリ、ハヤブサ及びオオハヤブサ)。
 なお、ハヤブサ及びオオハヤブサは同一種であることから 1 種として計上した。
 4. 文化財保護法における国指定特別天然記念物「鹿児島県のツルおよびその渡来地」に係る種として、ナベツル、マナヅルを「特天」とした。

第 3.1-34 表 爬虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
1	カメ	インガメ	ニホンインガメ			NT	準絶		2・3・4・12
2		スッポン	ニホンスッポン			DD			3・4・12
3	有鱗	ヤモリ	ニシヤモリ				準絶		5・6
計	2 目	3 科	3 種	0 種	0 種	2 種	2 種	0 種	

- 注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、令和 4 年)に従った。
 2. 文献 No. は第 3.1-29 表、重要な種の選定根拠は第 3.1-31 表に対応する。

第 3.1-35 表 両生類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
1	有尾	イモリ	アカハライモリ			NT	準絶		1・4
2	無尾	アカガエル	トノサマガエル			NT	準絶		4
計	2 目	2 科	2 種	0 種	0 種	2 種	2 種	0 種	

- 注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、令和 4 年)に従った。
 2. 文献 No. は第 3.1-29 表、重要な種の選定根拠は第 3.1-31 表に対応する。

第 3.1-36 表(1) 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
1	トンボ	イトトンボ	ベニイトトンボ			NT	II 類		3・5・6・9・11
2			モートンイトトンボ			NT	I 類		5・6
3			セスジイトトンボ				準絶		4・6・11
4			オオイトトンボ				準絶		4・5・6・11・12
5		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ			NT	準絶		6・11
6		サナエトンボ	キイロサナエ			NT	準絶		4・6・11
7			タベサナエ			NT	II 類		4・5・6・11・12
8		エゾトンボ	ハネビロエゾトンボ			VU	準絶		1・3・6・11
9		トンボ	ベッコウトンボ		国内	CR	I 類		3・5・6・9・11・12
10			アキアカネ				I 類		4
11	カメムシ	キンカメムシ	アカスジキンカメムシ				不足		6
12		アメンボ	エサキアメンボ			NT	II 類		6
13		コオイムシ	コオイムシ			NT	II 類		5・6
14			タガメ		国内	VU	I 類		3・5・6
15	チョウ	セセリチョウ	ミヤマセセリ				II 類		5・6・11
16			ホソバセセリ				II 類		11
17			ギンイチモンジセセリ			NT	準絶		4・5・6・11
18		シジミチョウ	ルーミスシジミ			VU	I 類		4・6
19			コツバメ				II 類		11
20			スギタニルリシジミ九州亜種				準絶		4・6
21			キシマドリシジミ本州亜種				準絶		3・4・5・6・11
22			タイワンツバメシジミ本土亜種			EN	I 類		5・10・11
23			カラスシジミ				準絶		3・4・5・6・11・12
24			トラフシジミ				準絶		1・3・5・6・11
25			タテハチョウ	サカハチチョウ				II 類	
26		ミドリヒョウモン					準絶		1・10・11
27		ウラギンスジヒョウモン				VU	I 類		1・5・6・10・11
28		オオウラギンスジヒョウモン					II 類		3・5・6・11
29		メスグロヒョウモン					準絶		5・6・11
30		ウラギンヒョウモン					II 類		5・10・11
31		オオウラギンヒョウモン				CR	I 類		3・6・10・11
32		クモガタヒョウモン					II 類		3・5・6・11
33		ヒオドシチョウ					準絶		5・6・11
34		ウラナミジャノメ本土亜種				VU			11
35		アゲハチョウ	オナガアゲハ				II 類		1・5・6・10・11
36		シロチョウ	ツマグロキチョウ			EN			10・11
37		ヤガ	キシタアツバ			NT			11
38			ベニモンコノハ				不足		6
39	ハエ	ブユ	サツマツノマユブユ			EN	不足		6
40	コウチュウ	オサムシ	セアカオサムシ			NT	準絶		3・4・5・6・11
41		ハンミョウ	ヨドシロヘリハンミョウ			VU	I 類		4・5・6・12
42			シロヘリハンミョウ			NT			11
43			カワラハンミョウ			EN	I 類		5
44			ルイスハンミョウ			EN	II 類		5・12
45		ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ			NT	準絶		4・11
46			ゲンゴロウ		国内	VU	絶滅		6
47			コガタノゲンゴロウ			VU			4・5・11
48			コマルケシゲンゴロウ			NT			4・11
49			オオマルケシゲンゴロウ			NT			4・11
50			マルケシゲンゴロウ			NT			4・11
51			キベリクロヒメゲンゴロウ			NT			4・11
52			コウバツゲンゴロウ			NT			4・11

第 3.1-36 表(2) 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.	
				A	B	C	D	E		
53	コウチュウ	ゲンゴロウ	ルイスツブゲンゴロウ			VU	II 類		4・6・11	
54			シャープツブゲンゴロウ			NT			4・11	
55			マルチビゲンゴロウ			NT			11	
56			キベリマメゲンゴロウ			NT			4・11	
57		ミズスマシ	オオミズスマシ			NT	II 類		4・11	
58			コミズスマシ			EN	II 類		6・11	
59			ヒメミズスマシ			EN	I 類		4・6・11	
60		コツブゲンゴロウ	ムツボシヤコツブゲンゴロウ			VU			4・11	
61		ガムシ	ミュキシジミガムシ			NT			11	
62		コガネムシ	オオチャイロハナムグリ			NT	準絶		4	
63		テントウムシ	ハラゴロオオテントウ				不足		6	
64		ツチハンミョウ	ヒラズゲンセイ				準絶		6	
65		カミキリムシ	ソボセダカコブヤズカミキリ					II 類		4
66			ヨツボシカミキリ			EN	準絶		11	
67	トラフカミキリ						準絶		11	
68	ハチ	クモバチ	アオスジクモバチ			DD			11	
計	6 目	26 科	68 種	0 種	3 種	44 種	52 種	0 種		

注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、令和4年)に従った。
 2. 文献 No. は第 3.1-29 表、重要な種の選定根拠は第 3.1-31 表に対応する。

第 3.1-37 表 魚類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.	
				A	B	C	D	E		
1	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	I 類		2・12	
2	コイ	コイ	ヤリタナゴ			NT			2・12	
3		ドジョウ	ドジョウ			NT	準絶		4・12	
4			ヤマトシマドジョウ			VU	準絶		4	
5	ナマズ	ギギ	アリアケギバチ			VU	I 類		2・6	
6	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	準絶		4・12	
7	スズキ	イソギンボ	トサカギンボ				準絶		6	
8		ハゼ	イドミミズハゼ			NT	I 類		5・6・12	
9			ヒモハゼ			NT	準絶		6	
10			シロウオ			VU	II 類		5・6・12	
11			チワラスボ			EN	II 類		5・6・12	
12			マサゴハゼ			VU	準絶		6	
13			オオヨシノボリ					準絶		2
14			チクゼンハゼ			VU	準絶		5・6	
計	5 目	7 科	14 種	0 種	0 種	12 種	13 種	0 種		

注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、令和4年)に従った。
 2. 文献 No. は第 3.1-29 表、重要な種の選定根拠は第 3.1-31 表に対応する。

第 3.1-38 表 底生動物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.	
				A	B	C	D	E		
1	カサガイ	ユキノカサガイ	ツボミガイ			NT			4	
2	アマオブネガイ	アマオブネガイ	ヒメカノコガイ			NT			5・12	
3			ヒロクチカノコガイ			NT	II類		5	
4		ユキスズメガイ	ミヤコドリガイ			NT			5	
5		新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU	準絶		1・4・5・12
6	オオタニシ					NT	準絶		4	
7	オニノツノガイ		コゲツノブエガイ			VU	準絶		5・6・12	
8	ウミニナ		ウミニナ			NT			4・5・6・12	
9			イボウミニナ			VU	準絶		4・5	
10	トゲカワニナ		タケノコカワニナ			VU	準絶		4・5・6・12	
11	キバウミニナ		フトヘナタリガイ			NT			1・4・5・6・12	
12			ヘナタリガイ			NT			4・5・6・12	
13			カワアイガイ			VU			4・5	
14	ワカウラツボ		カワグチツボ			NT	準絶		5	
15	カワザンショウガイ		クリロカワザンショウガイ			NT	II類		1・4・5	
16				サツマクリロカワザンショウガイ				I類		4・5
17				ツブカワザンショウガイ			NT			4・5
18				カワザンショウガイ					準絶	1・4・5・12
19				ヒナタムシヤドリカワザンショウガイ			NT			4・5
20				ヨシダカワザンショウガイ			NT	I類		4・5
21				ウスイロヘソカドガイ					準絶	4
22		オオウスイロヘソカドガイ						準絶	4・5	
23		クビキレガイ		ヤマトクビキレガイ					準絶	4・5
24	エゾマメタニシ	ヒメマルマメタニシ			VU	II類		4・5		
25	ミズゴマツボ	ミズゴマツボ			VU	準絶		4・5・12		
26	汎有肺	オカミミガイ	カシノメガイ				準絶		4・5	
27			カタシイノミミミガイ			NT	I類		5・6	
28			ヒメシイノミミミガイ			CR+EN			6	
29			シイノミミミガイ			CR+EN	I類		5	
30			マクスジコミミガイ			NT	準絶		4・5	
31		モノアラガイ	モノアラガイ			NT	準絶		4・5	
32		ヒラマキガイ	ヒメヒラマキミズマイマイ			EN			4	
33			ヒラマキミズマイマイ			DD	準絶		4・5	
34			ヒラマキガイモドキ			NT	準絶		4・5	
35		カワコザラガイ	カワコザラガイ					準絶	4	
36	ウグイスガイ	マクガイ	マクガイ				準絶	6		
37	イシガイ	イシガイ	ニセマツカサガイ			VU	準絶		2・5・6・12	
38			マツカサガイ広域分布種			NT	II類		5	
39			ヌマガイ					準絶	2	
40	マルスダレガイ	シジミ	ヤマトシジミ			NT			4・12	
41			マシジミ			VU	準絶		4	
42		マルスダレガイ	ハマグリ			VU			5・6・12	
43		ニッコウガイ	ユウシオガイ			NT			5・6・12	
44		シオサザナミ	ハザクラガイ			NT			1・5・6・12	
45		チドリマスオ	クチバガイ			NT			1・4・5・6・12	
46	エビ	モクズガニ	ヒメケフサイソガニ				I類		5・6	
47			ヒメヒライソモドキ					II類		6
48		オサガニ	オサガニ					準絶	5・6	
49		スナガニ	ハクセンシオマネキ			VU	準絶		5・6・12	
計	8 目	27 科	49 種	0 種	0 種	37 種	33 種	0 種		

注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、令和4年)に従った。
 2. 文献 No. は第 3.1-29 表、重要な種の選定根拠は第 3.1-31 表に対応する。

第 3.1-39 表 陸産貝類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.	
				A	B	C	D	E		
1	オキナエビス	ゴマオカタニシ	ゴマオカタニシ			NT	準絶		6	
2	ニナ	ムシオイガイ	サツナムシオイガイ			NT	準絶		4	
3		ゴマガイ	キュウシュウゴマガイ				準絶		4・6	
4			ヒダリマキゴマガイ				準絶		4・6	
5	マイマイ	ノミガイ	ノミガイ			VU	準絶		4・6	
6		キバサナギガイ	スナガイ			NT	準絶		4・6	
7		マキゾメガイ	マルナタネガイ				準絶		4・6	
8		ミジンマイマイ	ミジンマイマイ				準絶		4・6	
9		キセルガイモドキ	キセルガイモドキ					準絶		4
10			ホソキセルガイモドキ					準絶		6
11		キセルガイ	キュウシュウナミコギセル					準絶		4・6
12			カタギセル			NT	準絶		4・6	
13			ナガシマギセル				準絶		6	
14			スグヒダギセル				準絶		4・6	
15			ヒゴギセル				準絶		6	
16			ハナコギセル		国内	CR+EN	I 類		6	
17			アワジギセル				準絶		4	
18			シコクギセル				準絶		6	
19			トサギセル			NT	準絶		4・6	
20			ヒロクチコギセル			CR+EN	II 類		6	
21			ナミギセル				準絶		6	
22			シリオレギセル				準絶		4・6	
23			アラナミギセル				準絶		4・6	
24			オキギセル				準絶		4・6	
25		ベッコウマイマイ	テラマチベッコウ			NT	II 類		4・6	
26			ツノイロヒメベッコウ				準絶		4・6	
27			ヒメベッコウガイ				準絶		4	
28			ヤクシマヒメベッコウ				準絶		4・6	
29	ハリマキビ					準絶		4・6		
30	マルシタラガイ					準絶		6		
31	カサキビ					準絶		6		
32	ヒメカサキビ				NT	準絶		6		
33	ウラジロベッコウ					準絶		6		
34	ナミヒメベッコウ					準絶		4・6		
35	ニッポンマイマイ		シメクチマイマイ				準絶		6	
36		コベソマイマイ				準絶		4・6		
37	オナジマイマイ	チクヤケマイマイ				II 類		4・6		
38		フリイデルマイマイ				準絶		4・6		
39		オオヒユウガマイマイ				準絶		6		
40		イロアセオトメマイマイ				準絶		4・6		
41	タワラガイ	タワラガイ				準絶		6		
計	3 目	13 科	41 種	0 種	1 種	10 種	41 種	0 種		

注) 1. 種の分類及び配列は原則として「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅲ」(環境庁、平成 10 年)に準拠した。
 2. 文献 No. は第 3.1-29 表、重要な種の選定根拠は第 3.1-31 表に対応する。

ロ. 希少猛禽類の生息分布図

対象事業実施区域及びその周辺において、生息分布が確認された猛禽類はなかった。

ハ. 鳥類の渡り経路

「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 27 年）によると、サシバ、ハチクマ、ノスリ、アカハラダカ及びツル類の渡りの経路に関する情報は、以下のとおりである。

サシバは、対象事業実施区域周辺において日中の渡りの経路として記録がある。（第 3.1-14 図）

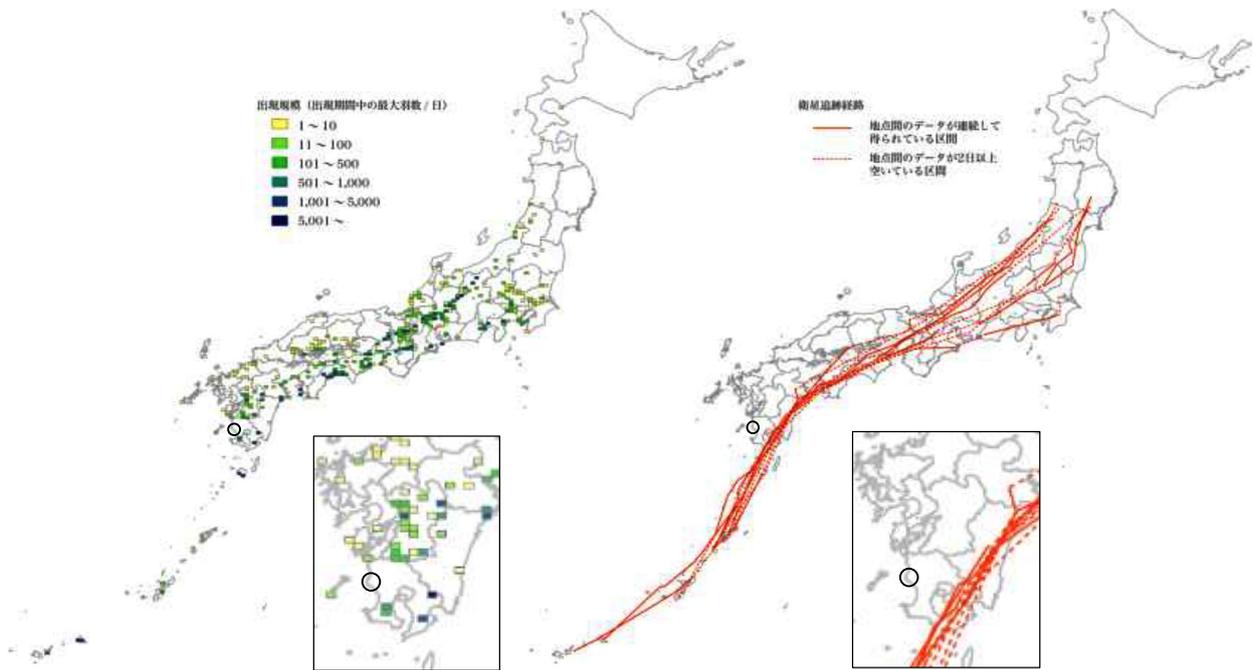
ハチクマ、ノスリは、対象事業実施区域を主要な渡りの経路としていない。（第 3.1-15、16 図）

アカハラダカは、秋季の出現ピークが 9 月中旬であり、対馬から九州北西部に入り、そのまま南下した後に南西諸島に渡るため、対象事業実施区域を通過している可能性がある。春季の出現ピークは 5 月中旬から下旬であるが、秋季ほど大きな群れで渡らないことから、観察記録が少ない。（第 3.1-17 図）

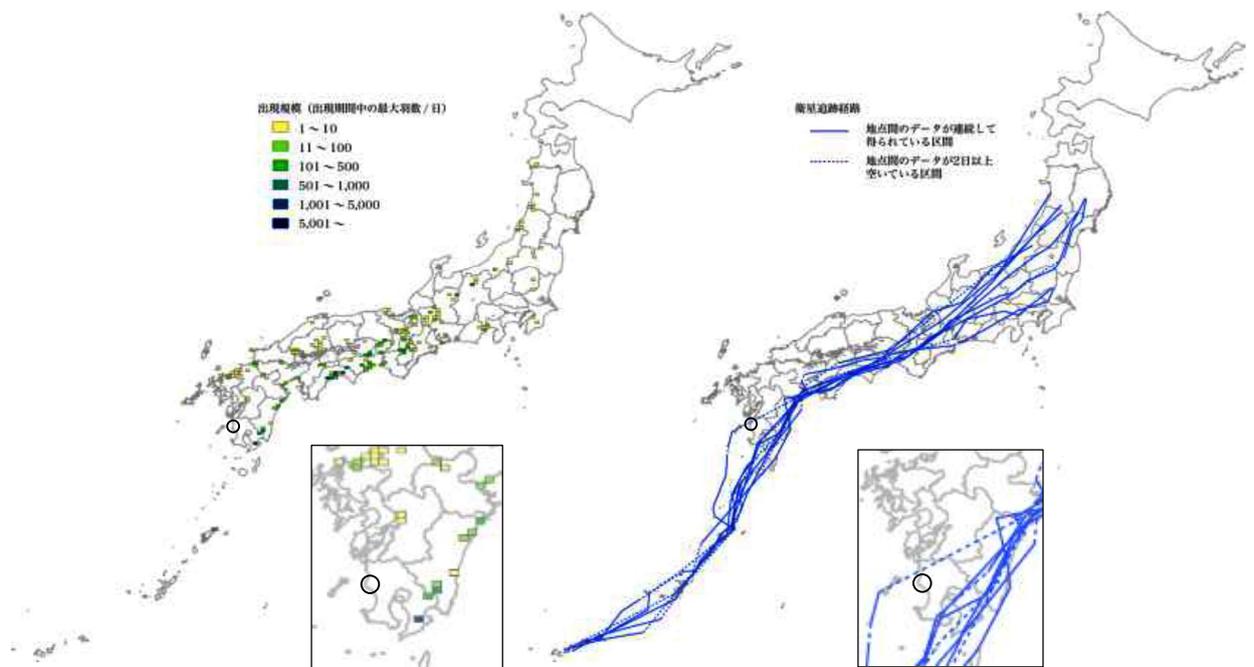
ツル類は、90%以上が鹿児島県の出水平野に飛来するとされており、天草、西彼杵半島、平戸を経て対馬に至るコースと、諫早、伊万里、壱岐を経て対馬に至る 2 コースが知られている。対象事業実施区域は、出水平野のツル飛来地の南側に位置しており、主要な渡りの経路から外れている。（第 3.1-18 図）

また、いちき串木野市の五反田川において、マガンの集結の記録（最大 18 羽/日）がある。

なお、「センシティブティマップ 日中の渡りルート」並びに「センシティブティマップ 夜間の渡りルート」（環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）、令和 5 年 11 月閲覧）によると、対象事業実施区域及びその周辺ではサシバ、アカハラダカの渡りルート及び秋季の夜間の渡りルートが確認されている。（第 3.1-19、20 図）

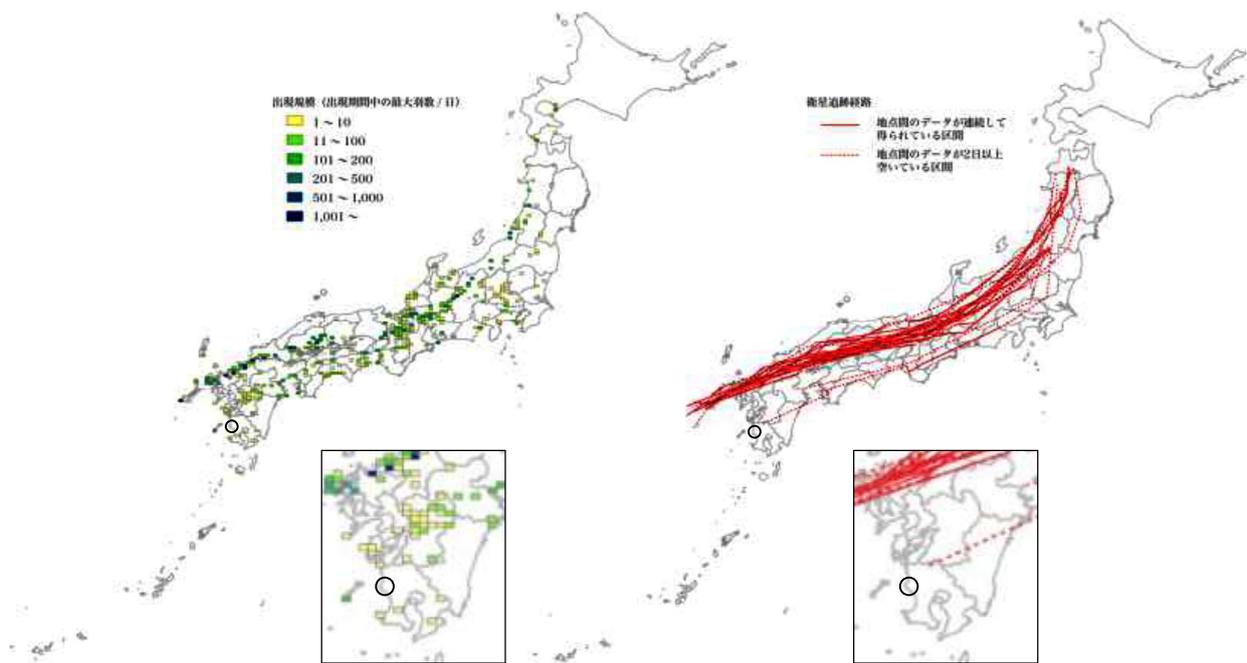


第 3.1-14 図(1) サシバの秋季の渡り経路 (○ : 対象事業実施区域)

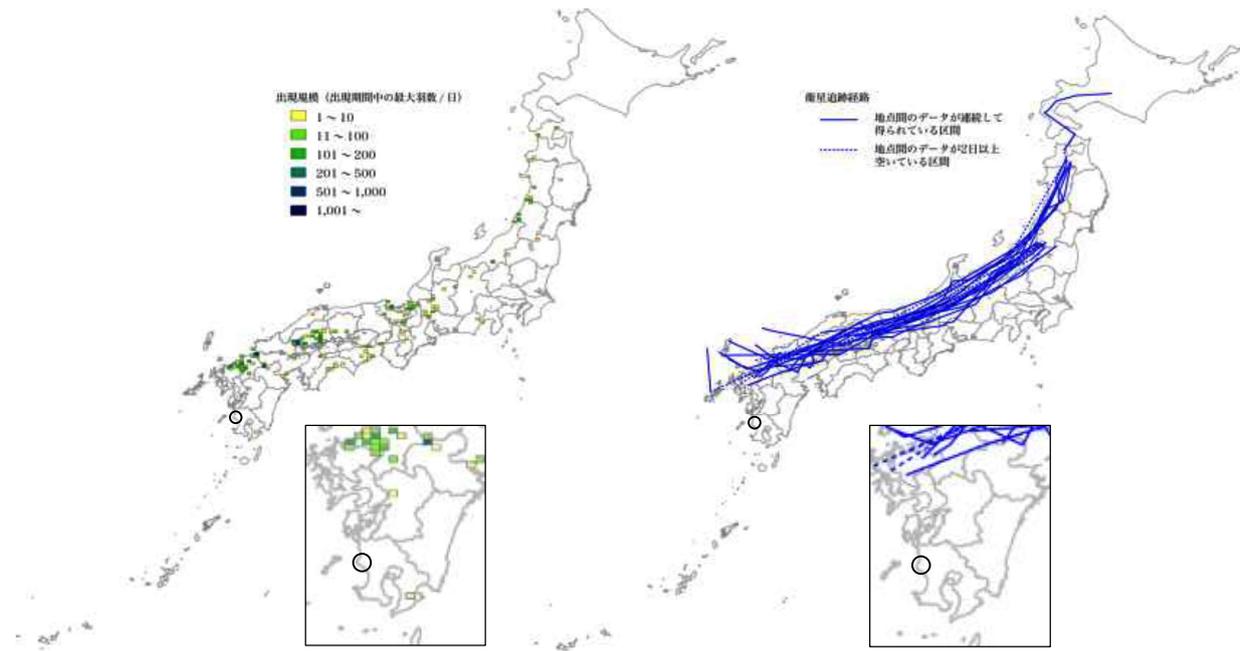


第 3.1-14 図(2) サシバの春季の渡り経路 (○ : 対象事業実施区域)

出典) 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 27 年)

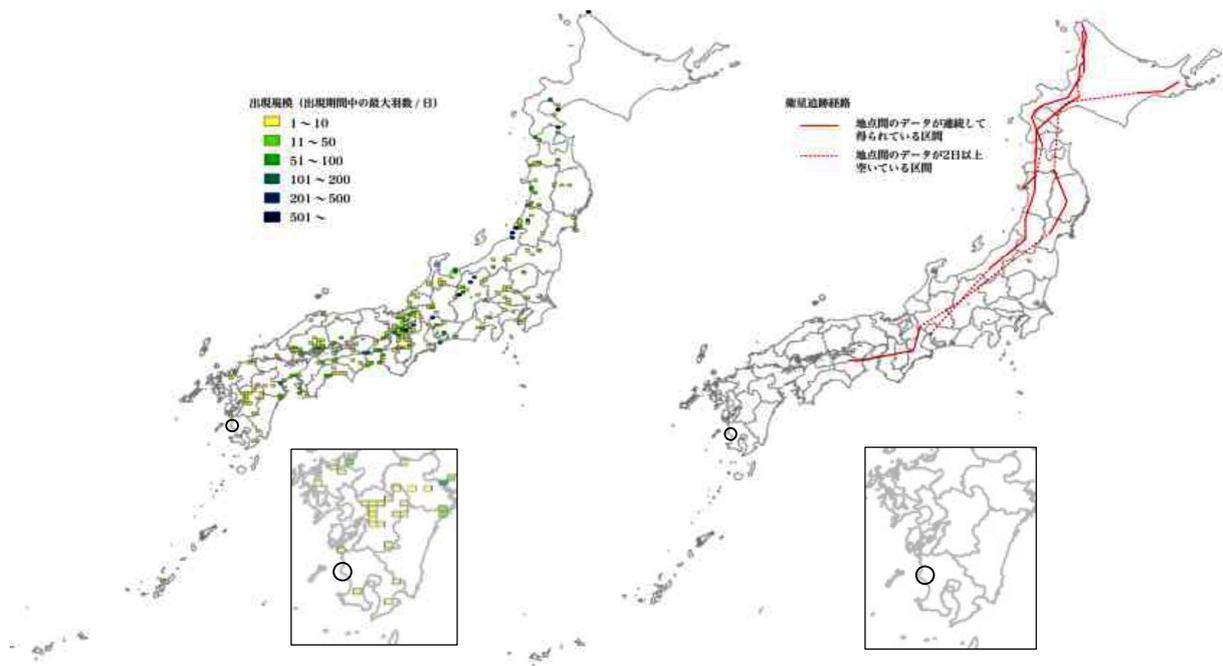


第 3.1-15 図(1) ハチクマの秋季の渡り経路 (○：対象事業実施区域)

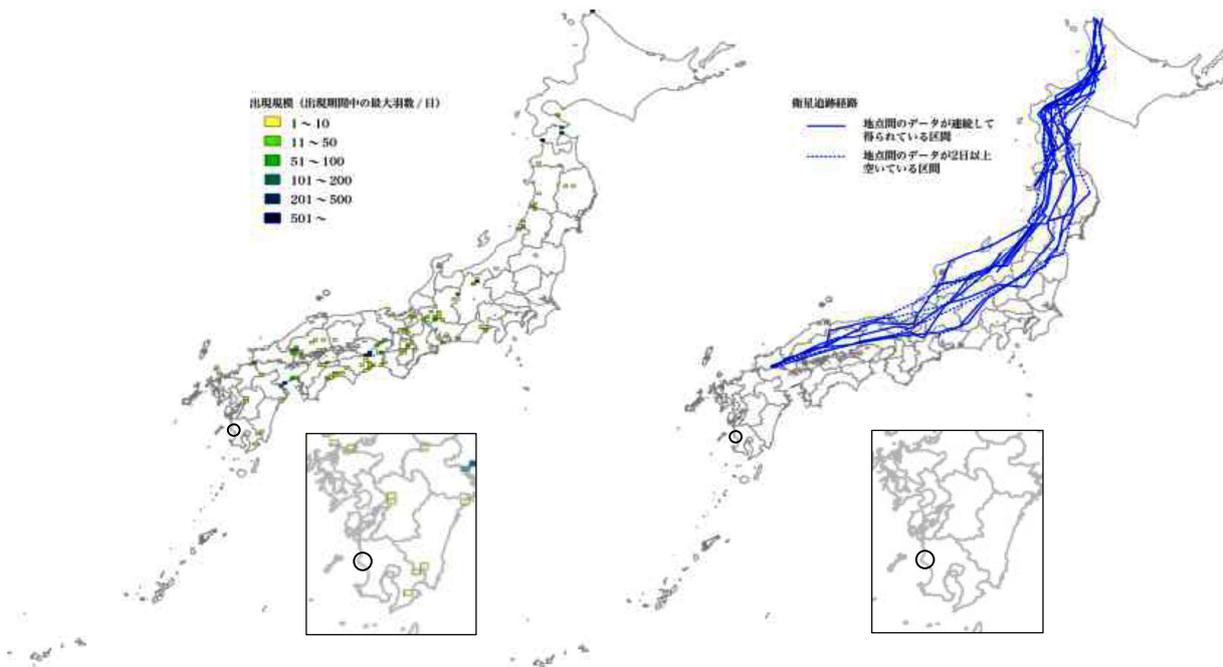


第 3.1-15 図(2) ハチクマの春季の渡り経路 (○：対象事業実施区域)

出典) 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 27 年)

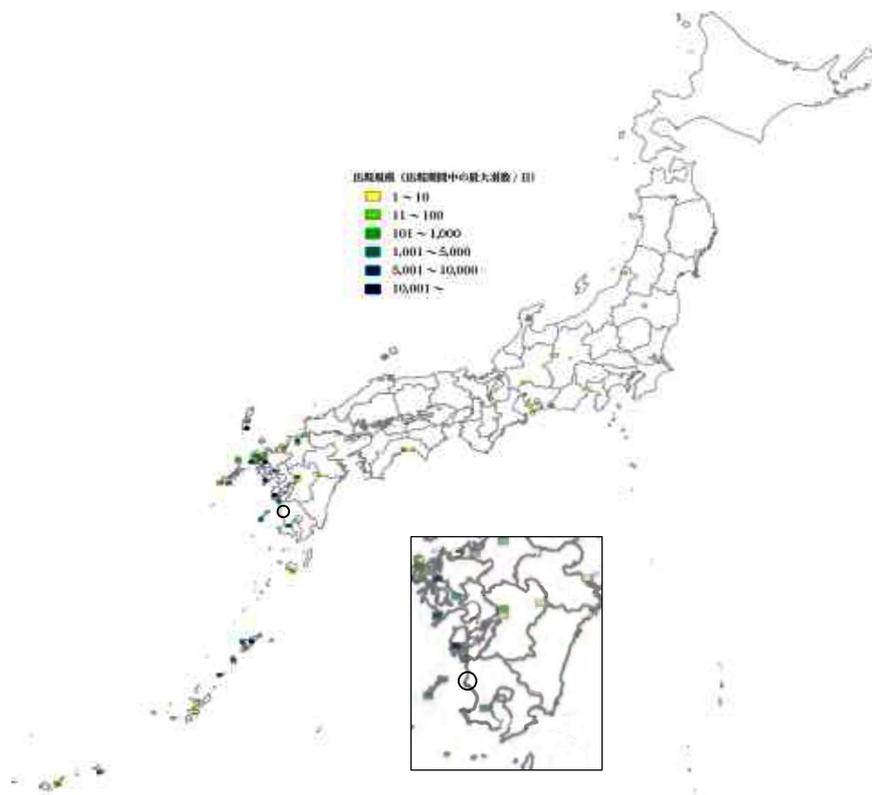


第 3.1-16 図(1) ノスリの秋季の渡り経路 (○ : 対象事業実施区域)

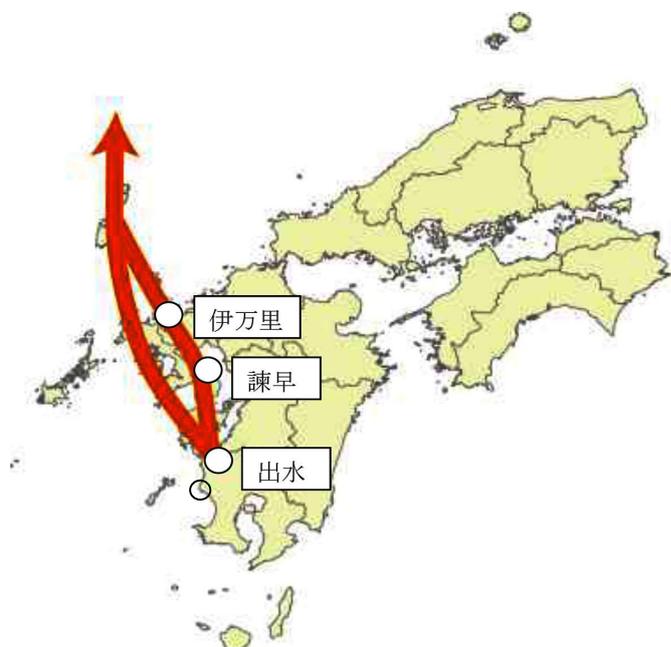


第 3.1-16 図(2) ノスリの春季の渡り経路 (○ : 対象事業実施区域)

出典) 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」 (環境省、平成 27 年)

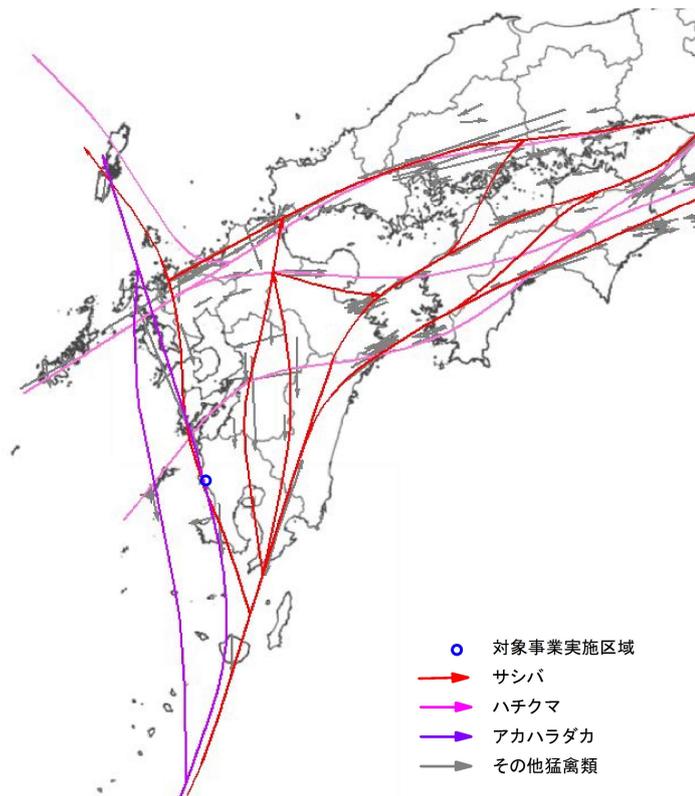


第 3.1-17 図 アカハラダカの秋季の観察記録（○：対象事業実施区域）

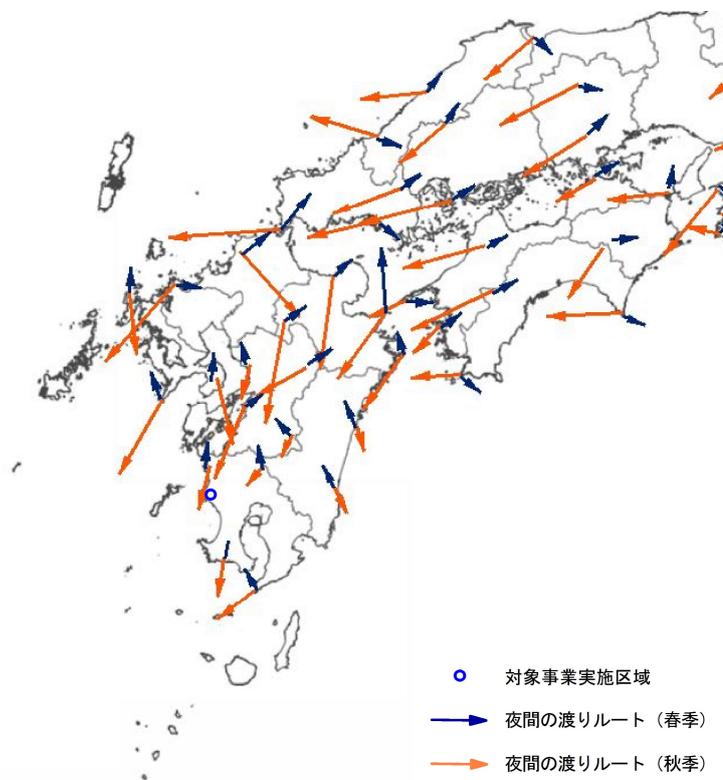


第 3.1-18 図 ツル類の渡り経路（○：対象事業実施区域）

出典) 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 27 年)



第 3.1-19 図 センシティブリティマップ 日中の渡りルート（猛禽類）



第 3.1-20 図 センシティブリティマップ 夜間の渡りルート

出典) 「環境アセスメントデータベースEADAS (イーダス)」 (環境省 HP、令和 5 年 11 月閲覧)

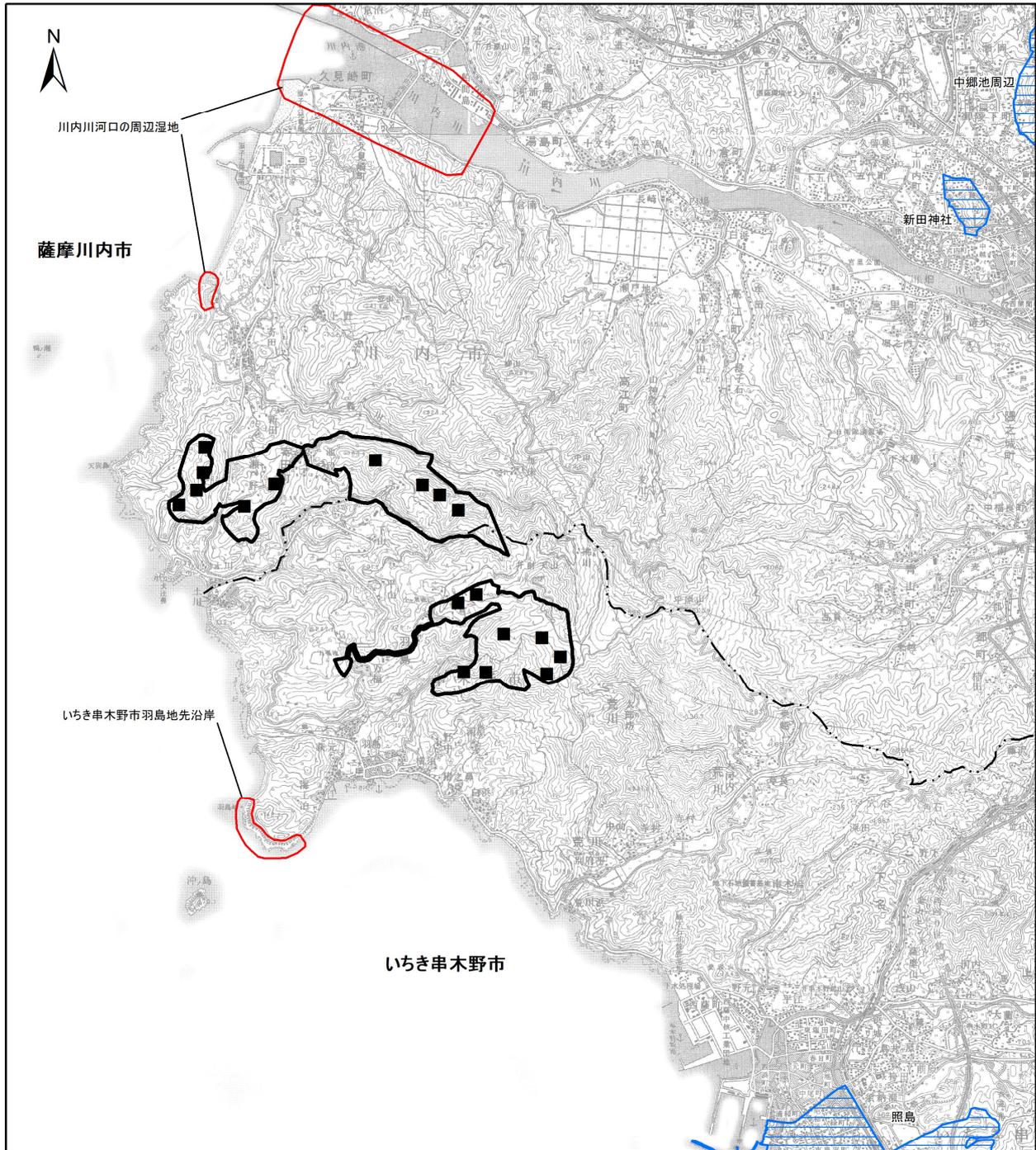
二. 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地の選定結果は第 3.1-40 表及び第 3.1-21 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）において指定された鳥獣保護区及び「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省、平成 28 年）において指定された重要湿地がある。

第 3.1-40 表 動物の注目すべき生息地

名称	選定根拠							
	A	G	H	I	J	K	L	M
中郷池周辺鳥獣保護区			○					
新田神社鳥獣保護区			○					
照島鳥獣保護区			○					
川内川河口の周辺湿地							○	
いちき串木野市羽島地先沿岸							○	

注) 注目すべき生息地の選定根拠は第 3.1-31 表に対応する。



出典)「国土数値情報 鳥獣保護区データ(平成27年度)」
 (国土交通省HP、令和5年11月閲覧)
 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省、平成28年)

第 3.1-21 図 動物の注目すべき生息地

(2) 植物の生育の状況

対象事業実施区域及びその周辺の植物の生育を把握するに当たり、収集した文献その他の資料は第 3.1-41 表のとおりである。

第 3.1-41 表 植物相に係る収集文献

No.	収集文献
1	「北薩の自然－鹿児島県の自然調査事業報告書Ⅱ」（鹿児島県立博物館、平成 7 年）
2	「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物－鹿児島県レッドデータブック植物編」（鹿児島県環境生活部環境保護課、平成 15 年）
3	「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 植物編－鹿児島県レッドデータブック 2016－」（鹿児島県環境林務部自然保護課、平成 28 年）
4	「改訂 鹿児島県植物目録」（初島住彦（編）、昭和 61 年）

① 植物相の状況

対象事業実施区域及びその周辺における植物相の概要は、第 3.1-42 表のとおりであり、シダ植物 65 種及び種子植物 576 種、合計 641 種が確認されている。対象事業実施区域及びその周辺は、小起伏から中起伏の火山地であり、主にシイ・カシ二次林、タブノキ・ヤブニッケイ二次林等の広葉樹林及びスギ・ヒノキ・サワラ植林等の植生が分布しており、これらの環境を反映して、スダジイやヤブツバキ等の常緑広葉樹林を構成する種等が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺には河川、水路等も分布しており、これらの環境を反映して、ヘラオモダカやホテイアオイ等も確認されている。

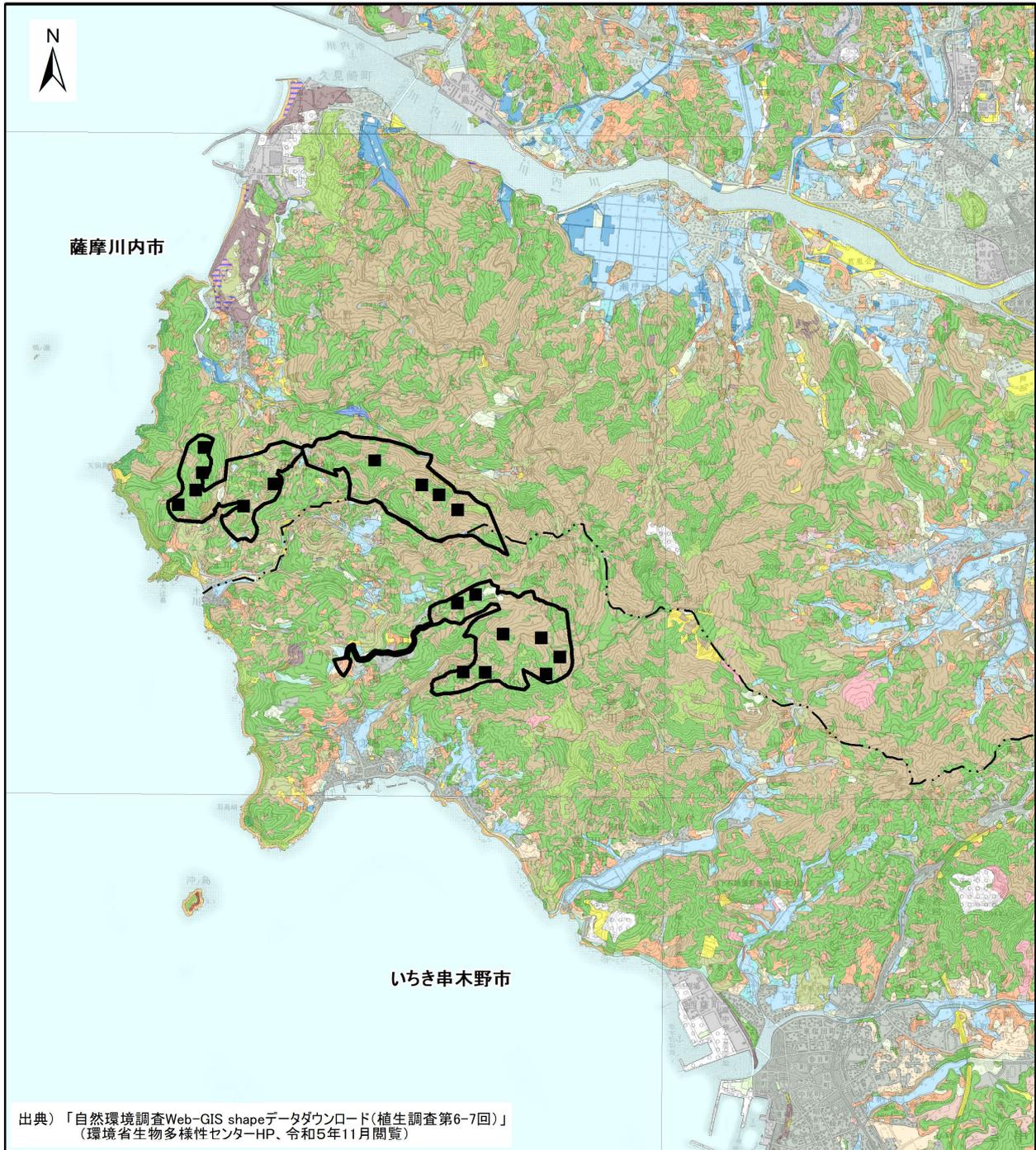
第 3.1-42 表 文献その他の資料による植物相の概要

分類群名		科数	種数	主な確認種	
シダ植物		13 科	65 種	ミズニラ、リュウビソライ、キクシノブ、サツマハチジョウシダ、オオタニワタリ、ホソバカナワラビ、オニヤブソテツ、キュウシュウイノデ、テツホシダ、ヒメハシゴシダ、オオイワヒトデ、アカウキクサ 等	
種子植物	裸子植物	2 科	2 種	クロマツ、ラクウショウ	
	被子植物	離弁花類	63 科	220 種	ジャヤナギ、ハンノキ、スダジイ、イヌビワ、ヤブマオ、ヤドリギ、ツチトリモチ、サクラタデ、オガタマノキ、ヤブニッケイ、ボタンヅル、ナンテン、ジュンサイ、フウトウカズラ、センリョウ、ホソバウマノスズクサ、ヤッコソウ、ヤブツバキ、モウセンゴケ、ハタザオ、イスノキ、トベラ、サイフリボク、コマツナギ、カワゴケソウ、ヤマヒハツ、マツカゼソウ、ヒナノカンザシ、チャンチンモドキ、ニシキギ、ボンテンカ、コショウノキ、アリアケスミレ、スズメウリ、ミノハギ、オニビシ、ミズユキノシタ、シラネセンキュウ、オオハチドメ 等
		合弁花類	26 科	136 種	リョウブ、ハヤトミツバツツジ、モクタチバナ、カンザブロウノキ、ネズミモチ、トキワカモメヅル、タニワタリノキ、ハマヒルガオ、イワダレソウ、ニガクサ、ヤマホオズキ、ゴマクサ、ハマウツボ、タヌキモ、キダチニンドウ、カノコソウ、サワギキョウ、マルバテイショウソウ 等
		単子葉植物	21 科	218 種	ヘラオモダカ、スプタ、コバノヒルムシロ、ホウチャクソウ、ヒメナベワリ、ホテイアオイ、ヒメコウガイゼキショウ、クロホシクサ、ツルヨシ、マコモ、ビロウ、ショウブ、ミクリ、アゼナルコ、アンペライ、コマツカサススキ、ヒメホタルイ、マメヅタラン、エビネ、ダルマエビネ、キエビネ、キンラン、ツチアケビ、サギソウ、ムヨウラン、クモラン 等
合計		125 科	641 種		

② 植生

「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査」によると、対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況は、第 3.1-22～24 図のとおりである。

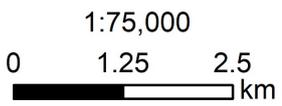
対象事業実施区域及びその周辺の植生は、大部分が平成 28 年度に調査されたものであり、主にスギ・ヒノキ・サワラ植林、シイ・カシ二次林、タブノキーヤブニッケイ二次林等の森林植生が分布し、一部にススキ群団(VII)、水田雑草群落等も分布する。また、対象事業実施区域に分布する植生自然度が 8 以上の植生は、シイ・カシ二次林（植生自然度 8）、タブノキーヤブニッケイ二次林（植生自然度 8）、マサキートベラ群集（植生自然度 9）及びオニヤブソテツーハマビワ群集（植生自然度 9）である（第 3.1-24 図）。



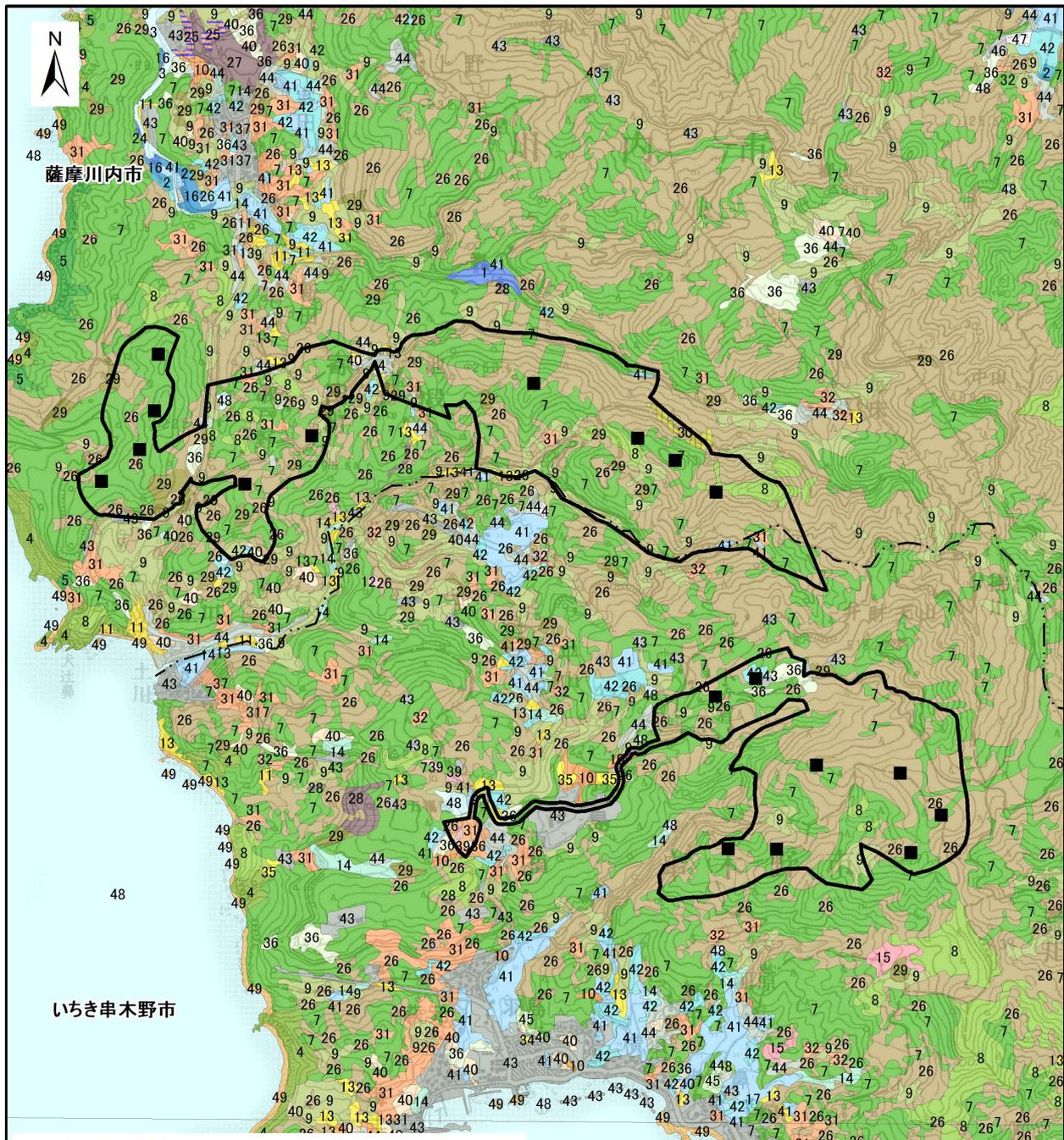
出典)「自然環境調査Web-GIS shapeデータダウンロード(植生調査第6-7回)」
(環境省生物多様性センターHP、令和5年11月閲覧)

凡 例 □ 対象事業実施区域 ■ 風力発電機

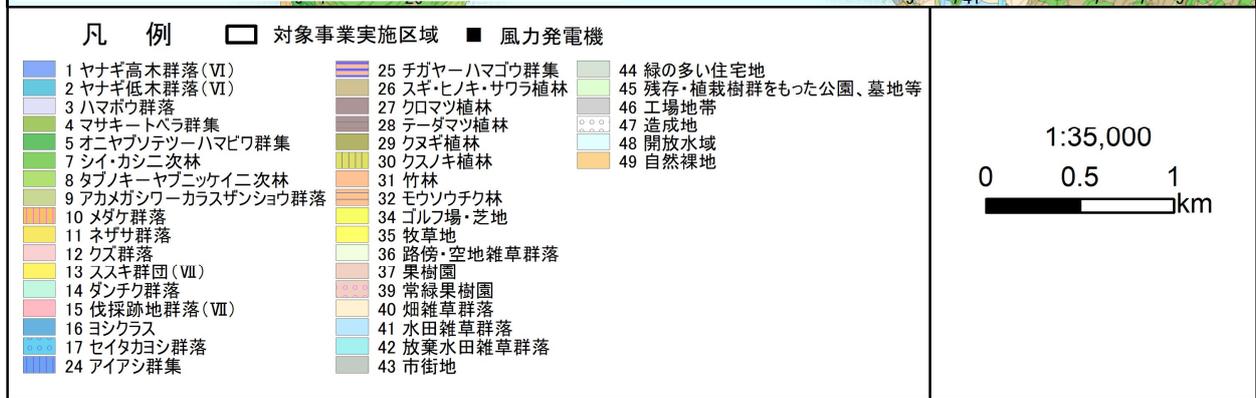
- | | | |
|---------------------|----------------------|---------------------|
| ■ ヤナギ高木群落 (VI) | ■ ツルシ群落 | ■ ゴルフ場・芝地 |
| ■ ヤナギ低木群落 (VI) | ■ オギ群落 | ■ 牧草地 |
| ■ ハマボウ群落 | ■ ヒルムシロクラス | ■ 路傍・空地雑草群落 |
| ■ マサキトベラ群落 | ■ オニバス群落 | ■ 果樹園 |
| ■ オニヤブソテツ・ハマビワ群落 | ■ 外来水草群落 | ■ 茶畑 |
| ■ ヒロウ群落 | ■ 河辺一年生草本群落(タウコギクラス) | ■ 常緑果樹園 |
| ■ シイ・カシニ次林 | ■ シオクグ群落 | ■ 畑雑草群落 |
| ■ タブノキ・ヤブニッケイニ次林 | ■ アイアシ群落 | ■ 水田雑草群落 |
| ■ アカメガシワ・カラスザンショウ群落 | ■ チガヤ・ハマゴウ群落 | ■ 放棄水田雑草群落 |
| ■ メダケ群落 | ■ スギ・ヒノキ・サワラ植林 | ■ 市街地 |
| ■ ネザサ群落 | ■ クロマツ植林 | ■ 緑の多い住宅地 |
| ■ クス群落 | ■ テーダマツ植林 | ■ 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| ■ ススキ群落 (VII) | ■ クヌギ植林 | ■ 工場地帯 |
| ■ タンク群落 | ■ クスノキ植林 | ■ 造成地 |
| ■ 伐採跡地群落 (VII) | ■ 竹林 | ■ 開放水域 |
| ■ ヨシクラス | ■ モウソウチク林 | ■ 自然裸地 |
| ■ セイタカシ群落 | ■ ホウライチク・ホテイチク林 | |



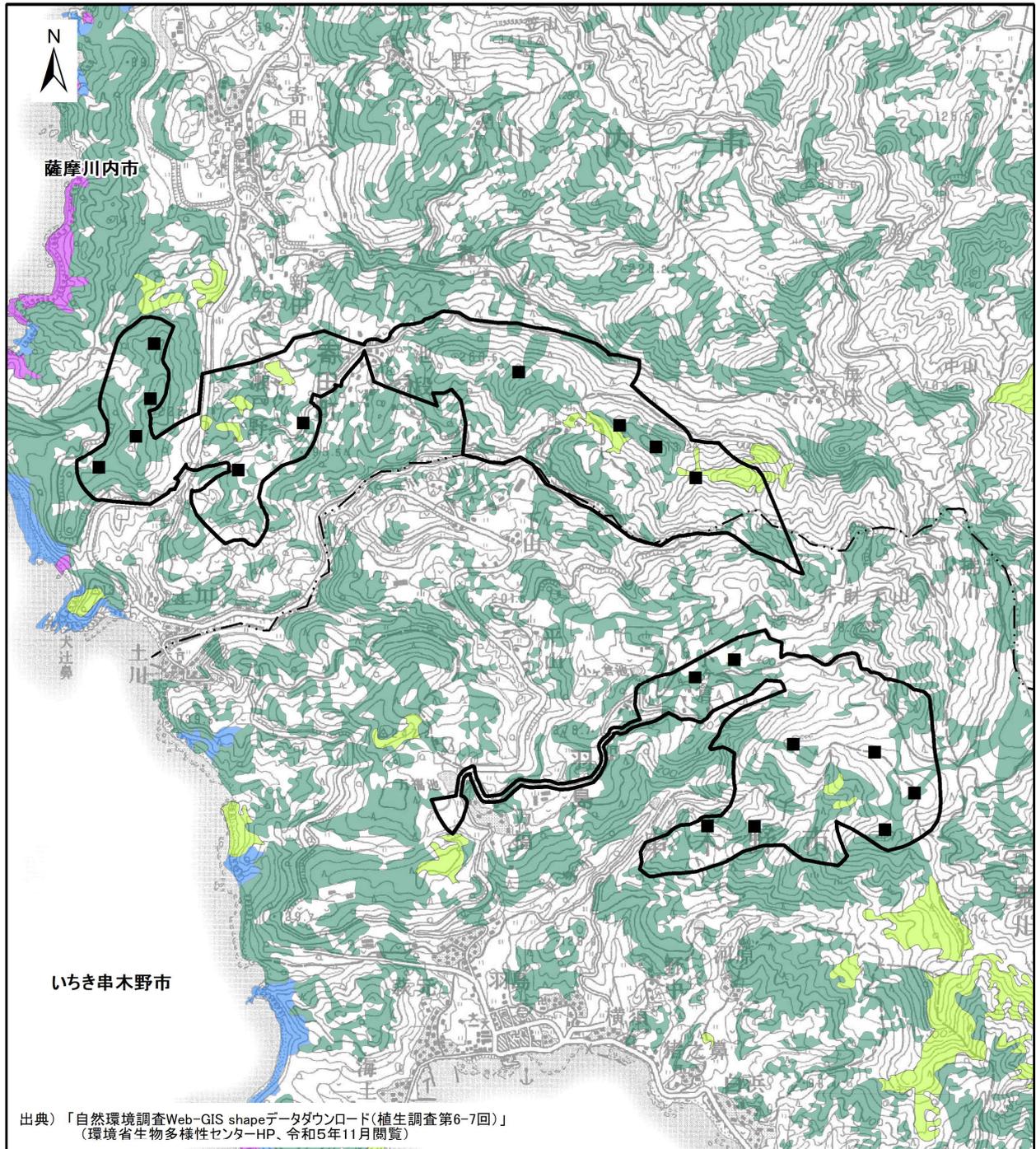
第 3.1-22 図 現存植生図



出典)「自然環境調査Web-GIS shapeデータダウンロード(植生調査第6-7回)」
 (環境省生物多様性センターHP、令和5年11月閲覧)

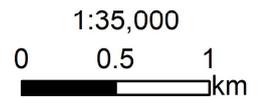


第 3.1-23 図 対象事業実施区域及びその周辺の現存植生図



凡 例

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> □ 対象事業実施区域 ■ 風力発電機 | <ul style="list-style-type: none"> 8. シイ・カシ二次林 8. タブノキヤブツクイ二次林 9. マサキトベラ群集 9. オニヤブソテツーハマビワ群集 |
|---|--|



第 3.1-24 図 対象事業実施区域及びその周辺に分布する植生自然度が 8 以上の植生の分布

③ 植物の重要な種及び重要な植物群落等の分布

対象事業実施区域及びその周辺における植物の重要な種及び重要な植物群落等は、第 3.1-43 表の法令や規則等の選定根拠に基づいて選定した。

第 3.1-43 表 植物の重要な種及び重要な植物群落等の選定根拠

選定根拠		ランク
重要な種	A	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) ・国指定特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(天) ・県指定天然記念物(県天) ・市指定天然記念物(市天)
	B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号) ・国際希少野生動植物種(国際) ・国内希少野生動植物種(国内)
	C	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省、令和 2 年) ・絶滅(EX) ・情報不足(DD) ・野生絶滅(EW) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP) ・絶滅危惧 I A 類(CR) ・絶滅危惧 I B 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT)
	D	「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 植物編—鹿児島県レッドデータブック 2016—」(鹿児島県、平成 28 年) ※注 1) 分布特性上重要な種については、分布の境界ではあるが、現在のところ県内ではごく普通に見られる種であるため、選定基準から除外した。 (種・亜種) (地域個体群) ・絶滅(絶滅) ・消滅(地消) ・野生絶滅(野絶) ・野生消滅(地野消) ・絶滅危惧 I 類(I 類) ・消滅危惧 I 類(地 I 類) ・絶滅危惧 II 類(II 類) ・消滅危惧 II 類(地 II 類) ・準絶滅危惧(準絶) ・準消滅危惧(地準消) ・情報不足(不足) ・情報不足(地不足)
	E	「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 15 年鹿児島県条例第 11 号) ・指定希少野生動植物(指定)
重要な植物群落	A(再掲)	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) ・国指定特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(天) ・県指定天然記念物(県天) ・市指定天然記念物(市天)
	F	「植物群落レッドデータブック」(我が国における保護上重要な植物種及び群落研究委員会、平成 8 年) ・植物群落
	G	「第 2 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落報告書(鹿児島県版)」(環境庁、昭和 54 年) 「第 3 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書(鹿児島県版)」(環境庁、昭和 63 年) 「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成 12 年) ・特定植物群落
巨樹・巨木	H	「第 4 回、第 6 回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林 九州・沖縄版」(環境省、平成 5 年、平成 17 年) ・巨樹・巨木

イ. 植物の重要な種

植物の重要な種の選定結果は第 3.1-44 表のとおりであり、シダ植物 41 種、種子植物 282 種が確認されている。対象事業実施区域及びその周辺には、主にシイ・カシ二次林やタブノキ・ヤブニッケイ二次林等の広葉樹林及びスギ・ヒノキ・サワラ植林等の森林植生が分布しており、これらの環境を反映して、エビネやオモト等の樹林内に生育する種が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺には河川や水路等も分布しており、これらの環境を反映して、ヘラオモダカや、ミズニラ、ミソハギ等も確認されている。

第 3.1-44 表(1) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ			NT	I 類		2・3・4
2		ハナヤスリ	ナツノハナワラビ				準絶		3・4
3			コハナヤスリ				準絶		3・4
4		リュウビンタイ	ヒノタニリュウビンタイ			CR	I 類		3・4
5		コバノイシカグマ	オドリコカグマ				準絶		4
6		シノブ	キクシノブ			VU	II 類		1・2・3・4
7		イノモトソウ	アイコハチジョウシダ				準絶		4
8			ヤワラハチジョウシダ			EN	準絶		4
9			サツマハチジョウシダ			VU	II 類		2・3・4
10			ヤクシマハチジョウシダ			VU	準絶		2・3・4
11		チャセンシダ	オオタニワタリ			VU	II 類		1・4
12			カミガモシダ				準絶		2・3・4
13		オンダ	オトコシダ				準絶		1・2・3
14			イズヤブソテツ				準絶		4
15			ミヤコヤブソテツ				準絶		2・3・4
16			ホソバヤブソテツ				準絶		1・4
17			ヒロハヤブソテツ				準絶		3・4
18			ツクシヤブソテツ				準絶		3
19			サイゴクベニシダ				準絶		2・3・4
20			ナンゴクベニシダ				不足		3
21			ミサキカグマ				準絶		4
22			オオクジャクシダ				準絶		2・3
23			タカサゴシダ			NT	準絶		4
24			ニセヨゴレイタチシダ			NT	I 類		2・3・4
25			イヌタマシダ				準絶		1
26			キノクニベニシダ				準絶		2・3・4
27			ハウノカワシダ				準絶		4
28			ナガサキシダモドキ				準絶		2・3・4
29			キュウシュウイノデ			CR	I 類		2・3・4
30			ヒメシダ	ヨコグラヒメワラビ				準絶	
31		ツクシヤワラシダ					準絶		2・3・4
32		ヒメシダ					準絶		1・2・3・4
33		メシダ	イヌワラビ				II 類		4
34			ヒロハイヌワラビ				準絶		4
35			イワヤシダ				II 類		1・2・3
36			フクレギシダ		国内	CR	I 類		3・4
37		ウラボシ	ヒトツバイワヒトデ				準絶		1
38			ツクシノキシノブ				準絶		2・3・4
39			コウラボシ				II 類		1・4
40			ヤノネシダ				準絶		2・3・4
41		アカウキクサ	アカウキクサ			EN	I 類		2・3
42	種子植物	ツチトリモチ	ツチトリモチ				準絶		1
43		ヤナギ	キイレツチトリモチ				準絶		1・4
44			イヌコリヤナギ				準絶		1・4
45		カバノキ	タチヤナギ				準絶		1・2・3・4
46			ハンノキ				I 類		1・2・3・4
47		ブナ	ハナガガシ			VU	II 類		1・3・4
48		イラクサ	ケナガバヤブマオ				準絶		4
49			ノコバメヤブマオ				準絶		4
50			ナガバヤブマオ				準絶		2・4

第 3.1-44 表(2) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
51	種子植物	イラクサ	トウカテンソウ			CR	I 類	3	
52		タデ	ナガバノヤノネグサ				準絶	3・4	
53			サクラタデ				準絶	4	
54			サイコクヌカボ			VU	I 類	2・3・4	
55			ヤナギヌカボ			VU	不足	2・3・4	
56			ナガバノウナギツカミ			NT	準絶	1・2・3・4	
57			シマヒメタデ				II 類	2・4	
58			ハナタデ				準絶	2・4	
59			マダイオウ				I 類	1・2・3・4	
60			コギシギシ			VU	II 類	2・3・4	
61			ナデシコ	フシグロ				準絶	3・4
62			アカザ	オカヒジキ				準絶	1・4
63			モクレン	オガタマノキ	天				1
64			キンポウゲ	ヤマハンショウヅル				準絶	1・4
65				フジセンニンソウ				準絶	2・4
66			スイレン	ジュンサイ				II 類	1・2・3・4
67				オニバス			VU	I 類	1・2・3・4
68				コウホネ				II 類	1・2・3・4
69				オグラコウホネ			VU	II 類	2・3
70				ヒメコウホネ			VU		1・2・4
71				サイコクヒメコウホネ				I 類	3
72				ヒツジグサ				II 類	1・2・3・4
73			ウマノスズクサ	ホソバウマノスズクサ				不足	2・3・4
74				キンチャクアオイ			VU		4
75			オトギリソウ	ツキヌキオトギリ			EN	II 類	1・2・3・4
76			アブラナ	ハタザオ				準絶	2・3・4
77				ミズタガラシ				II 類	2・3・4
78			ベンケイソウ	ハママンネングサ			NT		1・2
79				ヒメレンゲ				準絶	3・4
80			ユキノシタ	タコノアシ			NT	II 類	1・2・3・4
81			バラ	ザイフリボク				I 類	1・2・3・4
82				オヘビイチゴ				準絶	4
83				マルバシャリンバイ				準絶	2・3
84				ヤマイバラ				準絶	4
85				コジキイチゴ				準絶	4
86				イワガサ				I 類	1・2・3・4
87			マメ	ヒメノハギ				II 類	4
88				フジカンゾウ				準絶	4
89				ミヤマトベラ				準絶	4
90				イヌハギ			VU	II 類	4
91				ハネミイヌエンジュ				準絶	4
92				シバネム			DD	準絶	4
93				フジ				準絶	3
94			カワゴケソウ	カワゴケソウ			EN	II 類	1・2・3
95			ミカン	コクサギ				準絶	1・2・3・4
96				キハダ				準絶	1・4
97				フユザンショウ				準絶	2・3・4
98			ウルシ	チャンチンモドキ			EN	II 類	1・2・3
99			アヲブキ	アオカズラ			EN	I 類	1・3・4
100			モチノキ	イヌウメモドキ				準絶	2・3・4
101			ニシキギ	イワウメヅル				不足	2・3・4
102				オオツルウメモドキ				準絶	4
103				ニシキギ				準絶	1・3・4
104				ツルオオバマサキ				準絶	4
105				リュウキュウマユミ				準絶	1・4
106			クロウメモドキ	ハマナツメ			VU	II 類	2・3・4
107			ブドウ	ケサンカクヅル				準絶	1・2・4
108			スマレ	アリアケスマレ				準絶	4
109				リュウキュウシロスミレ				準絶	1・4
110				ヒメスマレ				準絶	2・3・4
111		ウリ	ゴキヅル				準絶	4	
112			モミジカラスウリ				準絶	1・4	
113		ミソハギ	ミソハギ				準絶	2・3・4	
114			エゾミソハギ				準絶	1・2・3・4	
115			ミズキカシグサ			VU	準絶	2・3	
116			ミズマツバ			VU	準絶	2・3	
117		ヒシ	ヒメビシ			VU	不足	4	

第 3.1-44 表 (3) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
118	種子植物	ヒシ	オニビシ				準絶		2・3・4
119		ノボタン	ヒメノボタン			VU	II類		2・3・4
120		セリ	ミシマサイコ			VU	I類		1・4
121			カワラボウフウ				準絶		4
122		ツツジ	ハヤトミツバツツジ			CR	I類	指定	2・3・4
123		サクラソウ	サワトラノオ			EN	II類		2・3・4
124		モクセイ	オオバイボタ				不足		3
125			ウスギモクセイ			NT	II類		1・4
126		マチン	ヒメナエ			VU	II類		1・4
127		リンドウ	イヌセンブリ			VU	II類		1・2・3・4
128		ミツガシロ	ヒメシロアサザ			VU	I類		2・3・4
129		キョウチクトウ	チョウジカズラ				準絶		4
130		ガガイモ	ロクオンソウ			VU	準絶		1・2・3・4
131			イヨカズラ				準絶		4
132		アカネ	ヘツカニガキ				II類		1・4
133			ジュズネノキ				I類		4
134			コバノジュズネノキ				準絶		4
135			コリンクチナシ				準絶		4
136			ヒロハコンロンカ				準絶		1・4
137			イナモリソウ				準絶		2・4
138			ミサオノキ				準絶		1・4
139		ヒルガオ	ハマネナシカズラ			VU	不足		3・4
140		ムラサキ	タイワンリソウ			CR	II類		2・3・4
141			ムラサキ			EN	地絶		4
142		クマツヅラ	ビロードムラサキ			VU	II類		1・3・4
143			ダンギク			VU	II類		1・3・4
144		アワゴケ	ミズハコベ				準絶		1・4
145		シン	ミズネコノオ			NT	II類		2・3
146			ミズトラノオ			VU	I類		2・3・4
147			キセワタ			VU	I類		2・3・4
148			コシロネ				準絶		2・4
149			ヤマジソ			NT	II類		1・2・3・4
150			ウツボグサ				準絶		2
151			ホソバアキノタムラソウ				準絶		2・3
152			ミゾコウジュ			NT	準絶		4
153			コナミキ			VU	II類		4
154			ニガクサ				II類		3・4
155		ナス	イガホオズキ				準絶		1・4
156			ヤマホオズキ			EN	II類		1・4
157			メジロホオズキ				準絶		1・4
158			マルバハダカホウズキ				準絶		1・2・4
159		ゴマノハグサ	ゴマクサ			VU	II類		2・3
160			マルバノサワトウガラシ			VU	II類		1・2・3・4
161			スズメハコベ			VU	準絶		1・4
162		シオガマガク				準絶		1・4	
163		ホソバヒメトラノオ			EN	II類		4	
164		トラノオスズカケ				準絶		1・3	
165	キツネノマゴ	フチゲハグロソウ				準絶		4	
166	ハマウツボ	ハマウツボ			VU	I類		1・2・4	
167		キヨスミウツボ				II類		4	
168	タヌキモ	ホザキノミミカキグサ				II類		4	
169		ミカワタヌキモ			VU	I類		1・2・3・4	
170		タヌキモ			NT			1	
171		ムラサキミミカキグサ			NT	I類		4	
172	スイカズラ	ケハマニンドウ				準絶		3・4	
173		テリハコバノガマズミ				準絶		2	
174	オミナエシ	カノコソウ				準絶		1・2・4	
175	キキョウ	ホタルブクロ				II類		1・2・3・4	
176		ツルギキョウ			VU	II類		4	
177		サワギキョウ				II類		1・4	
178	キク	ノブキ				準絶		4	
179		マルバテイショウソウ			VU	I類		2・3・4	
180		ホソバノヤマハハコ				準絶		2・3・4	
181		ヒメヨモギ				準絶		2・3・4	
182		ヒメシオン				地絶		1・2・3・4	
183		ダルマガク				I類		1・2・3・4	
184		センダングサ				準絶		2	

第 3.1-44 表 (4) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠					文献 No.		
				A	B	C	D	E			
185	種子植物	キク	ヤナギアザミ				II類		2・3・4		
186			イズハハコ			VU	準絶		4		
187			ヤナギノギク			VU	I類		1・4		
188			チョウセンスイラン				NT	I類		3・4	
189			オグルマ					II類		2・3・4	
190			タカサゴソウ				VU	I類		4	
191			ホソバニガナ				EN	I類		2・3・4	
192			ヒナヒゴタイ				EN	II類		2・3・4	
193			サワオグルマ					I類		2・3・4	
194			メナモミ					準絶		2・3・4	
195			オモダカ	ヘラオモダカ					II類		1
196				アギナシ				NT	II類		2・3・4
197				ウリカワ					II類		2・3
198				ヒトツバオモダカ					I類		2・3・4
199		トチカガミ	スブタ				VU	II類		2・3	
200			ヤナギスブタ					I類		3	
201			クロモ						II類		2・3
202			トチカガミ					NT	I類		2・3・4
203			ミズオオバコ					VU	II類		2
204			セキショウモ						II類		4
205		ホルムイソウ	シバナ				NT	I類		4	
206		ヒルムシロ	イトモ				NT	II類		1・2・3・4	
207			コバノヒルムシロ					VU	不足		1・2・3・4
208			ササバモ						II類		1・2・3
209			ホソバミズヒキモ						II類		2・3
210	ミズヒキモ							II類		4	
211	イバラモ	イバラモ					II類		2・3・4		
212	ユリ	タマムラサキ					II類		2・3		
213		ホウチャクソウ					II類		4		
214		ツクシショウジョウバカマ						準絶		1	
215		オオバギボウシ						II類		2・3・4	
216		コバギボウシ						準絶		2・3・4	
217		ノヒメユリ					EN	I類		3・4	
218		カノコユリ					VU	準絶		1・2・3・4	
219		ジャノヒゲ						準絶		1・4	
220		ナガバジャノヒゲ						準絶		2・3・4	
221		オモト						準絶		2・3	
222		シオデ						準絶		1・3	
223		サツマホトトギス						CR	不足	1・2・3・4	
224		キンバイザサ	キンバイザサ					準絶		2・3・4	
225		アヤメ	ヒオウギ					準絶		2・3	
226	イグサ	ヒメコウガイゼキショウ					準絶		1・2・3・4		
227		タチコウガイゼキショウ						II類		2・3	
228		ホソイ						準絶		2・3・4	
229	ホシクサ	アマノホシクサ				CR	I類		1・2・3・4		
230		オオホシクサ						II類		2・3・4	
231		ニッポンイヌノヒゲ						I類		3・4	
232		イヌノヒゲ						I類		2・3	
233		クロホシクサ					VU	II類		1・2・3・4	
234		ヒロハイヌノヒゲ						準絶		1・4	
235		イヌノヒゲモドキ						準絶		3・4	
236		シロイヌノヒゲ						準絶		2・4	
237		イネ	スズメノチャヒキ					準絶		2・4	
238		ヤマアワ						I類		1・2・3・4	
239	チョウセンガリヤス						II類		1・2・3・4		
240	ウンヌケモドキ					NT	II類		2・3・4		
241	ウシノシッペイ						準絶		1・2・4		
242	アシカキ						II類		1・3		
243	ヒロハサヤヌカグサ						準絶		2・3		
244	ミヤマササガヤ						I類		2		
245	オオバチヂミザサ						準絶		4		
246	クサヨシ						準絶		1・2・3		
247	タマミヅイチゴツナギ						準絶		2・3・4		
248	ウキシバ						II類		1・2・3・4		
249	ナリヒラダケ						準絶		2・3・4		
250	イヌアワ						準絶		1・4		
251		オオアブラスキ					II類		3・4		

第 3.1-44 表(5) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
252	種子植物	イネ	ナガミノオニシバ				準絶		1・2・4
253		ヤシ	ビロウ				準絶		1・4
254		サトイモ	ヤマコンニャク			VU	準絶		4
255		ミクリ	ミクリ			NT	I 類		3
256			ヒメミクリ			VU	I 類		1・2・3・4
257		カヤツリグサ	イトハナビテンツキ				準絶		4
258			イトテンツキ			NT	準絶		2・3・4
259			クロカワズスゲ				I 類		1・2・3・4
260			ベンケイヤワラスゲ				I 類		3
261			マツバスゲ				準絶		2・4
262			アワボスゲ				I 類		3・4
263			アゼナルコ				準絶		2・3・4
264			タニガワスゲ				II 類		1・4
265			タイワンスゲ			VU	II 類		1・2・3・4
266			ヤマアゼスゲ				準絶		2・3
267			ホソバヒカガスゲ				準絶		2・3
268			ウマスゲ				I 類		3
269			カタスゲ				準絶		3
270			キノクニスゲ			NT	II 類		4
271			ゴウソ				準絶		2・3・4
272			フサスゲ				I 類		1・3
273			コジユズスゲ				II 類		3
274			ツクシナルコ			EN	II 類		3
275			モエギスゲ				II 類		3・4
276			ヤリハリイ				準絶		2・3・4
277			イヌシカクイ				準絶		4
278			オノエテンツキ			VU	準絶		4
279			ナガボテンツキ				準絶		2・3・4
280			ヤリテンツキ			NT	準絶		1・4
281	メアゼテンツキ					準絶		2・3・4	
282	イヌノハナヒゲ					準絶		4	
283	イトイヌノハナヒゲ					準絶		4	
284	コイヌノハナヒゲ				準絶		4		
285	ヒメカンガレイ			VU	I 類		4		
286	コマツカサスキ				II 類		1・2・3・4		
287	ツクシカンガレイ				II 類		2・3・4		
288	ヒゲアブラガヤ				準絶		2・3・4		
289	カガシラ			VU	II 類		2・3・4		
290	ケシンジュガヤ				準絶		2・3・4		
291	ラン	ヒナラン		EN	I 類	指定		1・3・4	
292		オキナワチドリ			VU	準絶		1・4	
293		マメツタラン			NT	II 類		3・4	
294		ムギラン			NT	II 類		4	
295		ミヤمامギラン			NT	II 類		4	
296		キリシマエビネ			EN	I 類	指定		2・3・4
297		エビネ			NT	II 類			2・3
298		ツルラン			VU	II 類			3
299		ダルマエビネ			VU	I 類			1・2・3・4
300		サクラジマエビネ			CR	I 類	指定		3・4
301		ナツエビネ			VU	II 類			1・4
302		キエビネ			EN	II 類			2・3
303		ギンラン				I 類			2・3・4
304		ユウシュンラン			VU	I 類			2・3・4
305		キンラン			VU	II 類			2・3
306		ナギラン			VU	準絶			4
307		セッコク				準絶			4
308		キバナノセッコク			EN	II 類	指定		2・3・4
309		ツチアケビ				II 類			2・3
310		クロヤツシロラン				II 類			3
311		シュスラン				準絶			4
312		ムカゴトンボ			EN	準絶			2・3・4
313		サギソウ			NT	I 類	指定		1・2・3・4
314		ミズトンボ			VU	I 類			1・2・3・4
315		ムカゴソウ			EN	準絶			4
316		ヤクシマアカシュスラン			VU	準絶			4
317		ムヨウラン				II 類			3
318		フウラン			VU	I 類	指定		4

第 3.1-44 表(6) 植物の重要な種

No.	分類	科 名	種 名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
319	種子植物	ラン	オオバヨウラクラン			CR	不足		2・3・4
320			ガンゼキラン			VU	Ⅱ類	指定	2・3・4
321			ツレサギソウ				Ⅰ類		1・2・3・4
322			ヤマトキソウ				Ⅱ類		2・3・4
323			クモラン				Ⅰ類		2・3・4
計		83 科	323 種	1 種	1 種	119 種	318 種	8 種	

注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、平成 30 年)に従った。

2. 文献 No. は第 3.1-41 表、重要な種の選定根拠は第 3.1-43 表に対応する

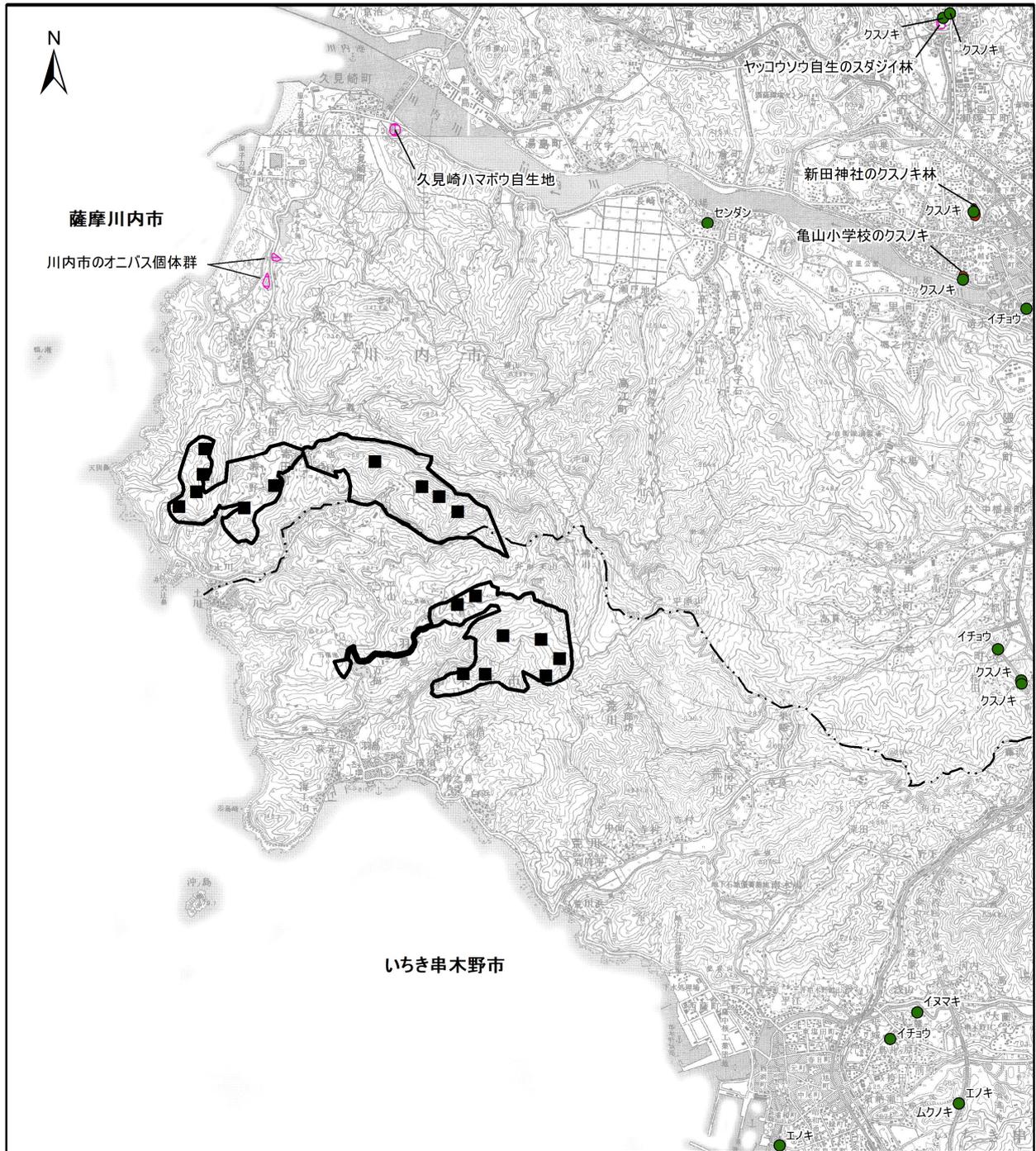
ロ. 重要な植物群落

「薩摩川内市の指定文化財等一覧」、「自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」によると、第 3.1-25 図のとおり、対象事業実施区域の北側に「久見崎ハマボウ自生地」、「川内市のオニバス個体群(2箇所)」及び「ヤッコソウ自生のスダジイ林」が分布する。

なお、対象事業実施区域においては重要な植物群落は確認されていない。

ハ. 巨樹・巨木

対象事業実施区域及びその周辺では、第 3.1-25 図のとおり、北東側に新田神社のクスノキ林が分布する。また、東側の南北にかけて、イチョウ、イヌマキ、クスノキ、ムクノキ、エノキ、センダンの巨木が分布する。



出典) 「自然環境調査Web-GIS shapeデータダウンロード(特定植物群落調査第5回、巨樹・巨木林調査第4、6回)」(環境省生物多様性センターHP、令和5年11月閲覧)
 「薩摩川内市地図サービス」(薩摩川内市HP、令和5年11月閲覧)

第 3.1-25 図 特定植物群落及び巨樹・巨木

(3) 生態系の状況

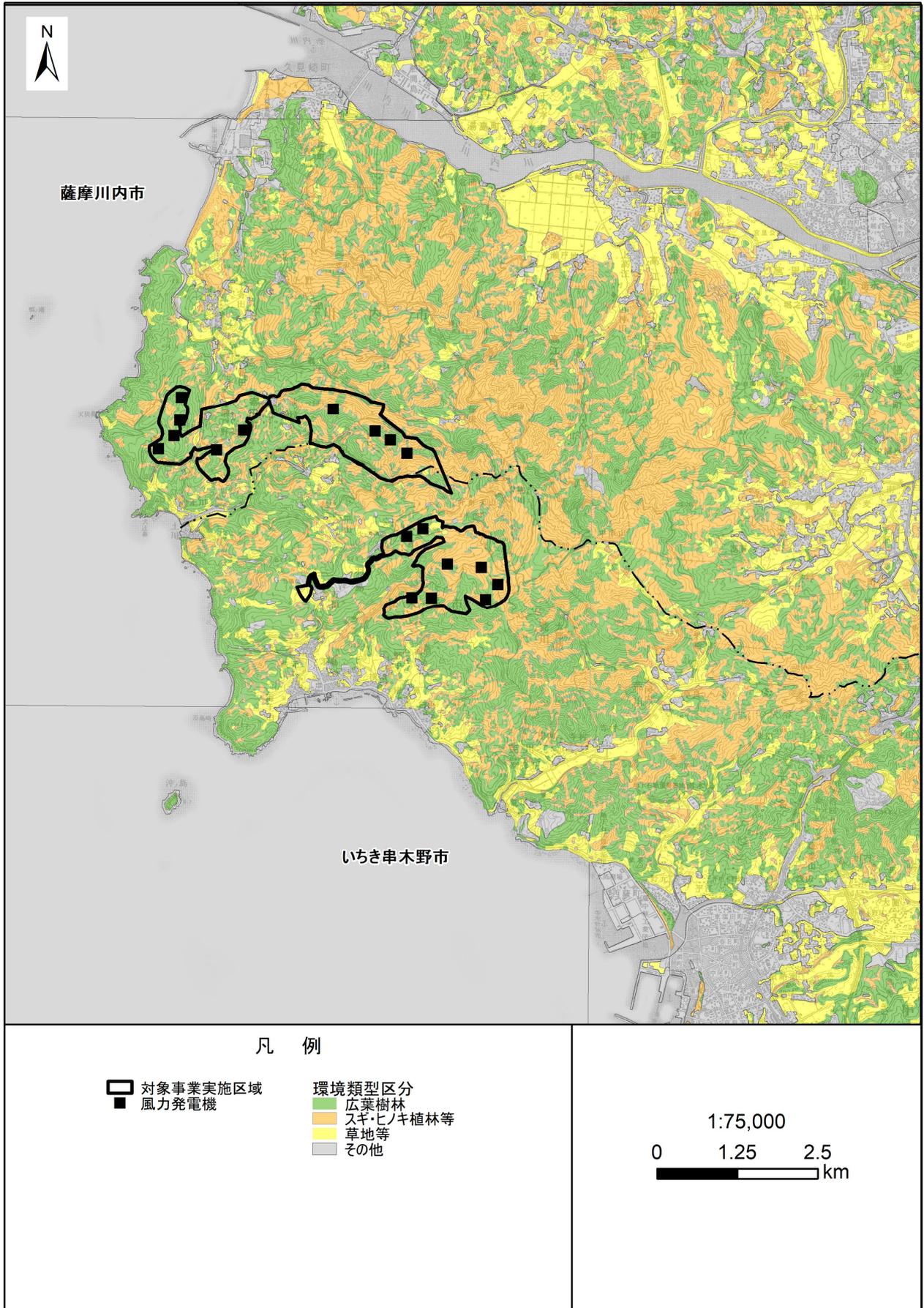
① 対象事業実施区域及びその周辺の自然環境の類型化

対象事業実施区域及びその周辺の自然環境について、植生等を踏まえ、第 3.1-45 表のとおり 4 つの環境類型に区分した。環境類型区分図は第 3.1-26 図のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周辺は主に山地が広がっているため、環境類型区分に地形情報は反映していない。

第 3.1-45 表 環境類型区分一覧

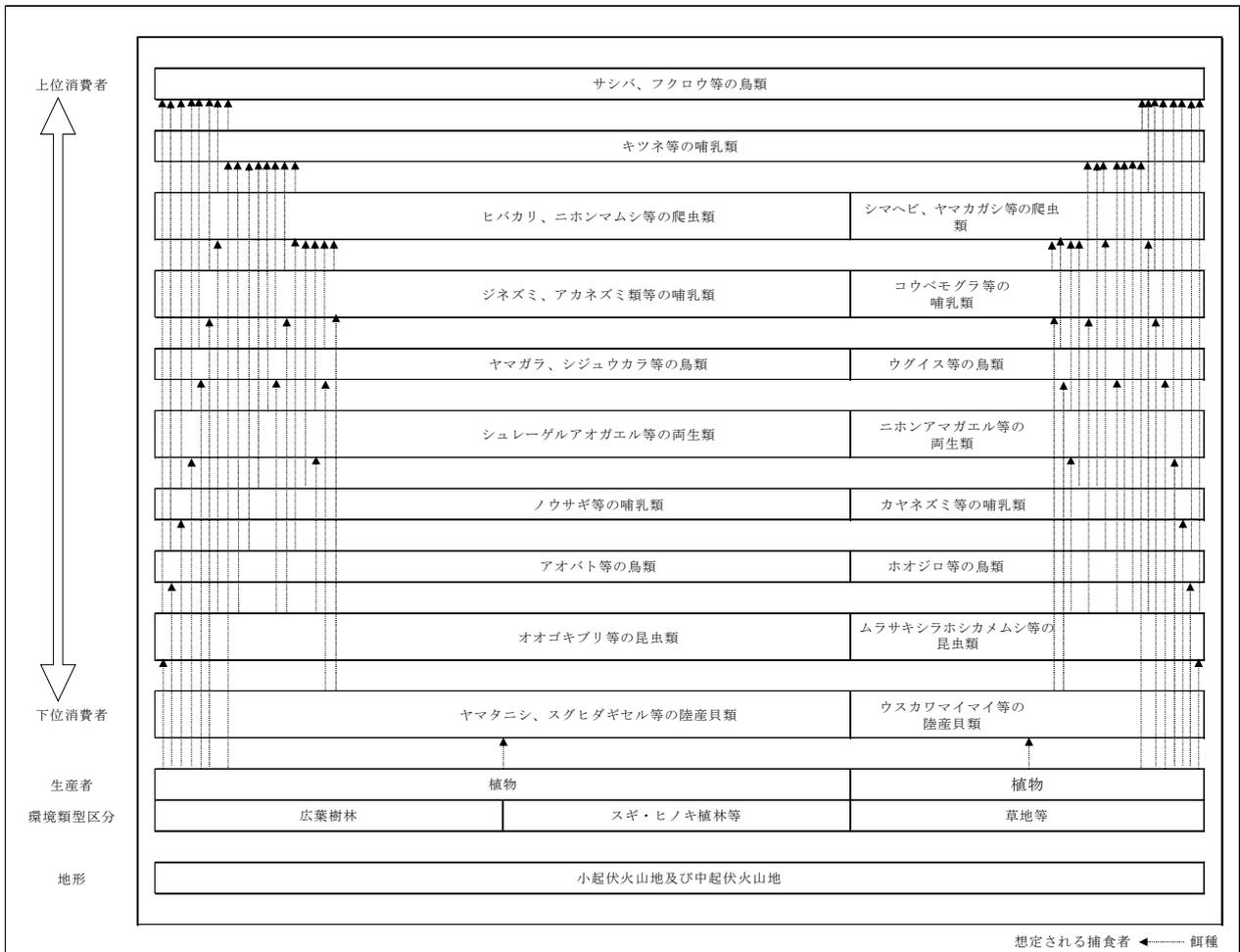
環境類型区分	植生等
広葉樹林	ヤナギ高木群落(VI)、ヤナギ低木群落(VI)、ハマボウ群落、マサキートベラ群集、オニヤブソテツ-ハマビワ群集、シイ・カシ二次林、タブノキ-ヤブニッケイ二次林、アカメガシワ-カラスザンショウ群落、クスギ植林、クスノキ植林
スギ・ヒノキ植林等	スギ・ヒノキ・サワラ植林、クロマツ植林、テーダマツ植林
草地等	メダケ群落、ネザサ群落、クズ群落、ススキ群団(VII)、ダンチク群落、伐採跡地群落(VII)、ヨシクラス、セイタカヨシ群落、アイアシ群集、チガヤ-ハマゴウ群集、竹林、モウソウチク林、ゴルフ場・芝地、牧草地、路傍・空地雑草群落、果樹園、常緑果樹園、畑雑草群落、水田雑草群落、放棄水田雑草群落
その他	市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群を持った公園・墓地等、工場地帯、造成地、開放水域、自然裸地



第 3.1-26 図 環境類型区分図

② 生態系の概要

対象事業実施区域及びその周辺は、主にシイ・カシ二次林、タブノキ・ヤブニッケイ二次林等の常緑広葉樹林及びスギ・ヒノキ・サワラ植林等の森林植生が分布し、一部に竹林やススキ群団(VII)等の草地、水田等の耕作地も分布する。これらの環境には、下位の消費者であるヤマタニシ、ウスカワマイマイ等の陸産貝類、オオゴキブリ、ムラサキシラホシカメムシ等の昆虫類、中位の消費者であるシュレーゲルアオガエル等の両生類、ヤマガラ、ウグイス、ホオジロ等の鳥類、ジネズミ、アカネズミ等の小型哺乳類、ヒバカリ、シマヘビ等の爬虫類、キツネ等の中型哺乳類、上位の消費者であるサシバ、フクロウ等の鳥類が生息し、食物連鎖を形成していると考えられる。対象事業実施区域及びその周辺の食物連鎖模式図は、第3.1-27図のとおりである。



「川の生きもの図鑑－鹿児島の水辺から」（鹿児島市の自然を記録する会、平成14年）等より作成
 第3.1-27図 対象事業実施区域及びその周辺の食物連鎖模式図

③ 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周辺の自然環境から、第3.1-46表の選定根拠に基づき選定した重要な自然環境のまとまりの場は、第3.1-47表及び第3.1-28図のとおりである。

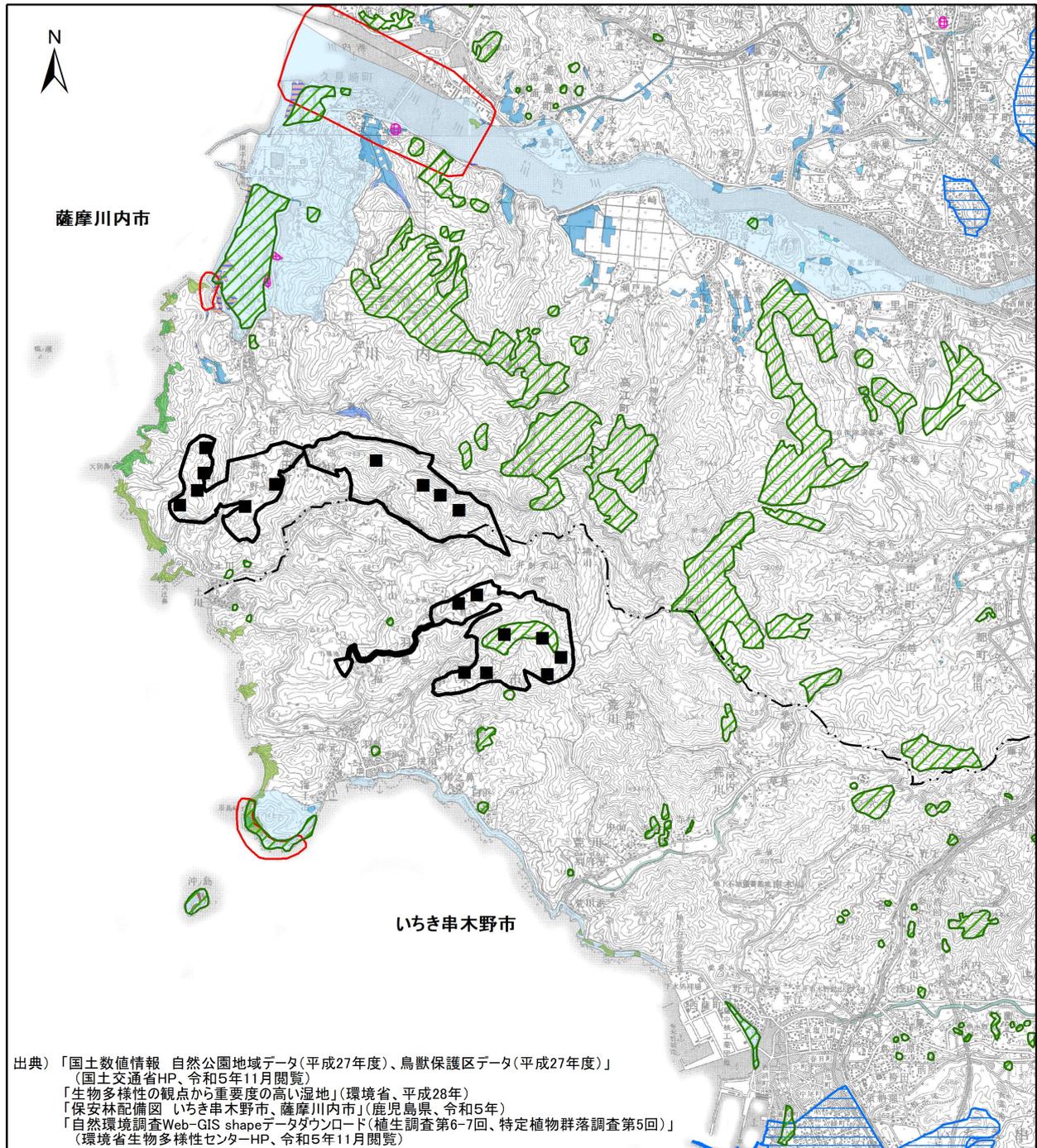
対象事業実施区域には、「川内川流域県立自然公園」及び「保安林」が分布する。

第 3.1-46 表 重要な自然環境のまとまりの場の選定根拠

選定根拠		
A	特定植物群落	「自然環境保全基礎調査 第3回基礎調査 特定植物群落調査」（環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境情報 GIS 提供システム）における特定植物群落
B	自然公園	「自然公園法」（昭和32年法律第161号）、「県立自然公園条例」（昭和33年鹿児島県条例第27号）における自然公園の区域
C	鳥獣保護区	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）における国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区
D	環境緑地保護地区等	「鹿児島県自然環境保全条例」（昭和48年鹿児島県条例第23号）に基づく保全地域、特別地区、野生動植物保護区
E	自然植生	「自然環境保全基礎調査 第2回～5回基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境情報 GIS 提供システム）において、自然植生のうち植生自然度が高いとされた植物群落等
F	保安林	「森林法」（昭和26年法律第249号）により指定された保安林
G	重要な湿地	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省、平成28年）における重要湿地

第 3.1-47 表 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場		
A	特定植物群落	久見崎ハマボウ自生地
		川内市のオニバス個体群
		ヤッコソウ自生のスダジイ林
B	自然公園	川内川流域県立自然公園
		吹上浜金峰山県立自然公園
C	鳥獣保護区	中郷池周辺鳥獣保護区
		新田神社鳥獣保護区
		照島鳥獣保護区
D	環境緑地保護地区等	該当無し
E	自然植生（植生自然度9）	ヤナギ高木群落(VI)
		ヤナギ低木群落(VI)
		ハマボウ群落
		マサキートベラ群集
		オニヤブソテツ-ハマビワ群集
		ピロウ群落
	自然植生（植生自然度10）	ヨシクラス
		セイタカヨシ群落
		ツルヨシ群集
		ヒルムシロクラス
		オニバス群落
		シオクグ群集
		アイアシ群集
		チガヤーハマゴウ群集
F	保安林	保安林
G	重要な湿地	川内川河口の周辺湿地
		いちき串木野市羽島地先沿岸



出典) 「国土数値情報 自然公園地域データ(平成27年度)、鳥獣保護区データ(平成27年度)」
 (国土交通省HP、令和5年11月閲覧)
 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省、平成28年)
 「保安林配備図 いちき串木野市、薩摩川内市」(鹿児島県、令和5年)
 「自然環境調査Web-GIS shapeデータダウンロード(植生調査第6-7回、特定植物群落調査第5回)」
 (環境省生物多様性センターHP、令和5年11月閲覧)

凡 例		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象事業実施区域 ■ 風力発電機 ■ 特定植物群落 ■ 県立自然公園(普通地域) ■ 県指定鳥獣保護区 ■ 保安林 ■ 重要な湿地 	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度9 ■ ヤナギ高木群落(VI) ■ ヤナギ低木群落(VI) ■ ハマボウ群落 ■ マサキートベラ群落 ■ オニヤブソテツ ■ ハマビワ群落 ■ ピロウ群落 	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度10 ■ ヨシクラス ■ セイタカヨシ群落 ■ ツルヨシ群落 ■ ヒルムシロクラス ■ オニバス群落 ■ シオクグ群落 ■ アイアシ群落 ■ チガヤーハマゴウ群落
		<p>1:75,000</p> <p>0 1.25 2.5 km</p>

第 3.1-28 図 重要な自然環境のまとまりの場

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

対象事業実施区域及びその周辺の景観資源の状況は第3.1-48表及び第3.1-29図のとおりであり、「下木場高原」、「冠岳」、「材木岩」、「斉連ヶ池」等が分布する。また、対象事業実施区域及びその周辺の眺望点の状況は第3.1-49表及び第3.1-30図のとおりであり、「長崎堤防」、「薩摩藩留学生渡欧の地」、「高江新田」、「冠岳」等が分布する。

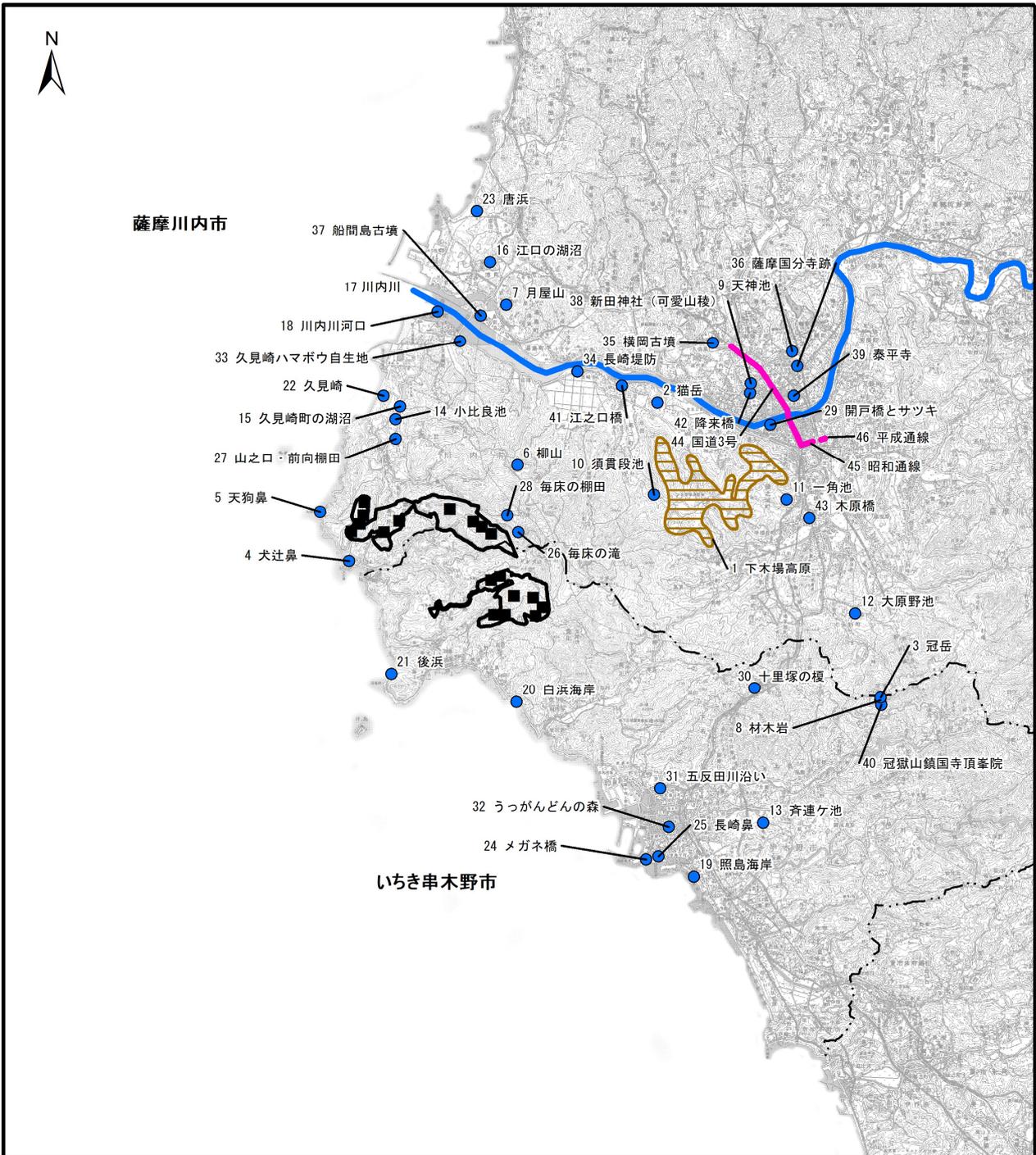
第3.1-48表(1) 対象事業実施区域及びその周辺の景観資源

No.	景観種別	景観資源分類	市町村	名称	出典
1	自然	非火山性高原	薩摩川内市	下木場高原	2
2	自然	山地等	薩摩川内市	猫岳	4
3	自然	山地等	いちき串木野市	冠岳	4, 5, 7
4	自然	山地等	薩摩川内市	犬辻鼻	1
5	自然	山地等	薩摩川内市	天狗鼻	2
6	自然	山地等	薩摩川内市	柳山	4
7	自然	山地等	薩摩川内市	月屋山	1, 4, 5, 6
8	自然	陸景 節理	いちき串木野市	材木岩	2, 3
9	自然	湖沼	薩摩川内市	天神池	1, 4, 5
10	自然	湖沼	薩摩川内市	須貫段池	2
11	自然	湖沼	薩摩川内市	一角池	2
12	自然	湖沼	薩摩川内市	大原野池	1
13	自然	湖沼	いちき串木野市	斉連ヶ池	2, 3
14	自然	湖沼	薩摩川内市	小比良池	2, 9
15	自然	湖沼	薩摩川内市	久見崎町の湖沼	2
16	自然	湖沼	薩摩川内市	江口の湖沼	2
17	自然	河川	薩摩川内市	川内川	4
18	自然	砂州	薩摩川内市	川内川河口	2, 4
19	自然	砂丘	いちき串木野市	照島海岸	3, 5, 7
20	自然	砂丘	いちき串木野市	白浜海岸	3
21	自然	砂丘	いちき串木野市	後浜	3
22	自然	砂丘	薩摩川内市	久見崎	2
23	自然	砂丘	薩摩川内市	唐浜	2, 4
24	自然	岩門	いちき串木野市	メガネ橋	2
25	自然	水景 節理	いちき串木野市	長崎鼻	2, 3
26	自然	滝	薩摩川内市	毎床の滝	1
27	自然	里山景観	薩摩川内市	山之口・前向棚田	1, 4
28	自然	里山景観	薩摩川内市	毎床の棚田	1
29	自然	植物	薩摩川内市	開戸橋とサツキ	1
30	自然	植物	いちき串木野市	十里塚の榎	7, 9
31	自然	植物	いちき串木野市	五反田川沿い	5
32	自然	植物	いちき串木野市	うっがんだんの森	9
33	自然	植物	薩摩川内市	久見崎ハマボウ自生地	8
34	人文	史跡・古墳	薩摩川内市	長崎堤防	1, 4, 6
35	人文	史跡・古墳	薩摩川内市	横岡古墳	4, 8
36	人文	史跡・古墳	薩摩川内市	薩摩国分寺跡	4, 5, 6
37	人文	史跡・古墳	薩摩川内市	船間島古墳	8
38	人文	寺社仏閣	薩摩川内市	新田神社(可愛山稜)	1, 4, 5, 6, 8
39	人文	寺社仏閣	薩摩川内市	泰平寺	4, 5
40	人文	寺社仏閣	いちき串木野市	冠獄山鎮国寺頂峯院	5, 7
41	人文	橋梁	薩摩川内市	江之口橋	1, 4, 6

第 3.1-48 表(2) 対象事業実施区域及びその周辺の景観資源

No.	景観種別	景観資源分類	市町村	名 称	出典
42	人文	橋梁	薩摩川内市	降来橋	1
43	人文	橋梁	薩摩川内市	木原橋	1
44	人文	道路	薩摩川内市	国道 3 号	4
45	人文	道路	薩摩川内市	都市計画道路：昭和通線	4
46	人文	道路	薩摩川内市	都市計画道路：平成通線	4

- 出典) 1 「薩摩川内市ふるさと景観 100 選」 (薩摩川内市、平成 22 年)
 2 「国土数値情報 地域資源データ (平成 24 年度)」 (国土交通省、令和 5 年 11 月閲覧)
 3 「いちき串木野市都市計画マスタープラン」 (いちき串木野市、平成 26 年)
 4 「薩摩川内市ふるさと景観計画」 (薩摩川内市、令和 5 年)
 5 「鹿児島県観光サイト かのしまの旅」 (鹿児島県、令和 5 年 11 月閲覧)
 6 「薩摩川内観光物産ガイド ころ」 (薩摩川内市、令和 5 年 11 月閲覧)
 7 「いちき串木野市総合観光サイト みなと色、ロマン旅」 (いちき串木野市、令和 5 年 11 月閲覧)
 8 「薩摩川内市の指定文化財等一覧」 (薩摩川内市、令和 5 年 11 月閲覧)
 9 「いちき串木野市文化財マップ」 (いちき串木野市、令和 5 年 11 月閲覧)



凡 例	
	対象事業実施区域
	風力発電機
	景観資源
	景観資源（非火山性高原）
	景観資源（河川）
	景観資源（道路）

出典) 「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査」(環境省、平成元年)
「薩摩川内市ふるさと景観100選」(薩摩川内市、平成22年)
「国土数値情報 地域資源データ(平成24年度)」(国土交通省、令和5年11月閲覧)
「いちき串木野市都市計画マスタープラン」(いちき串木野市、平成26年)
「薩摩川内市ふるさと景観計画」(薩摩川内市、令和5年)
「鹿児島県観光サイト かごしまの旅」(鹿児島県、令和5年11月閲覧)
「薩摩川内観光物産ガイド ところ」(薩摩川内市、令和5年11月閲覧)
「いちき串木野市総合観光サイト みなと色、ロマン旅」(いちき串木野市、令和5年11月閲覧)
「薩摩川内市の指定文化財等一覧」(薩摩川内市、令和5年11月閲覧)
「いちき串木野市文化財マップ」(いちき串木野市、令和5年11月閲覧)

1:150,000
0 2.5 5 km

第 3.1-29 図 景観資源の状況

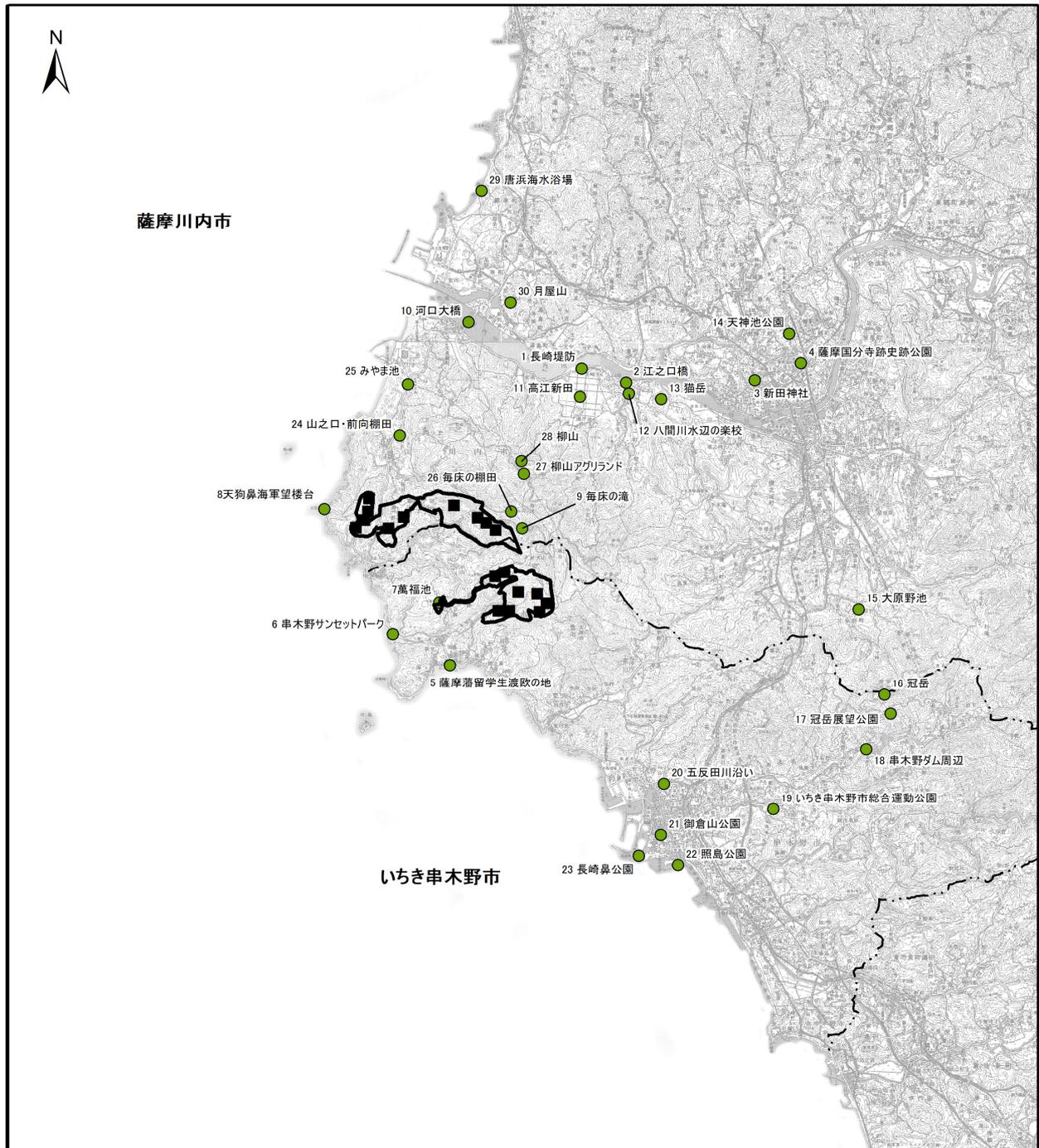
第 3.1-49 表(1) 対象事業実施区域及びその周辺の眺望点

No.	区分	市町村	名称	出典	概要（眺望など）
1	観光	薩摩川内市	長崎堤防	1, 4, 6	薩摩藩内での最大規模の干拓工事により貞享四年(1687)に完成した。「袈裟姫伝説」という悲話が語り継がれている。
2	観光	薩摩川内市	江之口橋	1, 4, 6	肥後の名工・岩永三五郎が薩摩藩で手掛けた最後の石造眼鏡橋。1849年完成。有形文化財(薩摩川内市)及び景観重要施設(薩摩川内市)に指定される。
3	観光	薩摩川内市	新田神社	1, 4, 5, 6	神亀山(標高 70m)の山頂にあり、ニニギノミコトをまつる神社。桜の名所であり、クスノキの大木も見られる。
4	観光	薩摩川内市	薩摩国分寺跡史跡公園	4, 5, 6	8世紀の国分寺の跡が復元される面積約 1.6ha の公園。ニニギノミコトとその子どもの御霊がこの丘陵地帯にまつられているとも伝えられている。
5	観光	いちき串木野市	薩摩藩留学生渡欧の地	7	慶応元年に薩摩藩の命により日本初の海外留学生がイギリスへ旅立った地。薩摩藩英国留学生記念館が併設される。
6	観光	いちき串木野市	串木野サンセットパーク	3, 5	東シナ海が一望でき、好天時には甌島を見ることができる。夕暮れ時には夕日の絶景スポットとなる。
7	観光	いちき串木野市	萬福池	7	弘化4年(1847年)に薩摩藩直営の工事として作られたため池。当時20歳の西郷隆盛は、薩摩藩の河川土木方の書役助として工事に加わったと伝承されている。
8	観光	薩摩川内市	天狗鼻海軍望楼台	6	日清戦争後に沿岸防備のために設けられた望楼台。天草の島々や薩摩半島を見渡すことができる。薩摩川内市指定の史跡。
9	観光	薩摩川内市	毎床の滝	1	轟川上流にある滝。
10	観光	薩摩川内市	河口大橋	1	川内川河口に位置し、東シナ海と川内市街地を見渡せる。
11	レク	薩摩川内市	高江新田	1	川内川下流左岸に広がる水田。見晴らしが良く、野鳥観察の好適地。
12	レク	薩摩川内市	八間川水辺の楽校	1	八間川下流部に整備された親水公園。付近には、有形文化財に指定されている石造眼鏡橋の江之口橋がある。
13	レク	薩摩川内市	猫岳	2, 4	川内川左岸に位置し、薩摩川内市内が一望できる標高 120mの山。豊臣秀吉が一夜にして城を作ったと言われる。
14	レク	薩摩川内市	天神池公園	1, 4, 5	高台から市街地を見渡せる展望所。自然豊かな市街地の眺望を楽しめる。
15	レク	薩摩川内市	大原野池	1	湖畔に咲く桜は花見のスポットである。周囲の山並みが見渡せる。
16	レク	いちき串木野市	冠岳	4, 5, 7	標高 516m、桜島や霧島連峰が見渡せる。
17	レク	いちき串木野市	冠岳展望公園	7	いちき串木野市街地や東シナ海、冠岳が眺望でき絶景である。
18	レク	いちき串木野市	串木野ダム周辺	5	五反田川の上流にある串木野ダム周辺では、桜のほか小水林間広場やウォーキングトレイルもあり老若男女楽しめる。
19	レク	いちき串木野市	いちき串木野市総合運動公園	3	2階建ての総合体育館のほか、多目的グラウンド、テニス場、パークゴルフ場も備える。
20	レク	いちき串木野市	五反田川沿い	5	いちき串木野市内を流れる五反田川沿い約 500mの遊歩道には、約 200本のソメイヨシノが咲き誇る。
21	レク	いちき串木野市	御倉山公園	3	いちき串木野市市街地においてまとまった緑地として残る公園。
22	レク	いちき串木野市	照島公園	3	松に囲まれた公園で、東シナ海を望むことができる。薩摩焼発祥の地である。

第 3.1-49 表(2) 対象事業実施区域及びその周辺の眺望点

No.	区分	市町村	名称	出典	概要(眺望など)
23	レク	いちき串木野市	長崎鼻公園	3, 7	東シナ海に突き出した松の緑と海の青が美しい公園。海水プール、流水スライダー、遊具等が整備されている。
24	レク	薩摩川内市	山之口・前向棚田	1, 4	寄田町山之口・前向地区に残る石積みの棚田。棚田より東シナ海や背後の山並みが見渡せる。
25	レク	薩摩川内市	みやま池	1, 2	川内原子力発電所横にある池。周囲の山並みが見渡せる。
26	レク	薩摩川内市	毎床の棚田	1	寄田町毎床地区に残る石積みの棚田。棚田より周囲の山並みが見渡せる。
27	レク	薩摩川内市	柳山アグリランド	1, 5, 6	牧場跡地を整備した観光公園。季節毎の花々が楽しめるほか、標高 389m の柳山への登山道も整備される。
28	レク	薩摩川内市	柳山	1, 2, 4	柳山の山頂は標高 389m の位置にあり、山頂にある霧島神社周辺からの眺望は 360 度の絶景が見渡せる。
29	レク	薩摩川内市	唐浜海水浴場	5, 6	白砂浜が約 2 km に渡って広がる。海上のかなたに甌島を望む海水浴場は遠浅で、シーズン中は家族連れでにぎわう。
30	レク	薩摩川内市	月屋山	1, 2, 4, 5, 6	川内川河口と東シナ海を一望できる標高 160 m の小高い山。

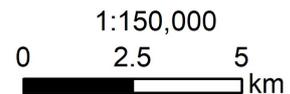
- 出典) 1 「薩摩川内市ふるさと景観 100 選」(薩摩川内市、平成 22 年)
 2 「国土数値情報 地域資源データ(平成 24 年度)」(国土交通省、令和 5 年 11 月閲覧)
 3 「いちき串木野市都市計画マスタープラン」(いちき串木野市、平成 26 年)
 4 「薩摩川内市ふるさと景観計画」(薩摩川内市、令和 5 年)
 5 「鹿児島県観光サイト かのしまの旅」(鹿児島県、令和 5 年 11 月閲覧)
 6 「薩摩川内観光物産ガイド ころろ」(薩摩川内市、令和 5 年 11 月閲覧)
 7 「いちき串木野市総合観光サイト みなと色、ロマン旅」(いちき串木野市、令和 5 年 11 月閲覧)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 眺望点
- 風力発電機

出典) 「薩摩川内市ふるさと景観100選」(薩摩川内市、平成22年)
 「国土数値情報 地域資源データ(平成24年度)」(国土交通省、令和5年11月閲覧)
 「いちき串木野市都市計画マスタープラン」(いちき串木野市、平成26年)
 「薩摩川内市ふるさと景観計画」(薩摩川内市、令和5年)
 「鹿児島県観光サイト かのしまの旅」(鹿児島県、令和5年11月閲覧)
 「薩摩川内観光物産ガイド ころろ」(薩摩川内市、令和5年11月閲覧)
 「いちき串木野市総合観光サイト みなと色、ロマン旅」(いちき串木野市、令和5年11月閲覧)



第 3.1-30 図 眺望点の状況

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、第 3.1-50 表及び第 3.1-31 図のとおりであり、「中郷池」、「冠岳花川砂防公園」、「八間川水辺の楽校」、「白浜海岸」等が分布する。

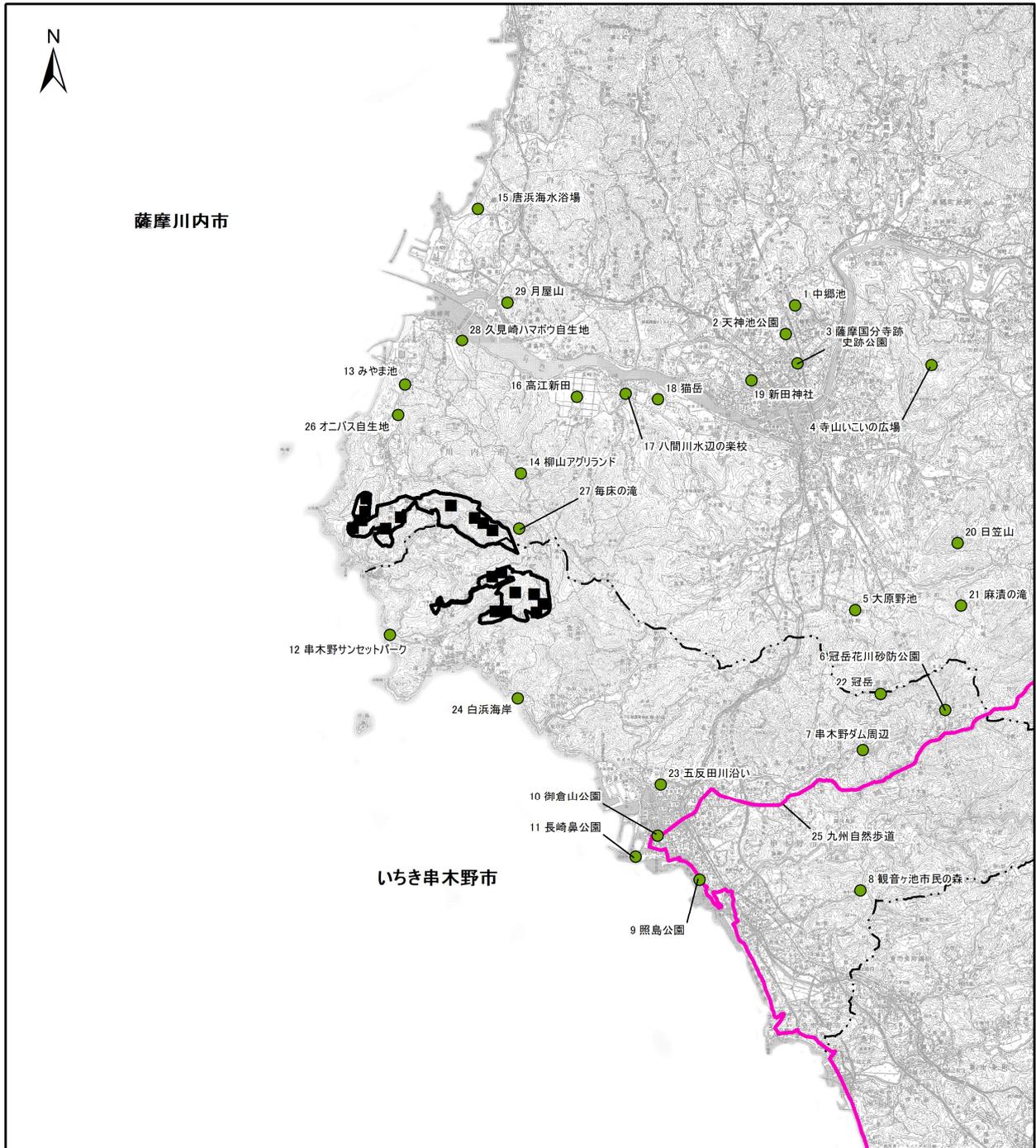
第 3.1-50 表(1) 対象事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場

No.	区分	市町村	名称	出典	概要
1	公園・レジャー	薩摩川内市	中郷池	2, 3, 5, 6	池の周囲 2 km には、広場、遊歩道などがあり散歩やジョギングに最適。桜並木や季節の花々が池に彩りを添える。
2	公園・レジャー	薩摩川内市	天神池公園	2, 5, 6	高台から市街地を見渡せる展望所。自然豊かな市街地の眺望を楽しめる。
3	公園・レジャー	薩摩川内市	薩摩国分寺跡史跡公園	5, 6, 7	8世紀の国分寺の跡が復元される面積約 1.6ha の公園。ニニギノミコトとその子どもの御霊がこの丘陵地帯にまつられているとも伝えられている。
4	公園・レジャー	薩摩川内市	寺山いこいの広場	2, 5, 6, 7	薩摩川内市街地を見渡せる標高 247m の高台に位置し、ゴーカートコースなどがある。せんだい宇宙館が隣接しており、家族で憩いのひと時が過ごせる公園。
5	公園・レジャー	薩摩川内市	大原野池	2, 7	湖畔に咲く桜は花見のスポットである。周囲の山並みが見渡せる。
6	公園・レジャー	いちき串木野市	冠岳花川砂防公園	6, 8	10本の年代橋や多目的広場、水鏡、展望桜などがあり、四季を通じて様々な彩りを楽しめる中国風公園。
7	公園・レジャー	いちき串木野市	串木野ダム周辺	6	五反田川の上流にある串木野ダム周辺では、桜のほか小水林間広場やウォーキングトレイルもあり老若男女楽しめる。
8	公園・レジャー	いちき串木野市	観音ヶ池市民の森	4, 6, 8	県推奨の「森林浴の森」70選のひとつで、千本桜、ツツジ、アジサイ等四季を通じて憩いの場となっている。
9	公園・レジャー	いちき串木野市	照島公園	4, 6, 8	松に囲まれた公園で、東シナ海を望むことができる。薩摩焼発祥の地である。
10	公園・レジャー	いちき串木野市	御倉山公園	4	いちき串木野市市街地においてまとまった緑地として残る公園。
11	公園・レジャー	いちき串木野市	長崎鼻公園	4, 8	東シナ海に突き出した松の緑と海の青が美しい公園。海水プール、流水スライダー、遊具等が整備されている。
12	公園・レジャー	いちき串木野市	串木野サンセットパーク	4, 6	東シナ海が一望でき、好天時には甌島を見ることができる。夕暮れ時には夕日の絶景スポットとなる。
13	公園・レジャー	薩摩川内市	みやま池	2, 3	川内原子力発電所横にある池。周囲の山並みが見渡せる。
14	公園・レジャー	薩摩川内市	柳山アグリランド	2, 5, 6, 7	コスモス 3ha、菜の花 2ha、桜 250 本、ヤギ・ウサギ牧場、特産品直売所、山頂までのハイキングコースが整備されている。
15	公園・レジャー	薩摩川内市	唐浜海水浴場	2, 5, 6, 7	白砂浜が約 2 km に渡って広がる。海上のかなたに甌島を望む海水浴場は遠浅で、シーズン中は家族連れでにぎわう。
16	自然探勝	薩摩川内市	高江新田	2	川内川下流左岸に広がる水田。見晴らしが良く、野鳥観察の好適地。
17	自然探勝	薩摩川内市	八間川水辺の楽校	2	八間川下流部に整備された親水公園。付近には、有形文化財に指定されている石造眼鏡橋の江之口橋がある。

第 3.1-50 表(2) 対象事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場

No.	区 分	市町村	名 称	出典	概 要
18	自然探勝	薩摩川内市	猫岳	3, 5	川内川左岸に位置し、薩摩川内市内が一望できる標高 120m の山。豊臣秀吉が一夜にして城を作ったと言われる。
19	自然探勝	薩摩川内市	新田神社	2, 5, 6, 7	神亀山(標高 70m)の山頂にあり、ニニギノミコトをまつる神社。桜の名所であり、クスノキの大木も見られる。
20	自然探勝	薩摩川内市	日笠山	3, 5	薩摩川内市の南東に位置し、山頂からは薩摩川内市街が見渡せる。日笠山観音が祀られている。
21	自然探勝	薩摩川内市	麻漬の滝	2, 7	百次川上流にある落差約 16m、幅 1 m の滝。
22	自然探勝	いちき串木野市	冠岳	4, 5, 6, 8	標高 516m、桜島や霧島連峰が見渡せる。
23	自然探勝	いちき串木野市	五反田川沿い	6	いちき串木野市内を流れる五反田川沿い約 500m の遊歩道には、約 200 本のソメイヨシノが咲き誇る。
24	自然探勝	いちき串木野市	白浜海岸	3, 4	羽島地域から荒川地域を繋ぐ、白い砂浜がきれいな海岸である。
25	自然探勝	いちき串木野市	九州自然歩道	1	山、川、海岸、砂丘と歴史が融合された自然歩道。
26	自然探勝	薩摩川内市	オニバス自生地	9	環境省 RDB: 絶滅危惧Ⅱ類(VU)、鹿児島県 RDB: 絶滅危惧Ⅰ類、国内の南限とされている。7 月末～8 月発芽・開葉、9～10 月開花する。
27	自然探勝	薩摩川内市	毎床の滝	2	轟川上流にある滝。
28	自然探勝	薩摩川内市	久見崎ハマボウ自生地	9	準絶滅危惧種。全国でも最大級の群落とされている。
29	自然探勝	薩摩川内市	月屋山	2, 3, 5, 6, 7	川内川河口と東シナ海を一望できる標高 160 m の小高い山。

- 出典) 1 「九州自然歩道 鹿児島県ルートマップ」(鹿児島県観光課、平成 22 年)
 2 「薩摩川内市ふるさと景観 100 選」(薩摩川内市、平成 22 年)
 3 「国土数値情報 地域資源データ(平成 24 年度)」(国土交通省、令和 5 年 11 月閲覧)
 4 「いちき串木野市都市計画マスタープラン」(いちき串木野市、平成 26 年)
 5 「薩摩川内市ふるさと景観計画」(薩摩川内市、令和 5 年)
 6 「鹿児島県観光サイト かごしまの旅」(鹿児島県、令和 5 年 11 月閲覧)
 7 「薩摩川内観光物産ガイド ところ」(薩摩川内市、令和 5 年 11 月閲覧)
 8 「いちき串木野市総合観光サイト みなと色、ロマン旅」(いちき串木野市、令和 5 年 11 月閲覧)
 9 「薩摩川内市の指定文化財等一覧」(薩摩川内市、令和 5 年 11 月閲覧)



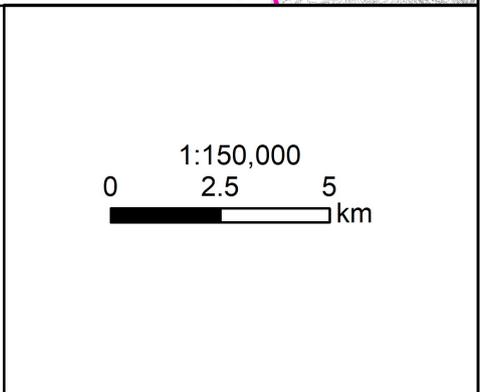
凡 例

対象事業実施区域

 人と自然との触れ合いの活動の場

風力発電機

出典) 「九州自然歩道 鹿児島県ルートマップ」(鹿児島県観光課、平成22年)
 「薩摩川内市ふるさと景観100選」(薩摩川内市、平成28年)
 「国土数値情報 地域資源データ(平成24年度)」(国土交通省、令和5年11月閲覧)
 「いちき串木野市都市計画マスタープラン」(いちき串木野市、平成26年)
 「薩摩川内市ふるさと景観計画」(薩摩川内市、令和5年)
 「鹿児島県観光サイト かごしまの旅」(鹿児島県、令和5年11月閲覧)
 「薩摩川内観光物産ガイド ころ」(薩摩川内市、令和5年11月閲覧)
 「いちき串木野市総合観光サイト みなと色、ロマン旅」(いちき串木野市、令和5年11月閲覧)
 「薩摩川内市の指定文化財等一覧」(薩摩川内市、令和5年11月閲覧)



第 3.1-31 図 人と自然との触れ合いの活動の場

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

(1) 空間放射線量率の状況

鹿児島県環境放射線監視センターは、川内原子力発電所から概ね 30km 圏内及び甕島に設置されたモニタリングポスト 67 局で空間放射線量率を連続的に測定している。

対象事業実施区域及びその周辺には、第 3.1-32 図のとおり、21 局の測定地点がある。

令和 4 年度の月別空間放射線量率は第 3.1-51 表のとおりであり、月別空間放射線量率の月平均値は 59~92 nGy/h の範囲である。この値は「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回っている。

注) nGy/h から $\mu\text{Sv/h}$ への変換は、 0.8×0.001 を乗じると $\mu\text{Sv/h}$ に変換できる。例えば、最高値の 92 nGy/h は $92 \times 0.8 \times 0.001 = 0.0736 \mu\text{Sv/h}$ となる。

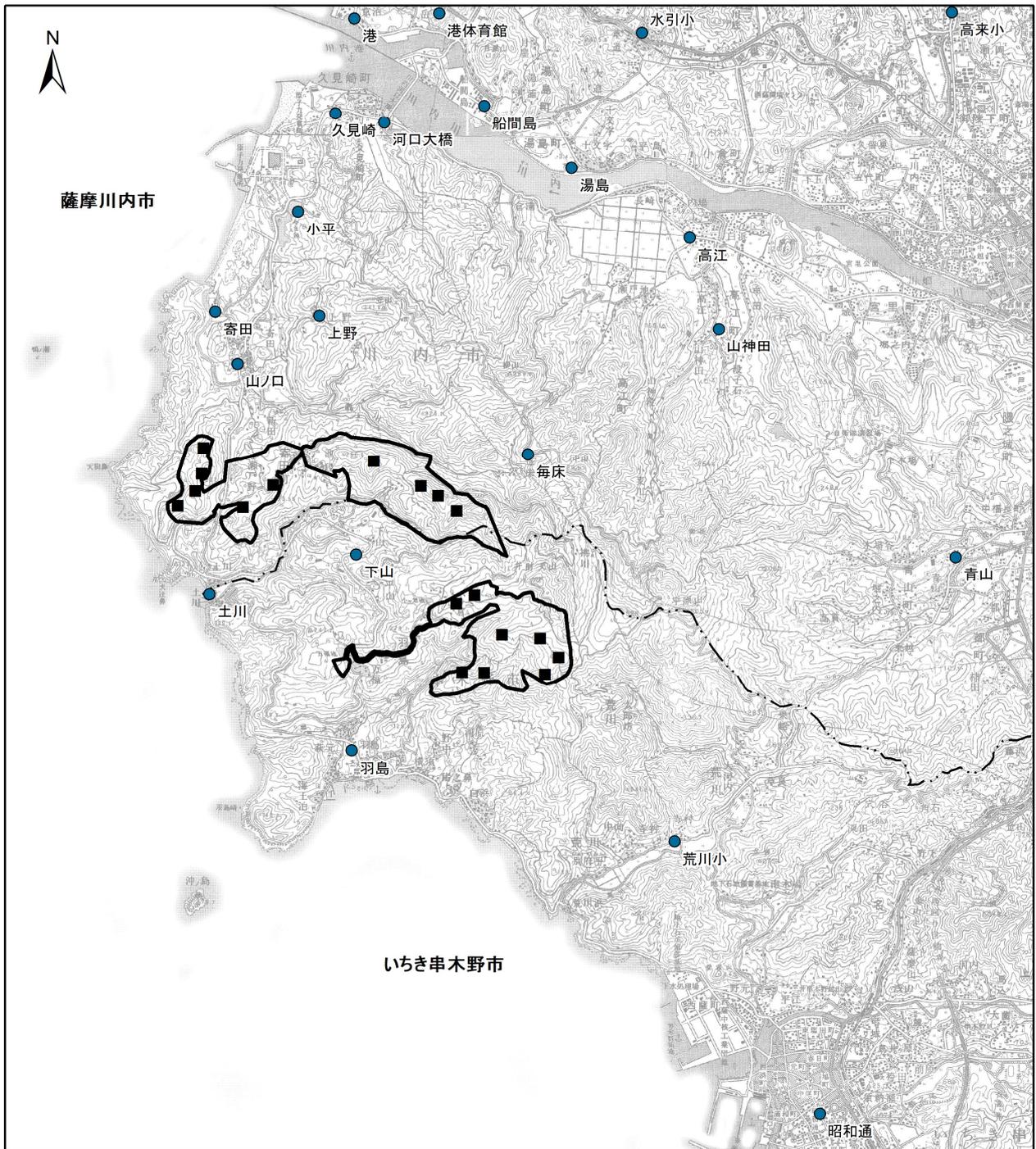
第 3.1-51 表 月別空間放射線量率（令和 4 年度）

単位：nGy/h

市町	測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
薩摩川内市	港	71	71	71	70	70	71	70	71	72	71	71	71
	久見崎	60	60	60	59	59	60	60	61	61	60	60	60
	小平	68	68	68	67	67	68	67	68	68	68	68	68
	上野	69	69	69	68	68	69	68	69	69	69	69	69
	寄田	64	64	64	63	63	64	64	64	64	64	64	64
	高江	70	70	71	70	69	70	70	71	71	70	70	70
	水引小	84	84	84	84	84	85	85	85	85	85	85	85
	港体育館	80	80	80	79	78	80	80	81	81	80	80	80
	船間島	92	92	92	91	91	91	91	92	92	91	92	91
	湯島	68	68	68	67	67	68	68	69	68	67	68	67
	河口大橋	82	82	82	82	82	83	82	82	82	81	81	81
	山神田	76	76	75	75	75	75	75	76	76	75	75	75
	毎床	79	79	79	78	78	79	79	80	80	79	80	79
	山ノ口	85	85	85	84	84	85	85	86	86	85	85	85
	高来小	60	60	61	60	60	61	60	61	62	61	61	61
青山	59	60	59	59	59	60	60	61	60	60	60	60	
いちき 串木野市	下山	73	74	73	73	72	73	73	74	74	73	73	73
	土川	87	87	87	86	86	87	87	87	87	87	87	87
	羽島	77	77	76	76	75	76	77	77	77	77	77	77
	荒川小	60	61	60	60	59	60	60	61	61	60	60	60
	昭和通	66	67	67	66	66	67	66	67	67	67	67	67

注) 表中の数値は、その月の 1 時間値の平均値を示す。

出典) 「川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果報告書（令和 4 年度年報）」（鹿児島県、令和 5 年）



凡 例	
<ul style="list-style-type: none"> ▭ 対象事業実施区域 ■ 風力発電機 	<ul style="list-style-type: none"> ● 測定地点
<p>1:75,000</p> <p>0 1.5 3 km</p>	
<p>出典) 「川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果報告書(令和4年度年報)」 (鹿児島県原子力安全対策課、令和5年)</p>	

第 3.1-32 図 空間放射線量率測定局の位置

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

いちき串木野市及び薩摩川内市の令和元年～令和5年の人口及び世帯数の推移は、第3.2-1表のとおり、過去5年間の人口推移を見ると、いちき串木野市及び薩摩川内市いずれも減少傾向にあり、令和5年10月1日現在でいちき串木野市が26,323人、薩摩川内市が90,380人となっている。

第3.2-1表 人口及び世帯数の推移

各年10月1日現在

市町	項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
いちき串木野市	世帯数	11,965	11,974	11,887	11,863	11,866	
	人口	総数	27,644	27,490	26,992	26,636	26,323
		男	12,826	12,742	12,503	12,385	12,312
		女	14,818	14,748	14,489	14,251	14,011
	1世帯当りの人員	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	
薩摩川内市	世帯数	40,927	40,995	41,162	41,196	41,388	
	人口	総数	93,009	92,403	91,873	91,075	90,380
		男	44,735	44,570	44,449	44,204	43,992
		女	48,274	47,833	47,424	46,871	46,388
	1世帯当りの人員	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	

出典) 「鹿児島県統計情報(人口・世帯)」(鹿児島県HP、令和6年3月閲覧)

(2) 産業の状況

① 産業構造及び産業配置

いちき串木野市及び薩摩川内市の令和2年における産業別就業者数は、第3.2-2表のとおり、いずれの市も第3次産業の就業者数が多く、大分類別ではいちき串木野市では第3次産業の医療、福祉の就業者数が、薩摩川内市では第2次産業の製造業が多い。

第3.2-2表 産業別就業者数（令和2年）

部門	大分類	いちき串木野市		薩摩川内市	
		(人)	(%)	(人)	(%)
第1次産業	農業、林業	628	4.9	2,188	4.9
	漁業	116	0.9	292	0.6
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	13	0.1	30	0.1
	建設業	1,217	9.4	4,717	10.5
	製造業	2,385	18.5	8,381	18.7
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	58	0.5	870	1.9
	情報通信業	62	0.5	184	0.4
	運輸業、郵便業	577	4.5	1,671	3.7
	卸売業、小売業	1,777	13.8	5,898	13.1
	金融業、保険業	161	1.2	626	1.4
	不動産業、物品賃貸業	107	0.8	484	1.1
	学術研究、専門・技術サービス業	171	1.3	836	1.9
	宿泊業、飲食サービス業	679	5.3	2,229	5.0
	生活関連サービス業、娯楽業	533	4.1	1,408	3.1
	教育、学習支援業	581	4.5	1,993	4.4
	医療、福祉	2,388	18.5	7,861	17.5
	複合サービス事業	175	1.4	508	1.1
	サービス業（他に分類不能）	636	4.9	2,506	5.6
	公務（他に分類されるものを除く）	621	4.8	2,256	5.0
分類不能の産業		—	—	—	—
総数		12,885	100.0	44,938	100.0

注) 総数は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しないこともある。

出典) 「都道府県・市町村別統計表（男女別人口、年齢3区分・割合、就業者、昼間人口など）」
（総務省、令和2年）

② 生産量及び生産額

イ. 農業

いちき串木野市及び薩摩川内市における令和4年の農業産出額は、第3.2-3表のとおり、いずれの市も肉用牛の産出額が多い。

第3.2-3表 農業産出額（令和4年）

単位：1,000万円

種別		いちき串木野市	薩摩川内市
耕 種	米	22	154
	麦類	0	0
	雑穀	0	0
	豆類	0	0
	いも類	3	5
	野菜	24	96
	果実	35	55
	花き	×	×
	工芸農作物	1	17
	その他作物	×	×
	小計（ア）	88	333
畜 産	肉用牛	255	223
	乳用牛	—	6
	生乳	—	5
	豚	×	×
	鶏	28	165
	鶏卵	3	6
	ブロイラー	25	159
	その他畜産物	×	×
小計（イ）	285	426	
加工農産物（ウ）	0	8	
農業産出額 合計（ア+イ+ウ）	374	767	

注) 1 数値については表示単位未満を四捨五入したため合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

2 「0」は単位に満たないもの、「—」は事実のないもの、「×」は非公表を示す。

出典) 「令和4年 市町村別農業産出額（推計）」（農林水産省、令和6年）

ロ. 林業

いちき串木野市及び薩摩川内市における令和5年度の所有形態別林野面積は、第3.2-4表のとおり、いずれの市も私有林が多い。

第3.2-4表 所有形態別林野面積（令和5年度）

単位：ha

区分	いちき串木野市	薩摩川内市
森林面積	6,897	47,029
国有林	1,260	3,992
私有林	5,636	43,037
県有林	4	413
市町村林	186	8,171
私有林	5,446	34,453

出典) 「令和5年度森林・林業統計」（鹿児島県、令和5年）

ハ. 水産業

いちき串木野市及び薩摩川内市における平成 30 年の海面漁業の種類別漁獲量は、第 3.2-5 表のとおり、いちき串木野市が船びき網漁、薩摩川内市が刺網漁の漁獲量が多い。

なお、いちき串木野市の串木野漁港は、遠洋マグロ漁業基地でもある。

第 3.2-5 表 海面漁業の種類別漁獲量（平成 30 年）

単位：t

漁業種類		いちき串木野市	薩摩川内市
底びき網	遠洋底びき網	—	—
	以西底びき網	—	—
	沖合底びき網	—	—
	小型底びき網	3	52
船びき網		686	314
まき網	大中型まき網	—	—
	中・小型まき網	—	—
刺網		16	550
敷網		—	—
定置網		—	178
その他の網漁業		—	×
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄	×
		近海まぐろはえ縄	—
		沿岸まぐろはえ縄	—
	その他のはえ縄	11	—
はえ縄以外の釣	かつお 1 本釣	—	—
	いか釣	×	1
	ひき縄釣	—	38
	その他の釣	36	69
採貝・採藻		—	1
その他の漁業		×	54
漁獲量総計		14,599	1,332

注) 表中の「-」は事実のないもの、「×」は非公表を示す。

出典) 「海面漁業生産統計調査 平成 30 年産市町村別データ」(農林水産省、令和 2 年)

川内川における令和 3 年度の内水面漁業の種別水揚高及び金額は、第 3.2-6 表のとおり、水揚高はかにが、金額はしらすうなぎが多い。

第 3.2-6 表 内水面漁業の種別水揚高及び金額（令和 3 年度）

単位：kg、千円

種別	水揚高	金額	種別	水揚高	金額
しらすうなぎ	33	31,493	このしろ	50	5
こい	118	56	せいご	0	0
ぼら	106	24	あゆ	1,063	2,285
ちぬ	45	3	かに	3,561	4,362
ふな	79	32	えび	201	603
うなぎ	602	2,348	しじみ	100	20
いのこ	50	8	その他	336	295
すずき	39	31	計	6,383	41,565

出典) 「統計さつまませんだい 令和 4 年度版」(薩摩川内市、令和 5 年)

二. 商業

いちき串木野市及び薩摩川内市における令和3年の年間商品販売額は、第3.2-7表のとおり、いちき串木野市が236億円、薩摩川内市が1,534億円となっている。

第3.2-7表 年間商品販売額（令和3年）

産業分類	内 容	いちき串木野市	薩摩川内市
卸売業	事業所数	48	154
	従業者数（人）	221	1,126
	年間商品販売額（百万円）	6,680	73,480
小売業	事業所数	236	717
	従業者数（人）	1,150	4,410
	年間商品販売額（百万円）	16,943	80,002
合計	事業所数	284	871
	従業者数（人）	1,371	5,536
	年間商品販売額（百万円）	23,623	153,481

注）合計は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しないことがある。

出典）「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（市区町村表）」（経済産業省、令和5年）

ホ. 工業

いちき串木野市及び薩摩川内市における令和3年の年間製造業品出荷額は、第3.2-8表のとおり、いちき串木野市が773億円、薩摩川内市が2,076億円となっている。

第3.2-8表 年間製造品出荷額（令和3年）

単位：万円

産 業 分 類	いちき串木野市	薩摩川内市
食料品製造業	3,868,639	1,636,427
飲料・たばこ・飼料製造業	1,421,828	355,600
繊維工業	×	—
木材・木製品製造業（家具を除く）	×	252,020
家具・装備品製造業	×	×
パルプ・紙・紙加工品製造業	×	3,179,353
印刷・同関連業	—	45,761
化学工業	—	×
石油製品・石炭製品製造業	×	×
ゴム製品製造業	—	—
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	—	115,749
窯業・土石製品製造業	106,622	12,699,726
鉄鋼業	×	×
非鉄金属製造業	×	×
金属製品製造業	35,692	1,124,004
はん用機械器具製造業	—	231,840
生産用機械器具製造業	×	425,846
業務用機械器具製造業	—	×
電子部品・デバイス・電子回路製造業	×	308,355
電気機械器具製造業	×	×
輸送用機械器具製造業	×	—
その他の製造業	—	66,562
製造業 計	7,737,117	20,766,635

注）表中の「-」は事実のないもの、「×」は非公表を示す。

出典）「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（市区町村表）」（経済産業省、令和5年）

3.2.2 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺における土地利用の状況は、第3.2-9表のとおり、いずれの市も山林の比率が最も多く、次いでその他となっている。また、「国土数値情報土地利用細分メッシュ」に基づく土地利用図は第3.2-1図、「国土利用計画法」（昭和46年法律第100号）に基づく用途地域は第3.2-2図のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周辺には、国有林、農用地区域等がある。

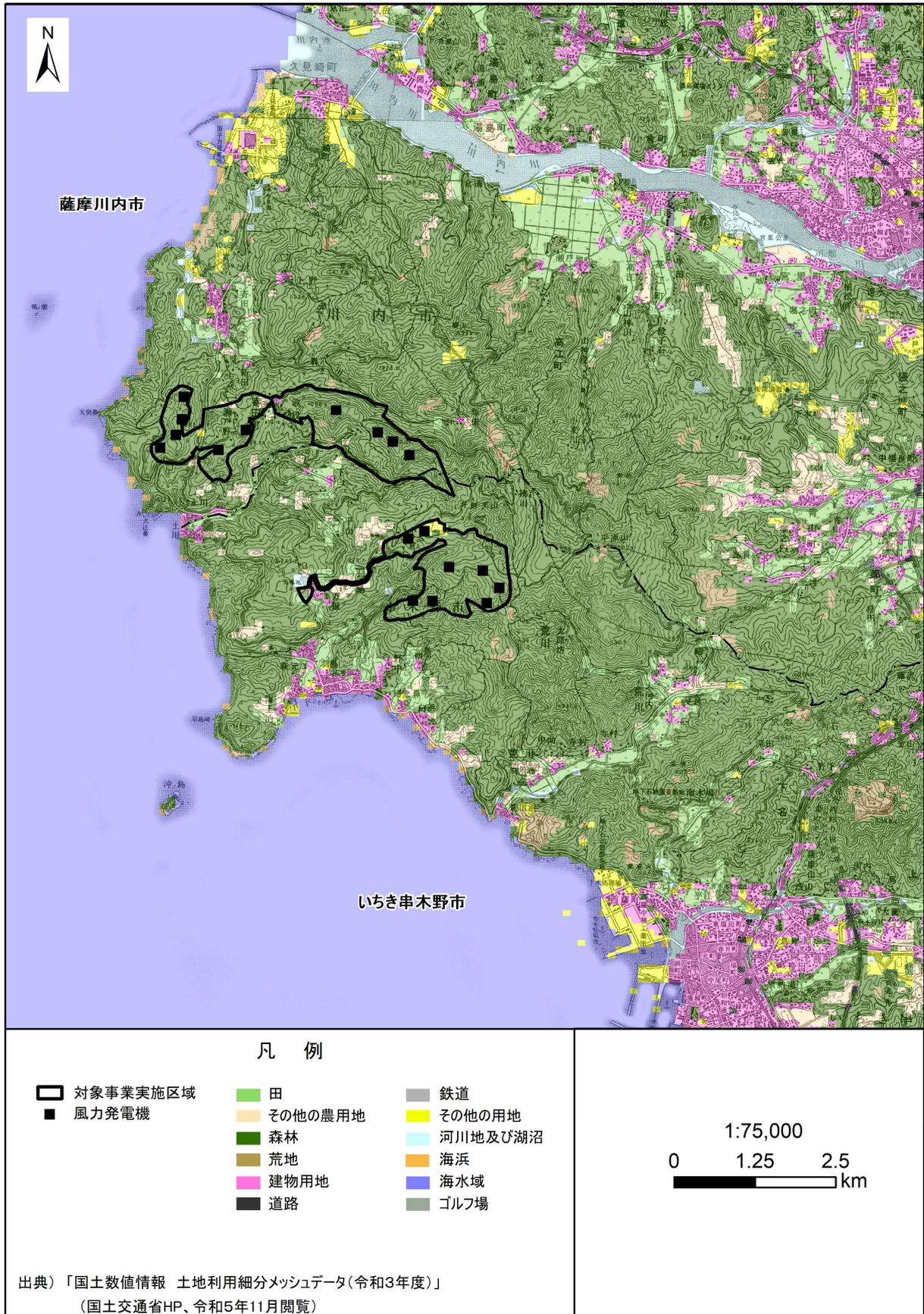
第3.2-9表 土地利用の状況

市 町		いちき串木野市 (令和4年)	薩摩川内市 (令和4年)
総面積 (km ²)		112.300	682.920
土地の地目	田	面積 (km ²)	44.367
		比率 (%)	6.50
	畑	面積 (km ²)	33.944
		比率 (%)	4.97
	宅地	面積 (km ²)	26.547
		比率 (%)	3.89
	山林	面積 (km ²)	324.799
		比率 (%)	47.56
	原野	面積 (km ²)	61.670
		比率 (%)	9.03
	雑種地	面積 (km ²)	15.690
		比率 (%)	2.30
	その他	面積 (km ²)	41.380
		比率 (%)	25.76

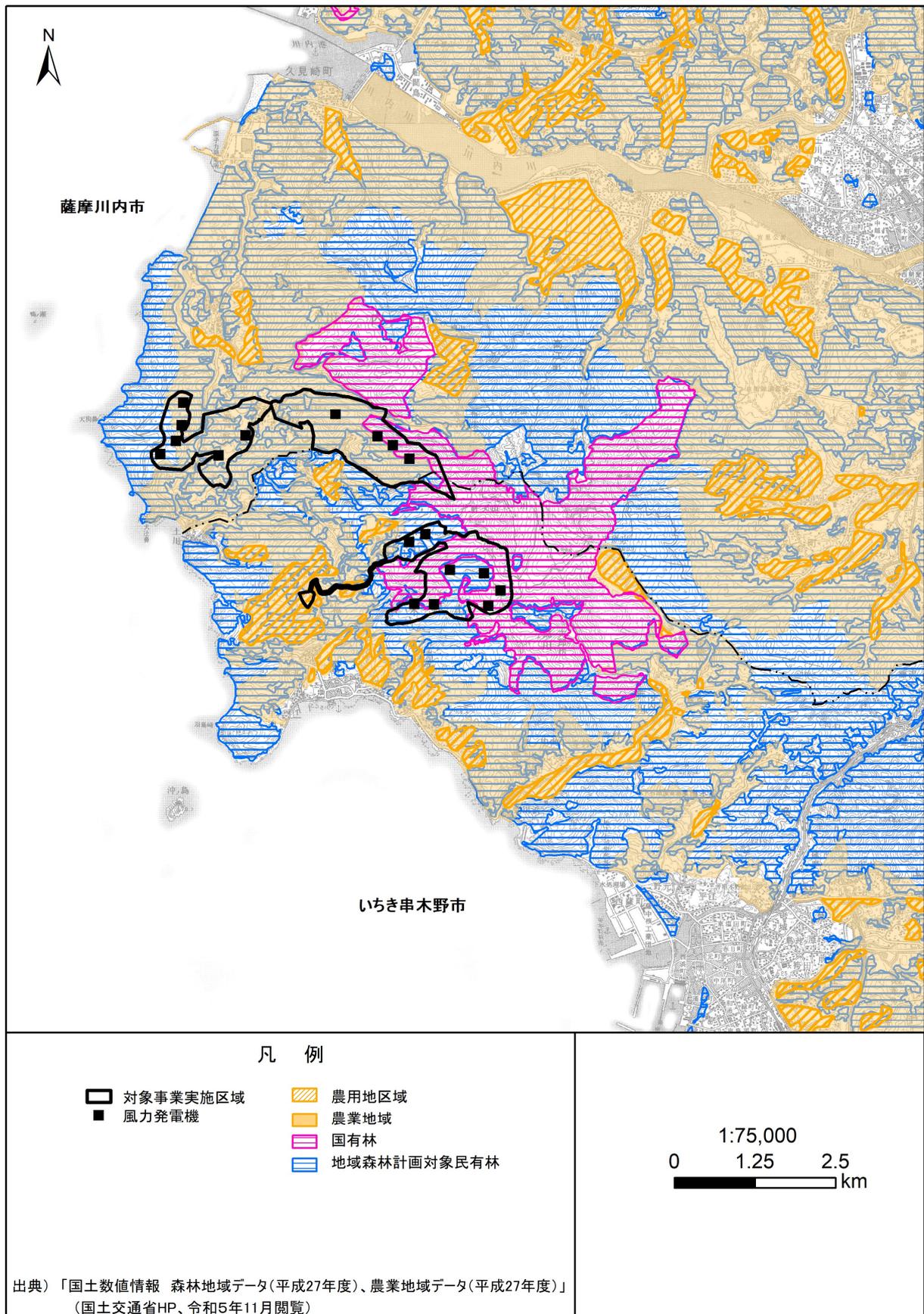
注) 各市の面積は1月1日現在、「-」は該当数字がないものである。

出典) 「統計いちき串木野-令和5年度版-」(いちき串木野市、令和6年)

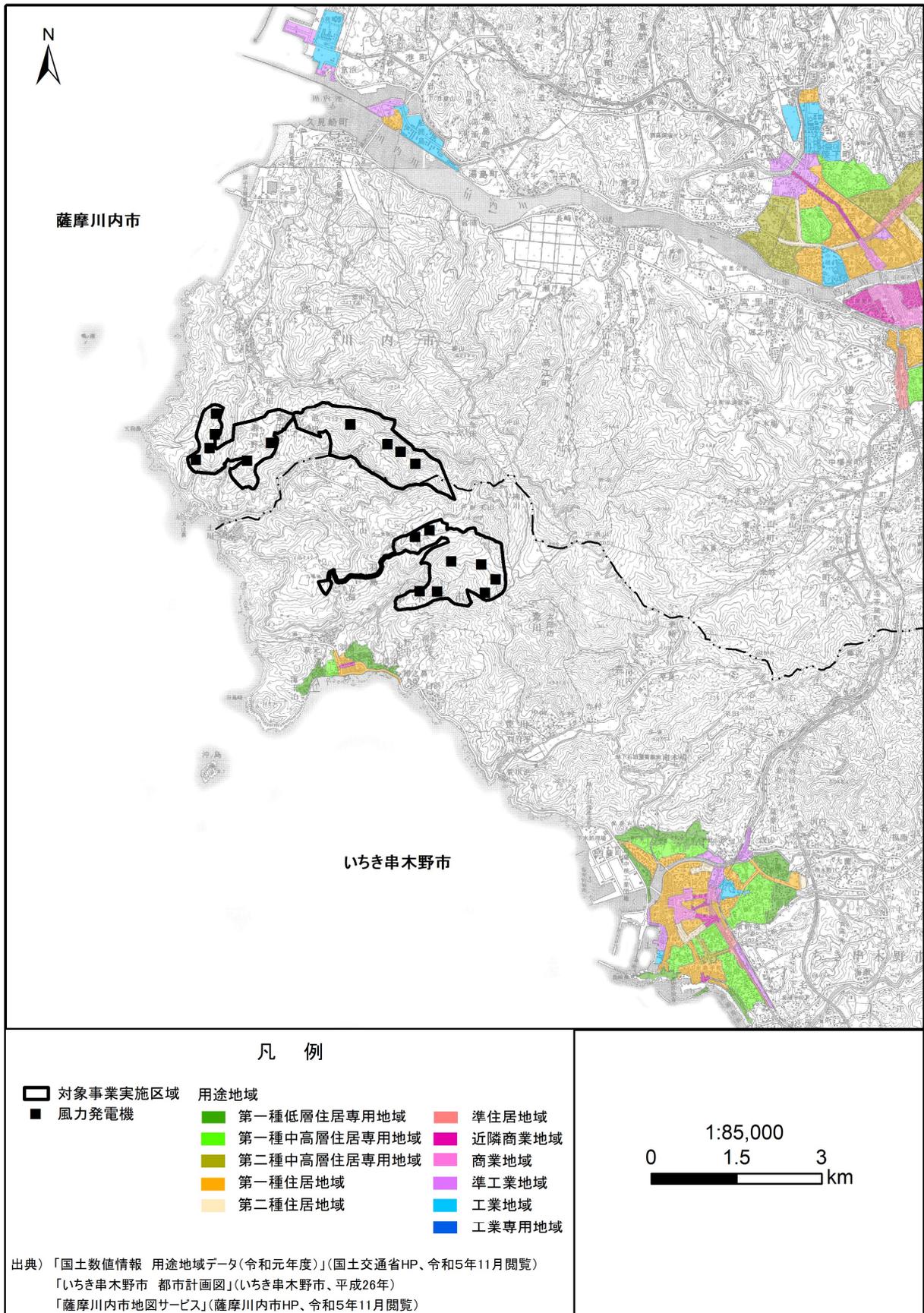
「統計さつまぜんだい 令和4年度版」(薩摩川内市、令和5年)



第 3.2-1 図(1) 土地利用図



第 3.2-1 図(2) 土地利用図



第 3.2-2 図 用途地域

3.2.3 河川及び地下水の利用の状況

(1) 河川の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺における主な河川は、いちき串木野市に二級河川の土川水系土川川、平身川水系平身川、荒川水系荒川及び五反田川水系五反田川、薩摩川内市に一級河川の川内川水系川内川とその支川及び二級河川の轟川水系轟川がある。

いちき串木野市及び薩摩川内市における水道の整備状況は第 3.2-10 表のとおりである。

第 3.2-10 表 水道の整備状況

市町	区分		箇所数	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
いちき 串木野市	合計		5	30,850	26,398	97.8
	上水道		3	28,200	25,976	
	簡易水道		0	0	0	
	専用水道	自己水源	2	2,650	422	
		その他	0	0	0	
薩摩川内市	合計	合計	14	90,940	90,490	97.5
	上水道	上水道	1	86,000	86,630	
	簡易水道	簡易水道	2	4,940	3,860	
	専用水道	自己水源	9	0	0	
		その他	2	0	0	

出典) 「令和 4 年度版鹿児島県の水道(令和 3 年度水道統計調査)」(鹿児島県、令和 5 年)

対象事業実施区域及びその周辺における漁業権は、第 3.2-11 表、第 3.2-12 表及び第 3.2-3 図のとおり、川内川の本川及び支川に設定されている。

第 3.2-11 表 河川における漁業権の設定状況

河川名	漁業権者の名称	漁業権の免許番号
川内川	川内川漁業協同組合	鹿内共第 4 号、鹿内共第 5 号
	川内市内水面漁業協同組合	鹿内共第 4 号、鹿内共第 5 号、鹿内共第 7 号

注) 漁業権の免許番号の「鹿内共第 5 号」は、川内川の上流地域での漁業権である。

出典) 「鹿児島県商工労働水産部水産振興課資料」(鹿児島県、令和 5 年)